

令和元年度第1回岩手県建築審査会

〈議案書〉

日時 令和元年12月20日（金）午後1時30分から

場所 岩手県庁 8階 8-L会議室

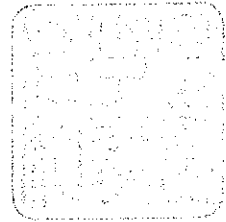
議事(1) 諮問事項 ア

建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可について
(陸前今泉駅上り)

建 住 第 6 3 3 号
令 和 元 年 1 2 月 3 日

岩手県建築審査会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也



建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可について
建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第2号の規定により、建築物を許可することについて、次のように貴審査会に同意を求める。

記

- 1 申請者 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 盛岡支社長 石田 亨
- 2 敷地の位置等
 - (1) 地名地番 陸前高田市気仙町字愛宕下39-5、無地番水路の各一部 市道田の浜町線道路敷地内
 - (2) 用途地域 第1種中高層住居専用地域
 - (3) 防火地域等 都市計画区域内、防火指定なし、建築基準法第22条指定区域(屋根不燃)
 - (4) 敷地面積 37.49 m²
 - (5) 主要用途 路線バス停留所の上家
- 3 建築物の概要
 - (1) 工事種別 新築
 - (2) 構造・規模 アルミニウム合金造平屋建て
 - (3) 延べ床面積 21.15 m²
 - (4) 最高の高さ 3.474m

4 理由

JR 大船渡線の BRT による復旧として陸前今泉駅を整備するにあたって、バス等の停留所の上家を建築することは、建築基準法第44条第1項による道路内の建築制限を受ける。

本申請建築物は、同条同項第2号の規定により公益上必要な建築物で通行上支障ないと認められることから、許可しようとするものである。

高田地区・今泉地区土地利用計画

【参考資料 1】

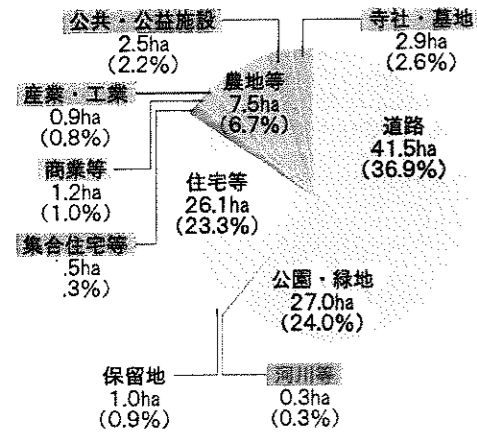
出典: 陸前高田市

今泉地区

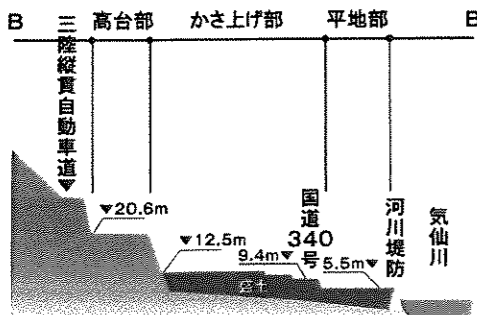
【事業概要】

事業の名称	陸前高田都市計画 今泉地区被災市街地 復興土地区画整理事業
施行面積	約112.4ha (高台部 かさ上げ部 平地部) 60.1ha 38.2ha 14.1ha
計画人口	約560戸 / 1,600人
施行期間	平成24年9月26日～ 令和8年3月31日 (清算期間5年を含む ・工事完了は令和2年度末予定)
事業費	833.2億円

【土地利用面積】

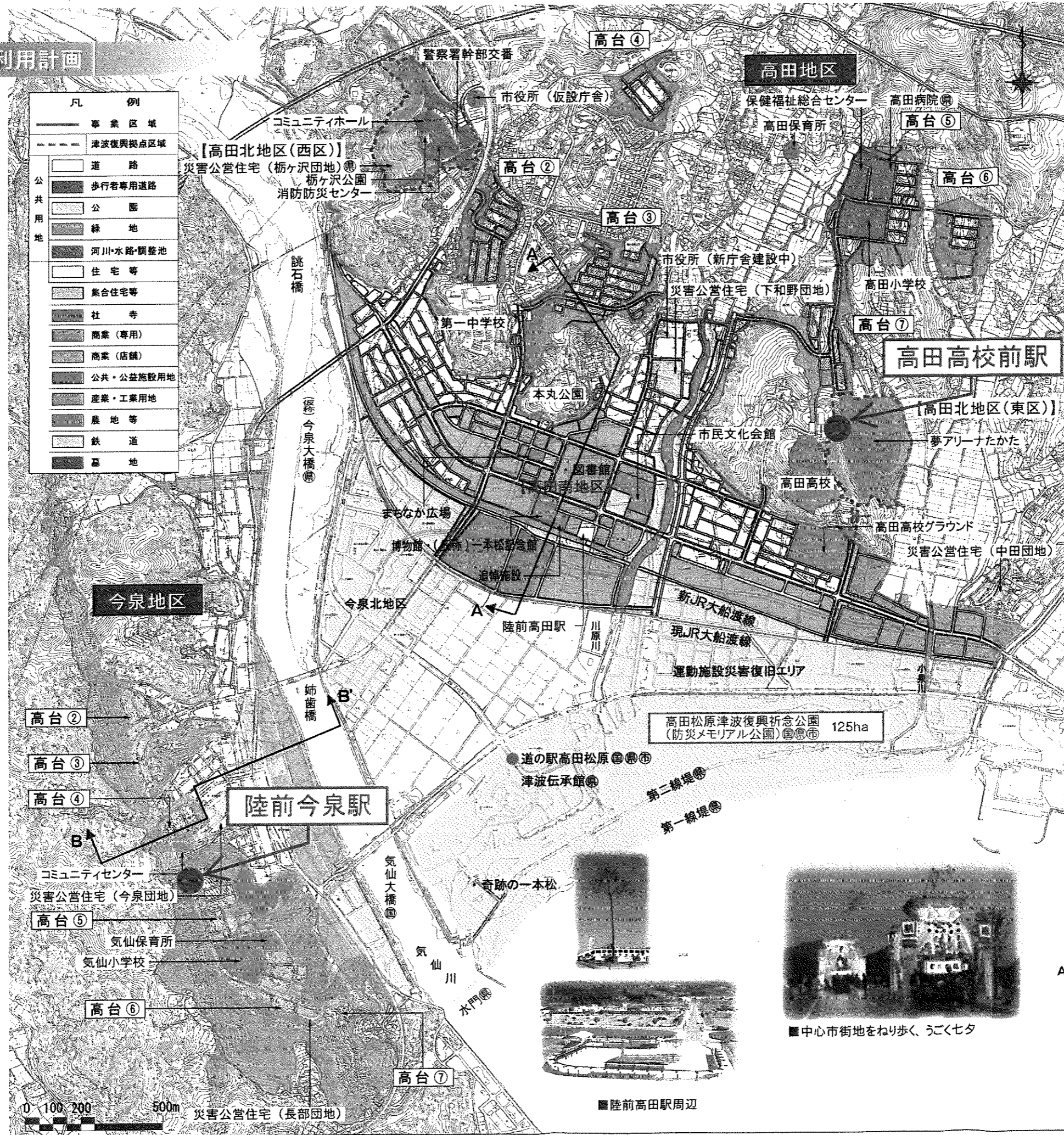


【B-B' 断面イメージ】



凡 例

- 事業区域
- 津波復興拠点区域
- 道路
- 歩行者専用道路
- 公園
- 緑地
- 河川・水路・調整池
- 住宅等
- 集合住宅等
- 社 寺
- 商業 (専用)
- 商業 (店舗)
- 公共・公益施設用地
- 産業・工業用地
- 農地等
- 鉄 道
- 墓 地

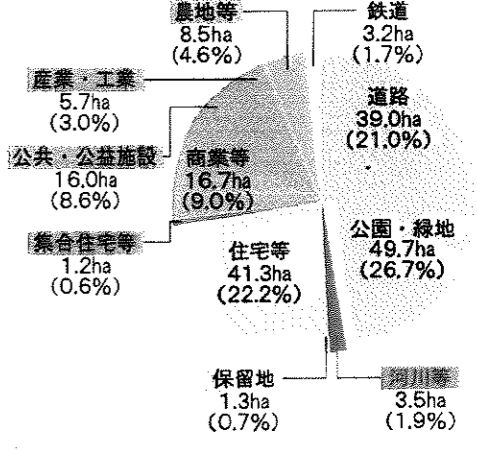


高田地区

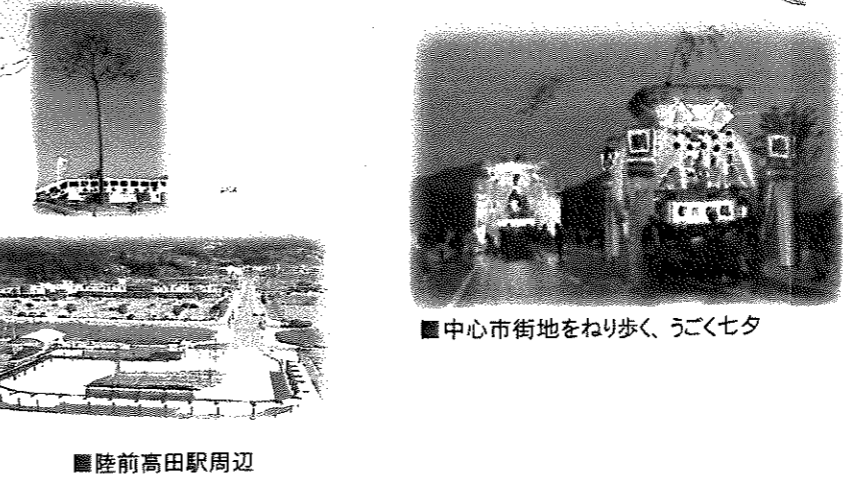
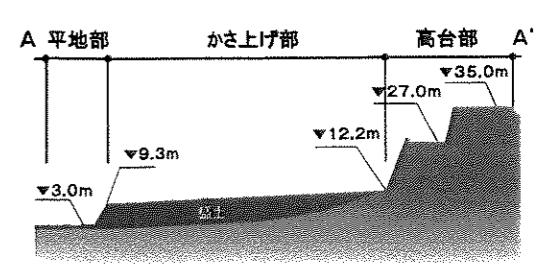
【事業概要】

事業の名称	陸前高田都市計画 高田地区被災市街地 復興土地区画整理事業
施行面積	約186.1ha (高台部 かさ上げ部 平地部) 45.0ha 87.1ha 54.0ha
計画人口	約1,560戸 / 4,300人
施行期間	平成24年9月26日～ 令和8年3月31日 (清算期間5年を含む ・工事完了は令和2年度末予定)
事業費	722.5億円

【土地利用面積】



【A-A' 断面イメージ】



※この計画は令和元年6月1日現在 (高田地区第8回・今泉地区第6回事業計画変更認可後) のものであり、今後の検討で変更される場合があります。

今泉地区(全体)

写真:R1.10.24撮影



【参考資料 2】

出典:陸前高田市

高田地区(全体)

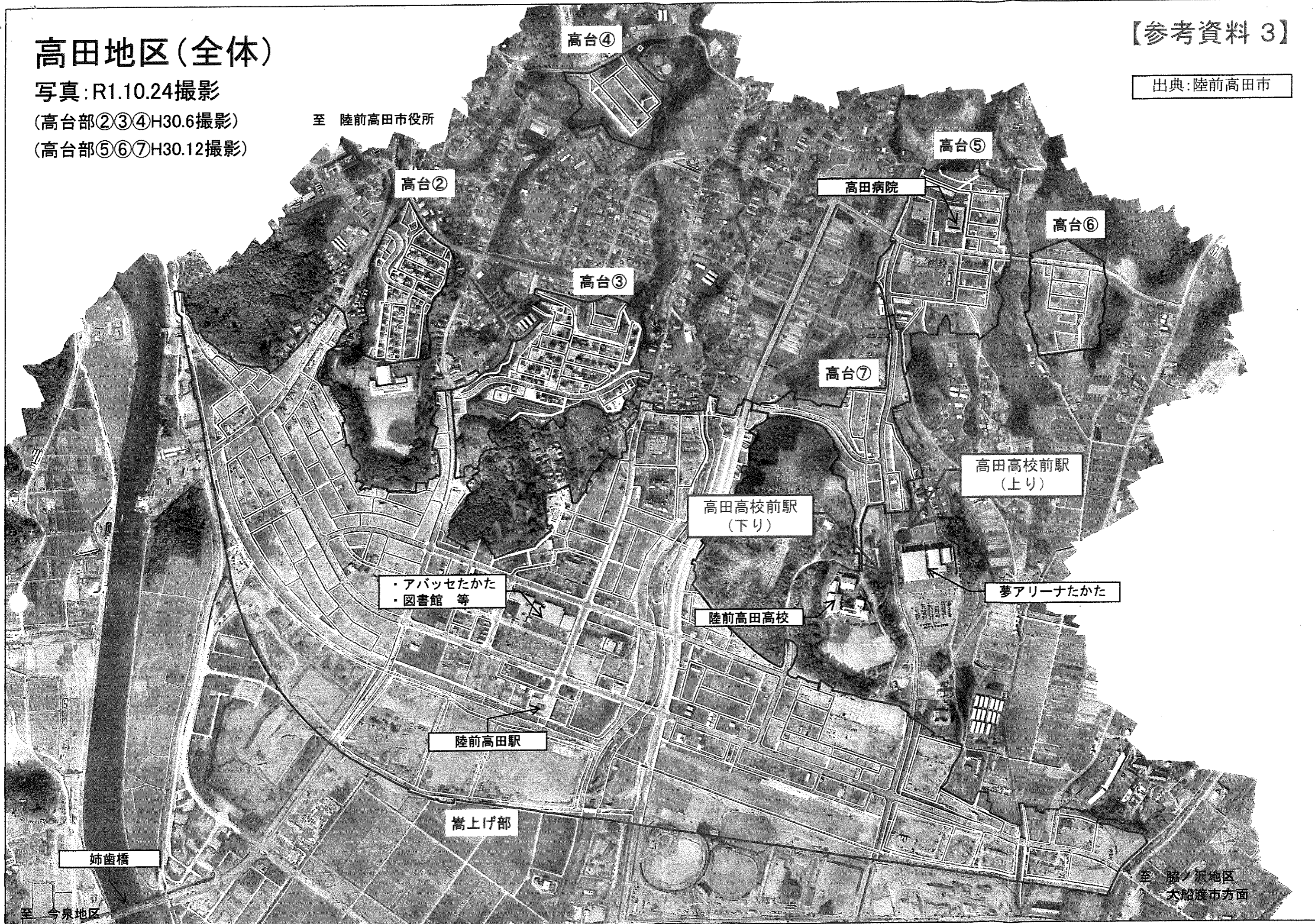
写真: R1.10.24撮影

(高台部②③④H30.6撮影)

(高台部⑤⑥⑦H30.12撮影)

【参考資料 3】

出典: 陸前高田市



関係法令

建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

（道路内の建築制限）

第 44 条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 地盤面下に設ける建築物
 - 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
 - 三 地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
 - 四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの
- 2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

平成 19 年 6 月 20 日付け国住街第 64 号建築基準法道路関係規定運用指針の策定について
（技術的助言）

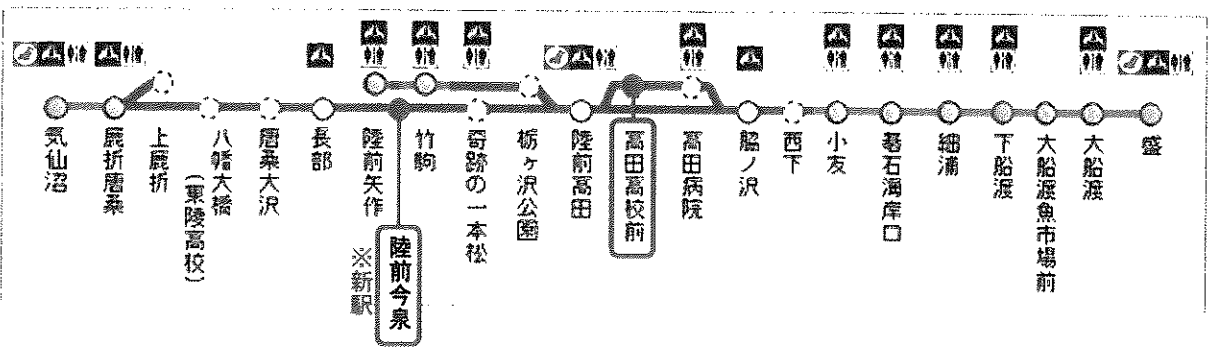
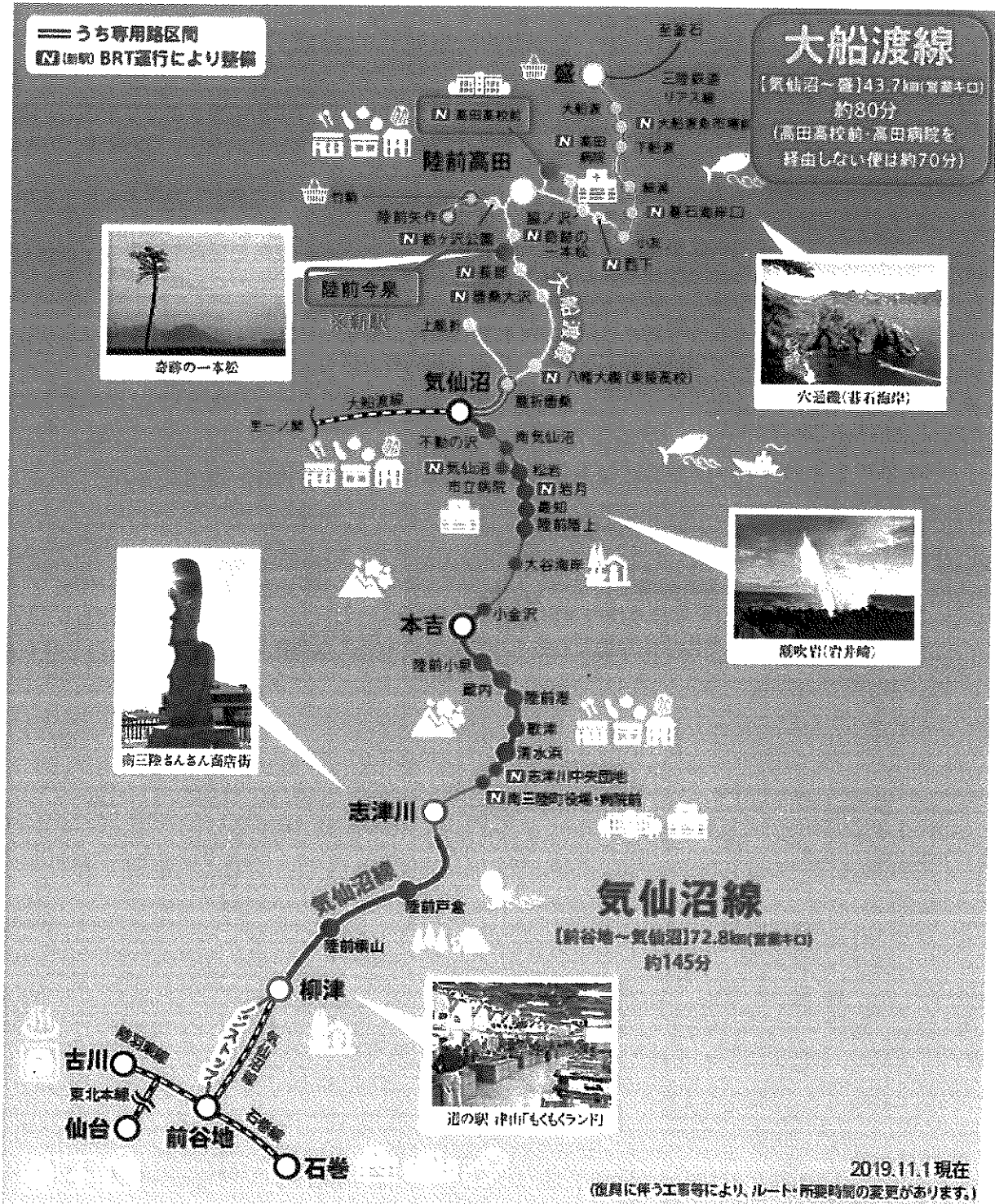
建築基準法道路関係規定運用指針抜粋

IV 道路内の建築制限

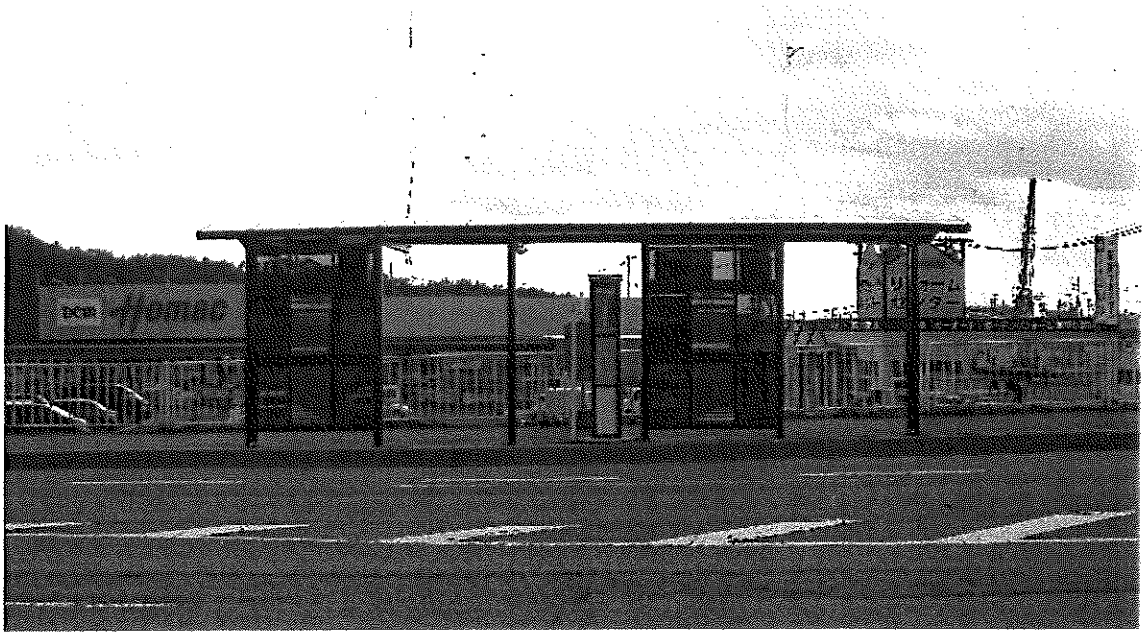
1 法第 44 条第 1 項第 2 号の規定に基づく許可

バス停留所若しくは自転車駐車場の上家又はアーケードについては、法第 44 条第 1 項第 2 号に規定する「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物」に含まれるものと解する。

大船渡線 BRT (バス高速輸送システム) 運行ルート



BRT バス停上屋イメージ写真（上屋）



路線バス停留所の上家計画概要

計画概要

1 申請者氏名

東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 盛岡支社長 石田 亨

2 敷地の位置

- (1) 敷地の位置 陸前高田市気仙町字愛宕下 39-5、無地番水路の各一部
市道田の浜町線道路敷地内 (陸前今泉駅 上り)
- (2) 敷地面積 37.49 m²
- (3) 用途地域 第一種中高層住居専用地域 (建ぺい率 60% 容積率 200%)
- (4) 防火地域等 法第 22 条区域 (屋根不燃区域)

3 建築物の概要

(1) 計画建築物

用途	構造	規模
路線バス停留所の上家	アルミニウム合金造	延べ面積 21.15 m ²

- (2) 計画建築物棟数 1 棟
- (3) 建ぺい率 28.20%
- (4) 容積率 56.42%

1. 工事名称	工事名称 東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧(陸前今泉駅外1駅新築他)	建築主 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員盛岡支社長 石田 亨
	建設地 (地名等) 岩手県陸前高田市気仙町字夏若下39-5, 無地番水路の各一部 市道 田の浜町線道路敷地内	住所氏名 岩手県盛岡市盛岡駅前通1番41号 JR盛岡支社ビル
	主要用途 路線バス停留所の上家(陸前今泉駅(上り))	〒 020-0034 電話 019-625-4019 番
	工事種別 (建築) 増築・別荘増築・改築・改装(大規模の修繕)・室内改修 用途変更(大規模の増築等)・仮設建築・解体・修繕・修繕	工 期 着工 R02.01 竣工 R02.03

2. 敷地状況	敷地面積 公算 ㎡ (=) 坪 () 実測 37 ㎡ 49 (=) 坪 ()	建ぺい率 基準建ぺい率 60 % 00 容積率 基準容積率 200 % 00
	用途地域 (住居専用に準じた用途) 住居(第一種)・準住居・近隣商業・商業・準工業 工業・工業専用に指定なし	日影制限 平均地盤面からの高さ ㎡ 敷地境界線より5mを超え10m以内の範囲 時間内 敷地境界線より10mを超える場合 時間内
	防火地域 防火・準防火・指定なし(法22条区域) 特定行政庁の指定区域	
	その他の地域地区 (都市計画区域内) 都市計画区域外・市街化区域・市街化調整区域・特別工業地区・特別用途地区・農林地区・西園地事業区域・指定地区・改良地区 文教地区(第一種)・風防地区(第一種)・高層地区(第一種)・駐車場整備地区・電気伝導管管止地区・多雪地区・災害危険地区・耕地地区 土地区画整理事業地区・宅地区画工事規制区域・国立公園・国定公園・河川敷 (その他)	

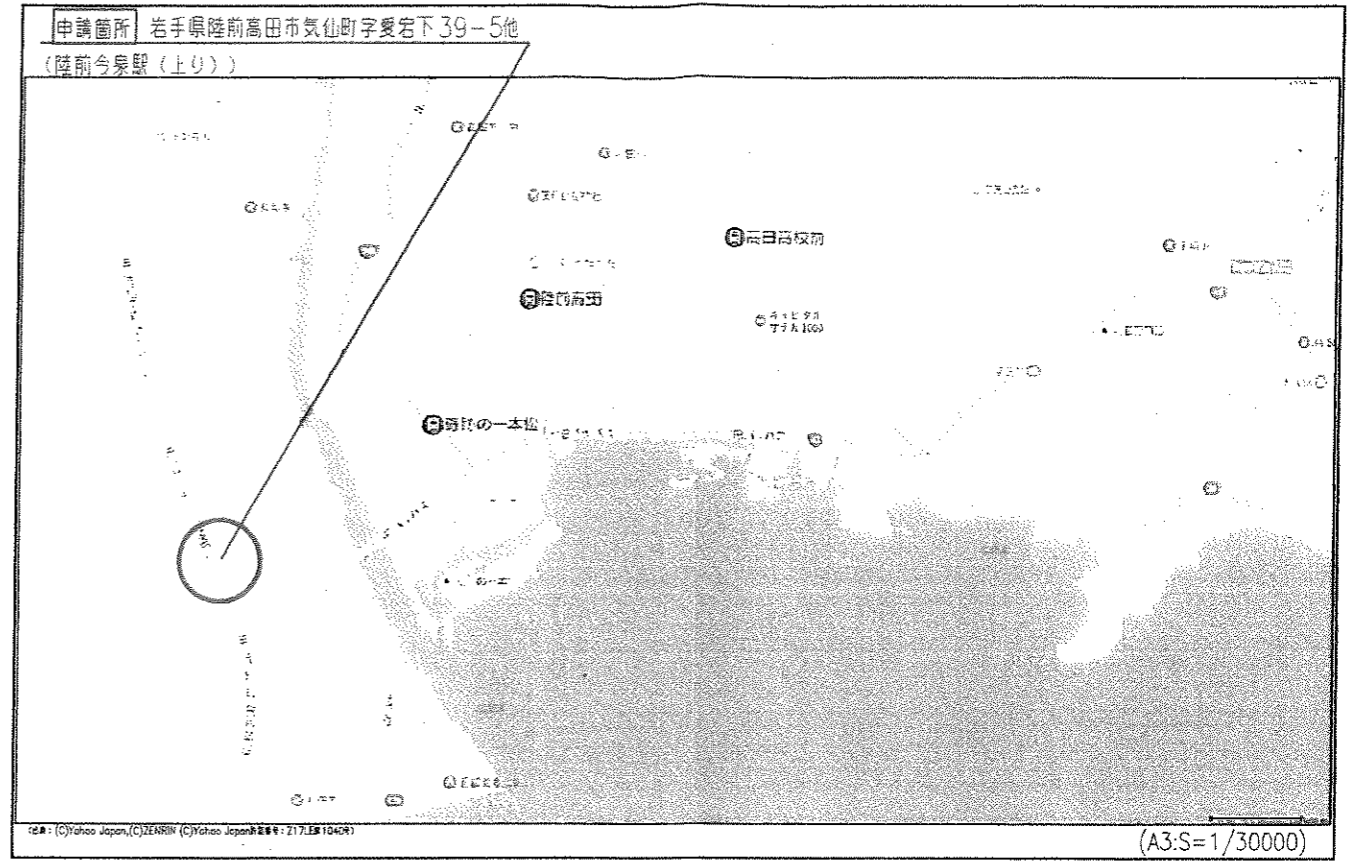
3. 構造規模	構造 SRC造・RC造・PC造・鉄骨造・鉄骨鉄筋造・CB造・木造 (その他(アルミニウム合金造))	階数 (B) (F 1) (P)
	構造形式 (ラーメン) 壁・立体トラス・シェル・その他 ()	最高高さ 3 ㎡ 437
	基礎 地盤支保(ベタ・布・(柱工)) その他 () 柱支保(RC柱・PC柱・アースリール・ベノン・鋼管・その他)	最高軒高 3 ㎡ 080
	増築予定 なし	その他

4. 面積	申請部分	申請以外の部分	合計	建ぺい率・容積率	その他(ピロティ・バルコニー等)
建築面積	10 ㎡ 57 (= 坪)	0 ㎡ 00 (= 坪)	10 ㎡ 57 (= 坪)	容積 28.20 % 60.00	
延床面積	21 ㎡ 15 (= 坪)	0 ㎡ 00 (= 坪)	21 ㎡ 15 (= 坪)	対象面積 21 ㎡ 15 容積 56.42 % 200.00	

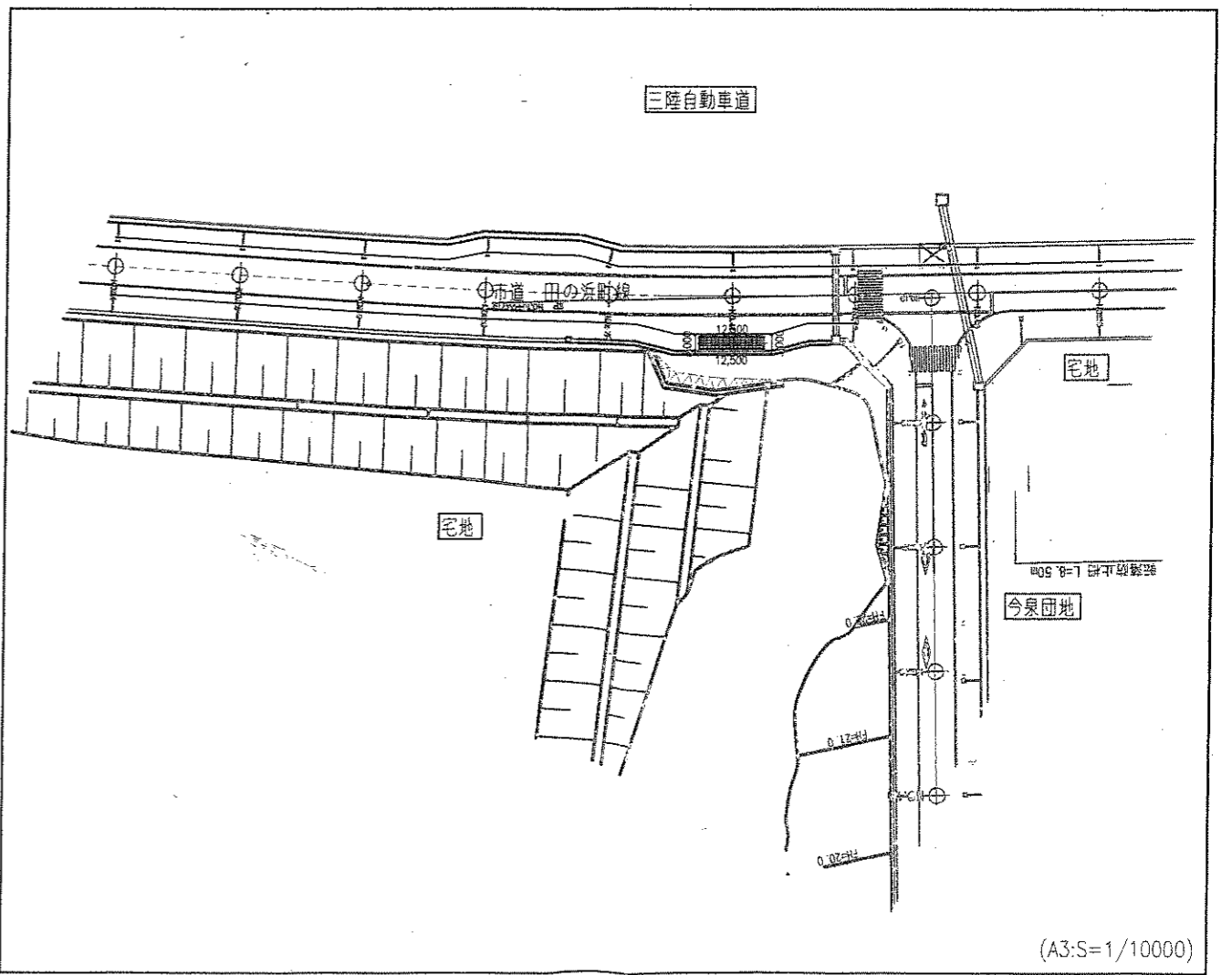
5. 床面積	階数	申請部分	申請以外の部分	合計	階高	主要用途
	1	21 ㎡ 15	㎡	21 ㎡ 15	㎡	上家(上り)
		㎡	㎡	㎡	㎡	
		㎡	㎡	㎡	㎡	
		㎡	㎡	㎡	㎡	
		㎡	㎡	㎡	㎡	
		㎡	㎡	㎡	㎡	
		㎡	㎡	㎡	㎡	
		㎡	㎡	㎡	㎡	
		㎡	㎡	㎡	㎡	
		㎡	㎡	㎡	㎡	

6. 別途工事					

7. 案内図

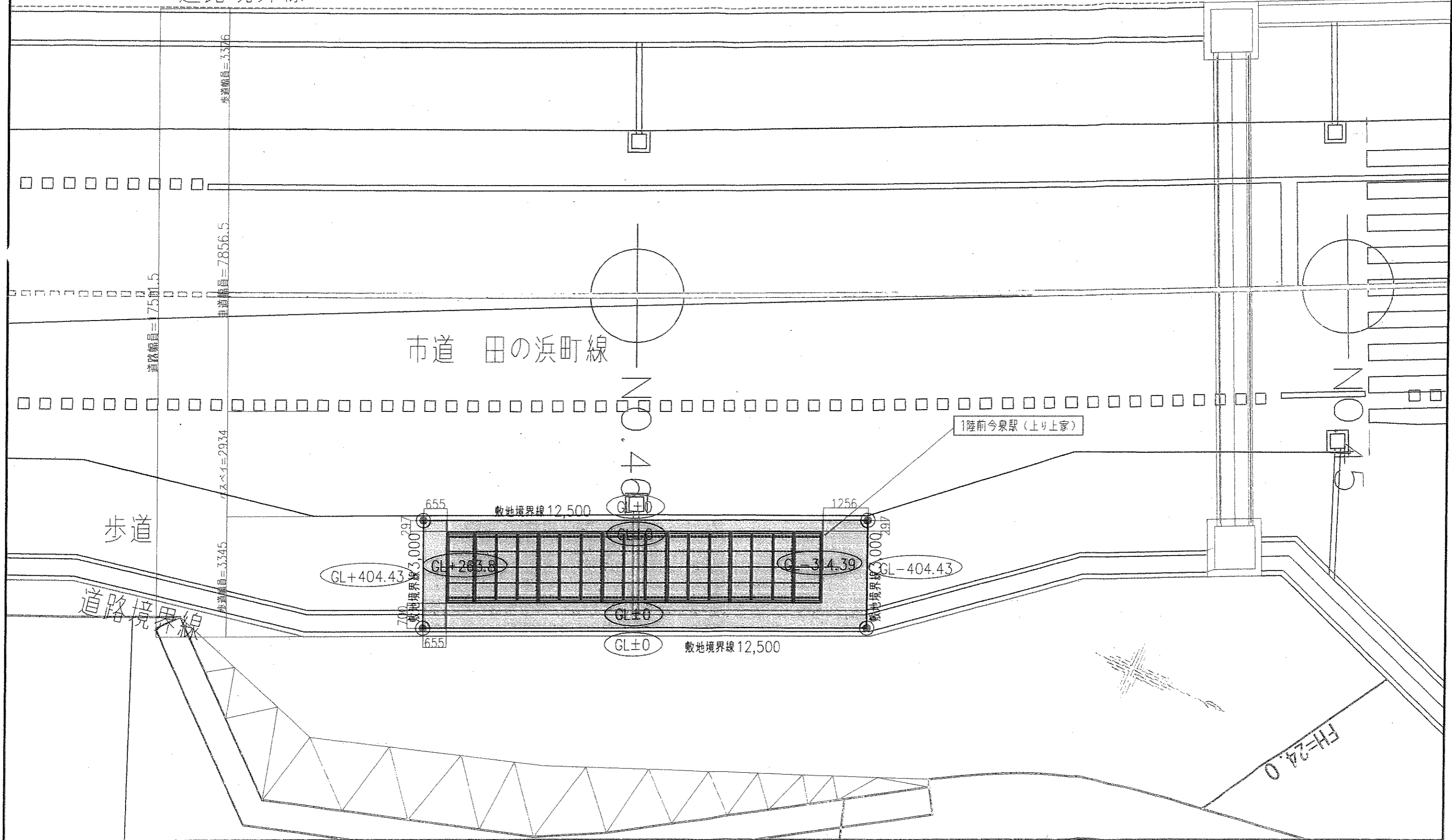


8. 構内図



配置基準図(上り)

道路境界線



1陸前今泉駅(上り上家)

GL+404.43

GL+263.8

GL±0


GL-34.39

GL-404.43

GL±0

敷地境界線 12,500

FH=24.0


 EAST JAPAN RAILWAY COMPANY
 東日本旅客鉄道株式会社 東北工事事務所 一級建築士事務所
 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目3番1号
 一級建築士事務所 宮城県知事登録 第176100号
 一級建築士 大臣登録 第282654号 尾関 崇

縮尺
 A1: 1/50
 A3: 1/100
 2019-10

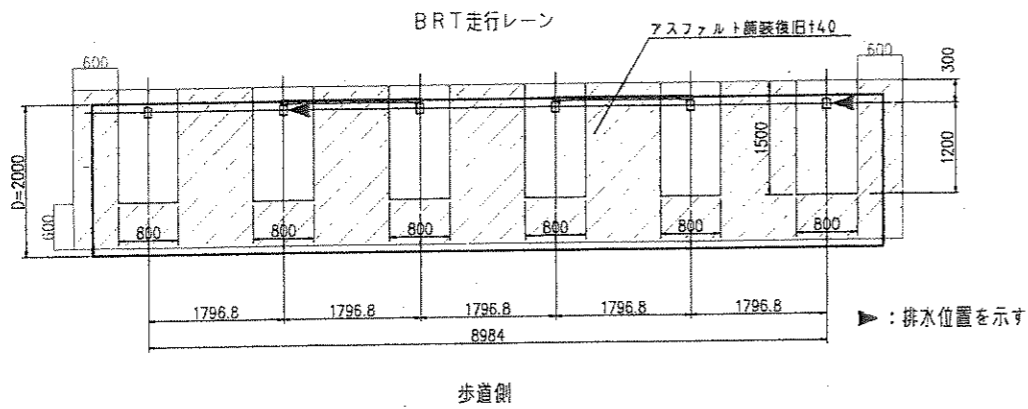
部長	副部長	監督者

工事名称
 東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧
 (陸前今泉駅外1新築他)
 図面名称
 陸前今泉駅 配置基準図

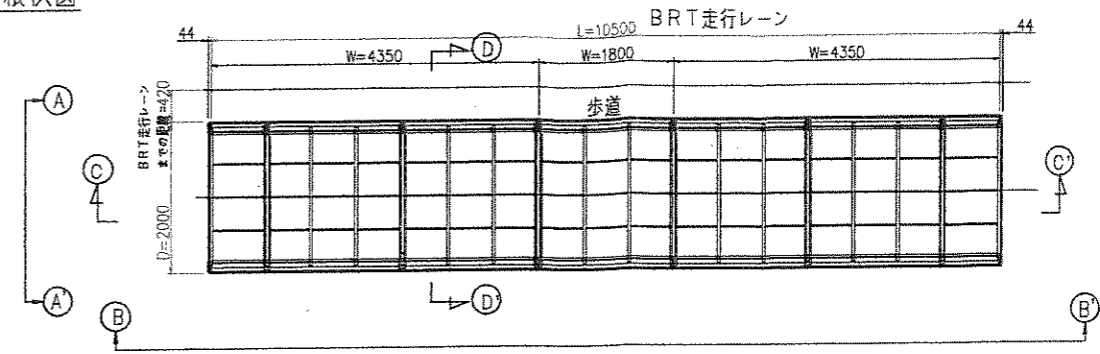
図面番号

【上り】旅客上家

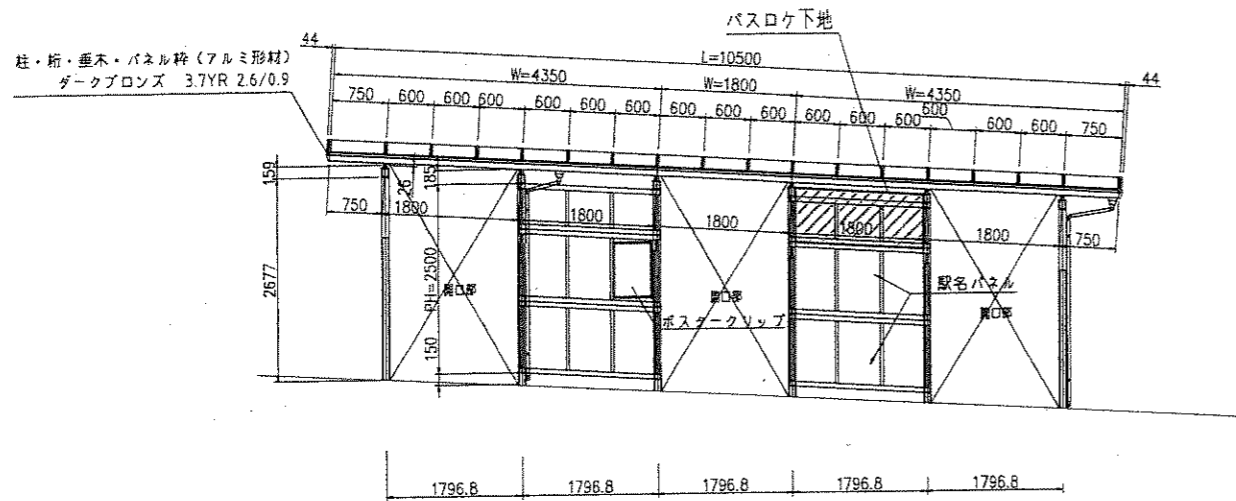
平面図兼柱・基礎位置図



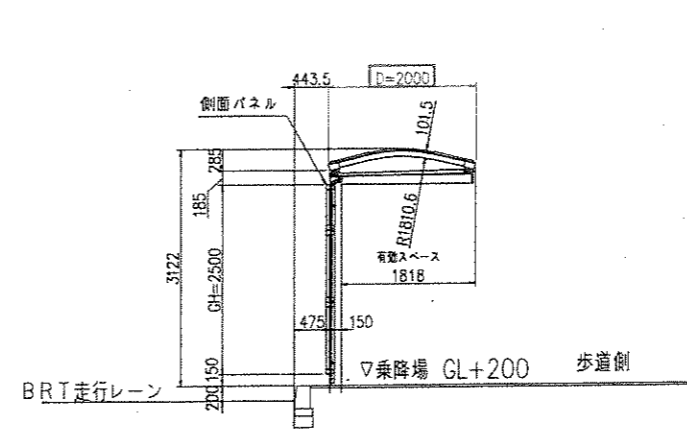
屋根伏図



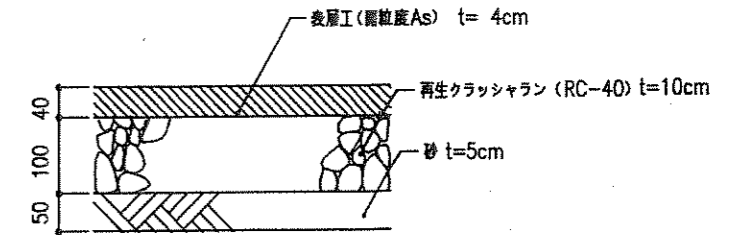
立面図 (B-B')



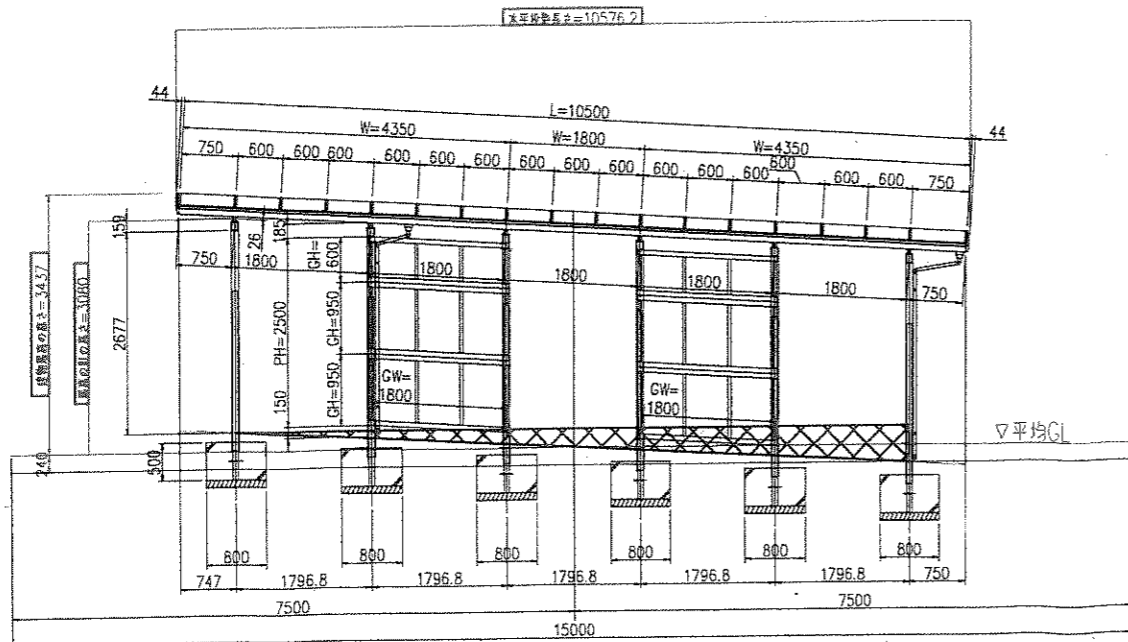
立面図 (A-A')



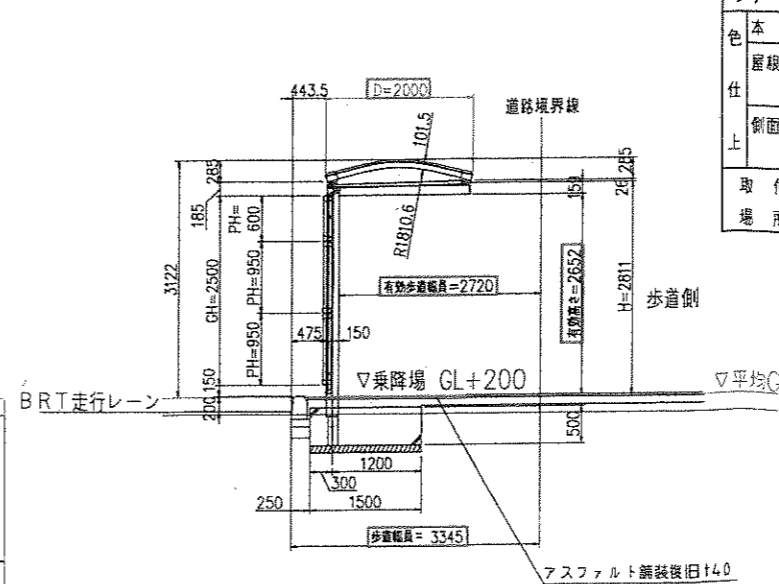
舗装標準図 (S=10)



断面図 (C-C')



断面図 (D-D')



部番	S-1	数量	1	備考
シリーズ	ファイナロードS			一般地域型
色	ダークブロンズ (BD)			積管 40cm (800N/m)
仕	屋根パネル			一本柱タイプ (備芯柱)
	(材質)	フルスモーク (AO)		
	側面パネル			
	(材質)	ポリカーボネート板 t=2.0		※規定値DW-9054 (建築基準法第63条及び同法施行令第136条の2の第一号規定に基づく)
	上			
	(材質)	ポリカーボネート板 t=2.0		※規定値DW-9054 (建築基準法第63条及び同法施行令第136条の2の第二号規定に基づく)
取付場所				陸前今泉駅(上り)

EAST JAPAN RAILWAY COMPANY
 東日本旅客鉄道株式会社 東北工事事務所 一級建築士事務所
 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目3番1号
 一級建築士事務所 宮城県知事登録 第17610079号
 一級建築士 大佐登録 第262664号 尾関 崇 印

縮尺
 A1:1/5・50
 A3:1/10・100
 2019・10
 工事名称
 東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧
 (陸前今泉駅外1駅築替)
 図面名称
 陸前今泉駅 上り 平面図・立面図・断面図
 図面番号
 A006

令和 1 年 11 月 22 日

特定行政庁

岩手県知事 様

東日本旅客鉄道株式会社
執行役員盛岡支社長
石田 亨

申 請 理 由 書

大船渡線 BRT バス停留所 陸前今泉駅（上り）上家（岩手県陸前高田市気仙町字愛宕下）
について

1. 許可申請理由

陸前今泉駅は陸前高田市からのご要望により、近隣にお住まいの方の利便性向上のために新設する駅です。BRT 駅の上家設置については、お客さまの快適性を考慮し設置可能な場所に計画をしています。この度、上り上家の計画位置が道路区域となることから許可申請を行います。

2. 交通量

別紙 1 にて記載

3. 維持管理計画

安全かつ円滑な交通の確保を図るため、日々のバス運行時に車上から目視点検を行い、損傷があった場合には、施設設置側で速やかに修繕を行う。
また、必要により施設設置側で見回り点検を行う。



総

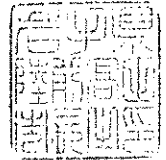


陸高まち第113号
令和元年7月5日

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員盛岡支社長 石田 享 様

陸前高田市市長 戸羽 太



JR大船渡線BRT「陸前今泉駅」(仮称)の設置について(要望)

貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は市政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

JR大船渡線のBRTによる本格復旧に当たり、陸前高田市では、災害に強い道路ネットワークや新市街地、公共施設の整備など新しいまちづくりの復興段階に応じた柔軟なBRT運行を目指すとともに、地域住民や来訪者にとっても安全安心な快適で利用しやすい将来にわたって持続可能な地域公共交通の環境づくりに取り組んでいるところです。

さて、今般、地域住民から要望が出されておりました陸前高田市気仙町今泉地区への新駅設置について、平成31年2月19日開催の平成30年度第3回陸前高田市地域公共交通会議において協議しましたところ、市として新駅の設置を要望することとして協議が調ったところであります。

つきましては、地域住民の利便向上を図るため、「陸前今泉駅」(仮称)を設置して下さるようお願いいたします。

記

1 要望事項

大船渡線BRT「陸前今泉駅」(仮称)を新設願いたいこと。

2 駅要望位置

陸前高田市気仙町字愛宕下地内 市道「田の浜町線」沿い

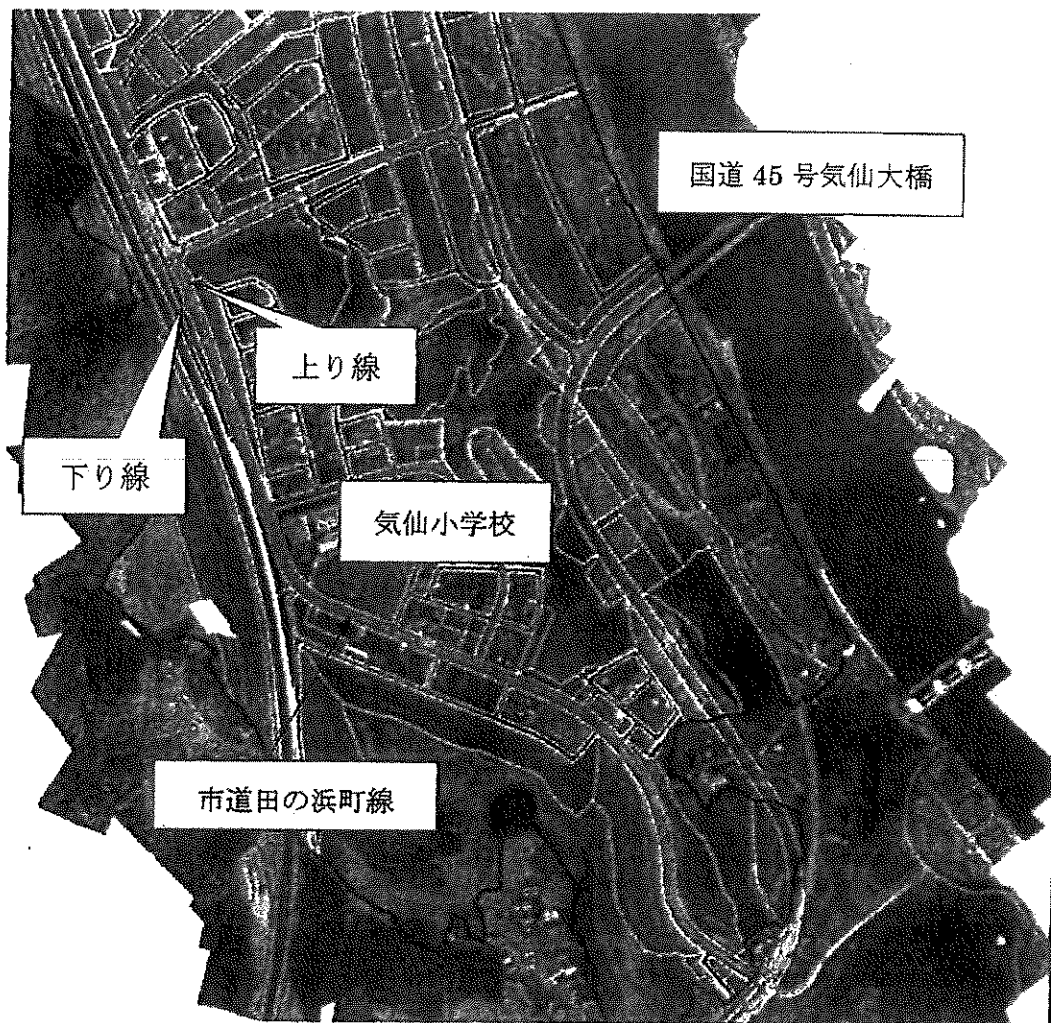
上り線 陸前高田市気仙町字愛宕下39番地5 地内

下り線 陸前高田市気仙町字愛宕下39番地5 地内

⑤(企画室)へ送付済

別紙位置図

B R T陸前今泉駅（仮称）上り線 陸前高田市気仙町字愛宕下39番地5 地内
下り線 陸前高田市気仙町字愛宕下39番地5 地内



交通量

陸前今泉駅（上り）の交通量について下記見解を示す。

1. BRT 利用者推移

陸前今泉駅の前後駅（奇跡の一本松・長部）について各時間 5 名以下の乗降であることから、通行上支障なしと考える。

2. 車両・その他交通機関

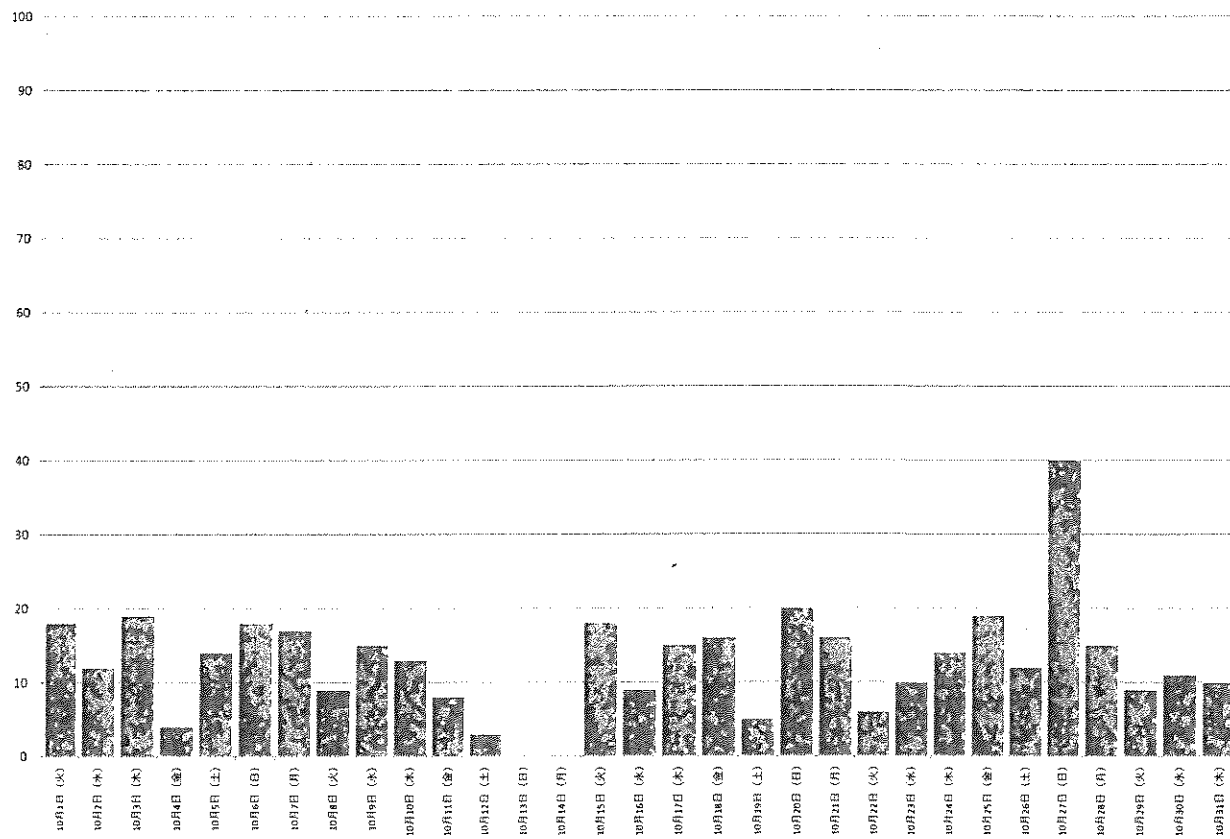
陸前高田市地域公共交通会議にて陸前高田市並びに地域交通機関と協議を行っている。また、陸前高田市にてバスベイを設置し、バス停車時に通行車道に影響のないよう配慮していることから通行上支障なしと考える。

3. 歩道幅員について

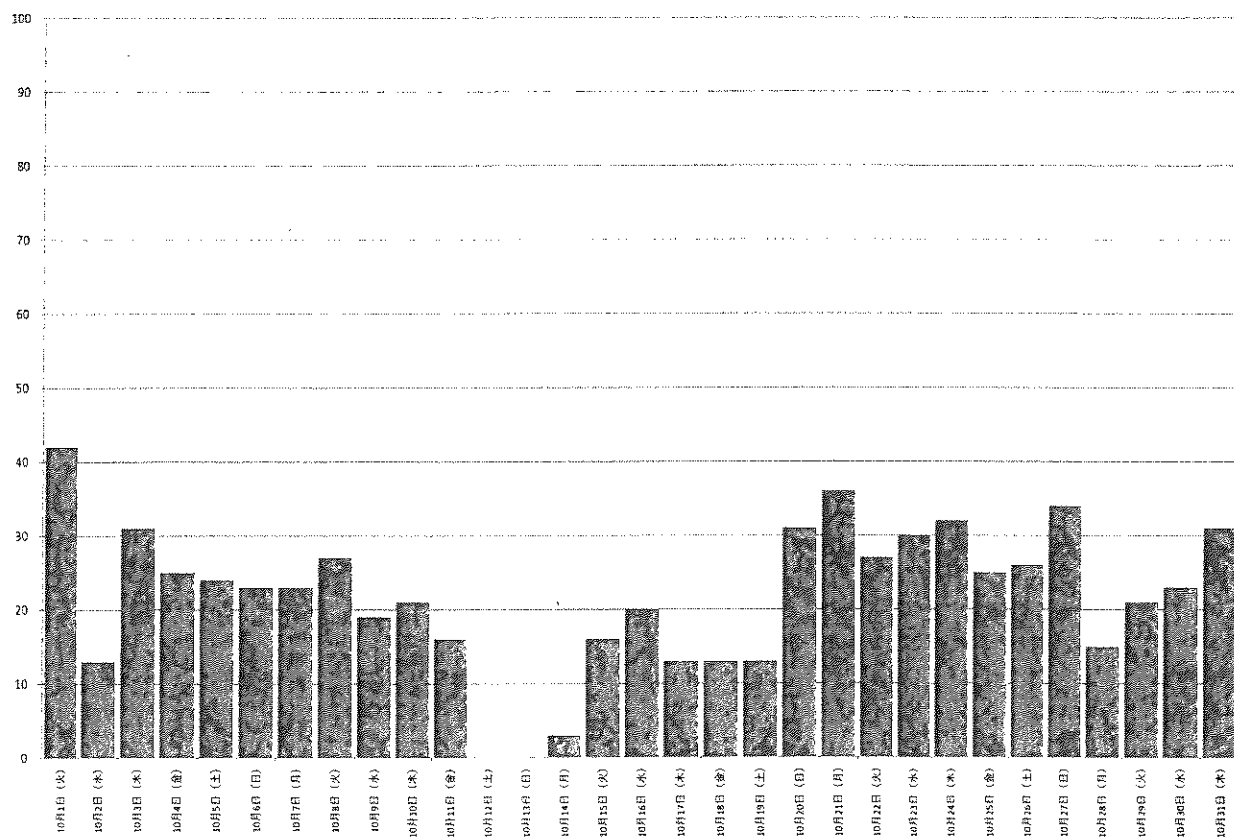
上家新設後の有効歩道幅員を 2.7m (>2.0m) 確保していることから、通行上支障なしと考える。

長部駅—奇跡の一本松駅 乗降者推移 (※陸前今泉駅は新駅のため前後駅の乗降者数を過系)

人/日 長部駅 乗降者数の推移 (2019年10月1日～2019年10月31日：31日間)
平均乗降者数(上下計)：13人/日



人/日 奇跡の一本松駅 乗降者数の推移 (2019年10月1日～2019年10月31日：31日間)
平均乗降者数(上下計)：22人/日



許可申請に係る検討結果

①陸前今泉駅 上り

第44条第1項第二号	検討項目・措置	適・否
通行上支障がないこと	(1) バス停上家規模及び構造 ・有効高さ ・床面積 ・構造 歩道から有効高さ=2.652m、床面積=21.15㎡、構造=アルミニウム合金造 歩道の高さについては、道路法に基づく道路構造令第12条により、2.5mを確保するよう規定されており、規定値以上となっている。 なお、床面積以下の項目については、参考までに規模等を検討しているものです。	適
	(2) 上家の設置場所 その他の建築物の敷地からの道路の出入口がないことから、通行上支障がない。	適
	(3) 歩道の有効幅員 ・幅員 幅員=2.720m 平成6年6月30日付け建設省道政発第32号(最終改正 成25年3月6日付け国道利第14号)、ベンチ及び上家の道路占有の取り扱いについての中で、Ⅱ上家の道路占有許可についての2上家の設置場所のうち、歩道の有効幅員が、原則として2m以上確保できる歩道とされている。	適
	(4) 関係機関の意見 道路管理者から道路占有許可を受けていることから、交通上支障がない。 なお、所管する警察の同意については、道路占有許可の手続きで、道路管理者から所管する大船渡警察署へ協議の上、同意いただく手続きとなっていることから、道路占有許可証をもって所管する警察の同意を得たものとなっています。	適

関係法令

道路法に基づく道路構造令(抜粋)

第12条(建築限界)

建築限界は、車道にあつては、第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道にあつては、第二図に示すものとす
歩道の高さについては、歩道面から有効高さ2.5mを確保するよう規定している。

平成6年6月30日付け建設省道政発第32号(最終改正 平成25年3月6日付け国道利第14号)

ベンチ及び上屋の道路占有の取り扱いについて(抜粋)

Ⅱ上屋の道路占有許可について

2上屋の設置場所

電柱等の他の占有物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路管理上支障のない場所とすること。

(1)略

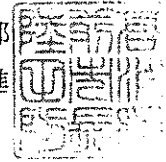
(2)歩道の有効幅員が、原則として2m以上確保できる歩道と規定している。

(3)～(6)略

陸高消本第189号
令和元年11月29日

沿岸広域振興局長 様

陸前高田市消防本部
消防長 戸羽 進



確認申請等に係る同意について

このことについて、令和元年11月27日付大土セ第3-7号で同意を求められた者について、同意します。

建築主住所 岩手県盛岡市盛岡駅前通1番41号 JR盛岡支社ビル
建築主氏名 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員盛岡支社長 石田 亨
建築場所 岩手県陸前高田市気仙町字愛宕下39-5及び無地番水路の各一部
市道田の浜町線道路敷地内

陸前高田市消防本部
予防係：岡 田
TEL：0192-54-2119
FAX：0192-55-2648



道路占用許可書

陸前高田市指令建第1-30号

住所 盛岡市盛岡駅前通1番41号

氏名 東日本旅客鉄道株式会社

執行役員 盛岡支社長 石田 亨 様

令和元年10月16日付けで申請のあった道路の占用許可については、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和 元 年 10 月 30 日

道路管理者

陸前高田市長 戸 羽 太 ②

占用の目的	BRT駅設備設置		
占用の場所	路線名	市道 田の浜町線	
	場 所	陸前高田市気仙町字愛宕下 地内	
占用物件	名 称	規 模	数 量
	待合室・乗降上家	下り 待合所、上家 受電柱 上り 上家	69.00㎡ 2本 37.49㎡
占用の期間	許可日	から	占用物件 の 構造
	令和6年3月31日	まで	
工事の期間	許可日	から	工事实施 の 方法
	令和元年3月31日	まで	
道路の復旧方法	原状復旧		
占用料	年 額	市道路占用料条例施行規則第2条第2項第17号により免除	
	月割等		
備 考			

・条件、施工上の注意事項については裏面に記載

担 当：建設部建設課 管理係
T E L：0192-54-2111（内線 402）

条 件

- (1) 工事着手前に道路法施行細則第3条第4項の規定による道路法第32条工事着手届に工程表を添えて陸前高田市長に提出し、工事が完了した場合は、細則第3条第5項の規定による道路法第32条工事完成届を、当該工事完了後3日以内に市長に提出し、その検査を受けること。
- (2) 道路、河川管理上その他必要があると認めるときは、許可を変更または取り消すことがある。これによって要する費用は、すべて受許人の負担とする。
- (3) 許可取消、または占用期間が満了したときは、建設課長の指示を受けて直ちに原形に回復すること。
- (4) 占用期間中は、道路、河川の機能に支障がないよう十分注意すること。
- (5) 許可期間が満了し、なお継続して占用しようとするときは、満了期間1月前までに市長に届け出ること。
- (6) 受許人は、占用許可書到着の5日前以内に占用場所または、その付近に占用期間、用途、面積及び氏名を記すかまたはこれに代えて許可指令番号を記した表札または標柱を掲示すること。
- (7) 道路占有者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと。
- (8) 「道路占有者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと」
- (9) 「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならないこと」
- (10) 「占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならないこと。」

施工上の注意事項

- ① 工事施工にあたっては、一般車両等の誘導を円滑に行い、夜間については防護柵、赤色灯を設置し、人および一般車両等の通行に安全を期すること。
- ② 復旧舗装構造については、協議時の標準断面により施行すること。
- ③ 未舗装道路及び舗装道路の路盤より株の埋め戻しについては一層の厚さ20センチメートルとし十分転圧を行い復旧後の路面が沈下することのないよう万全を期すること。
- ④ 施行後2年以内に路面舗装の沈下が著しい場合は再度復旧を命ずることがあるので注意すること。

議事(1) 諮問事項 イ

建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可について
(陸前今泉駅下り)

建 住 第 6 3 4 号
令 和 元 年 1 2 月 3 日

岩手県建築審査会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也



建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による建築物の許可について
建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 44 条第 1 項第 2 号の規定により、建築物を許可
することについて、次のように貴審査会に同意を求める。

記

- 1 申請者 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 盛岡支社長 石田 亨

- 2 敷地の位置等
 - (1) 地名地番 陸前高田市気仙町字愛宕下 39- 2、39- 5 の各一部、市道田の浜町線道
路敷地内
 - (2) 用途地域 第 1 種中高層住居専用地域
 - (3) 防火地域等 都市計画区域内、防火指定なし、建築基準法第 22 条指定区域(屋根不燃)
 - (4) 敷地面積 69.00 m²
 - (5) 主要用途 路線バス停留所の上家・待合室

- 3 建築物の概要
 - (1) 工事種別 新築
 - (2) 構造・規模 アルミニウム合金造平屋建
 - (3) 延べ床面積 33.14 m²
 - (4) 最高の高さ 3.444m

4 理由

JR 大船渡線の BRT による復旧として陸前今泉駅を整備するにあたって、バス等の停留
所の上家を建築することは、建築基準法第 44 条第 1 項による道路内の建築制限を受ける。

本申請建築物は、同条同項第 2 号の規定により公益上必要な建築物で通行上支障ないと
認められることから、許可しようとするものである。

関係法令

建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

（道路内の建築制限）

第 44 条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 地盤面下に設ける建築物
 - 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
 - 三 地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
 - 四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの
- 2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

平成 19 年 6 月 20 日付け国住街第 64 号建築基準法道路関係規定運用指針の策定について
（技術的助言）

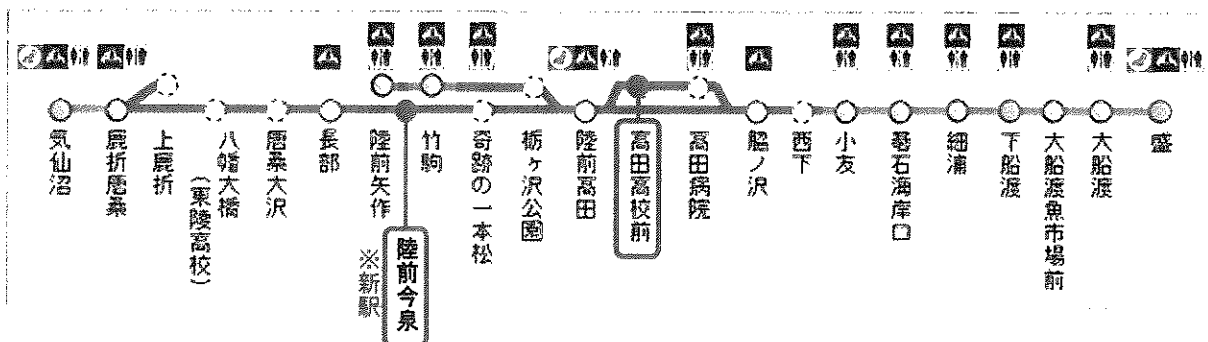
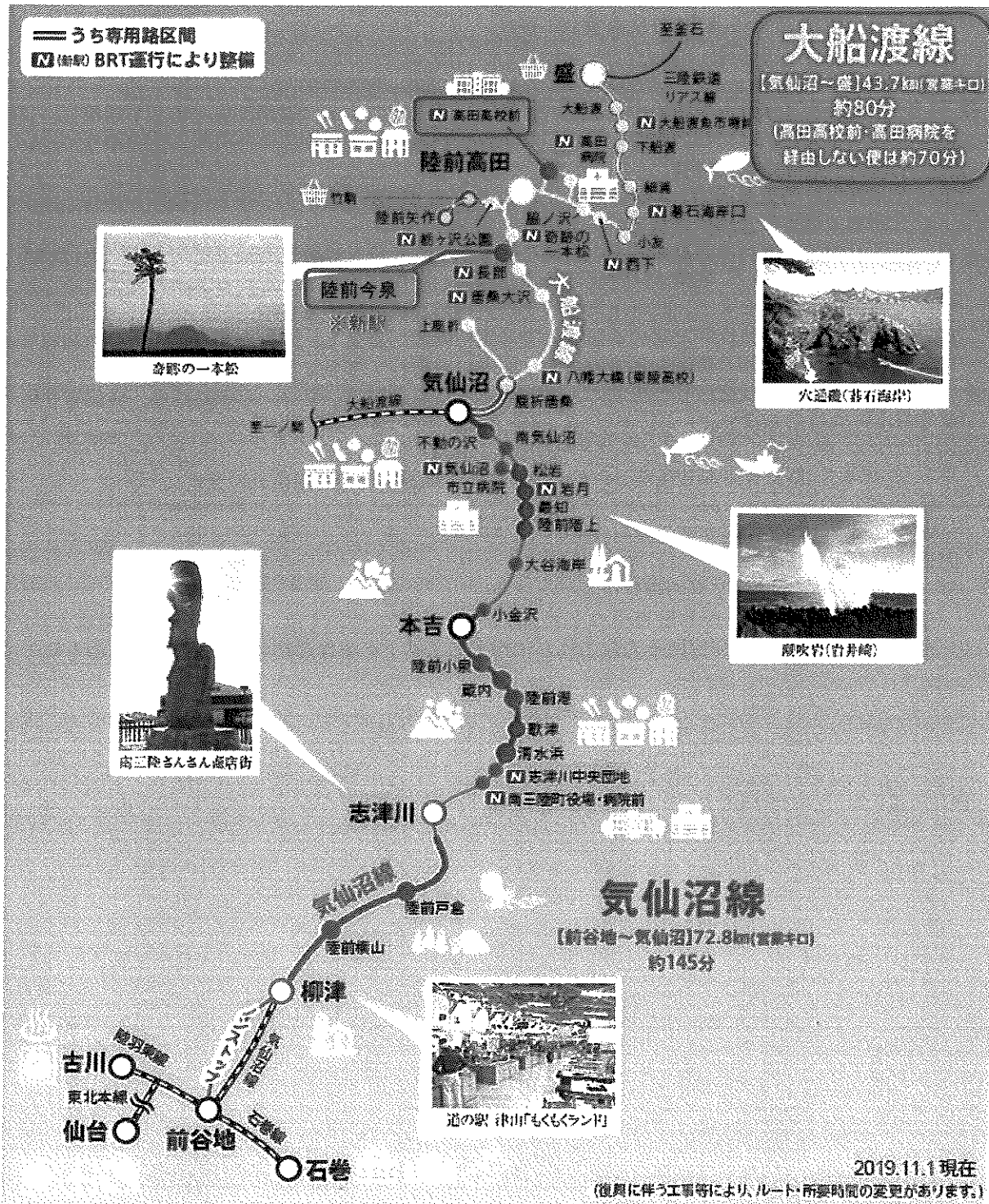
建築基準法道路関係規定運用指針抜粋

IV 道路内の建築制限

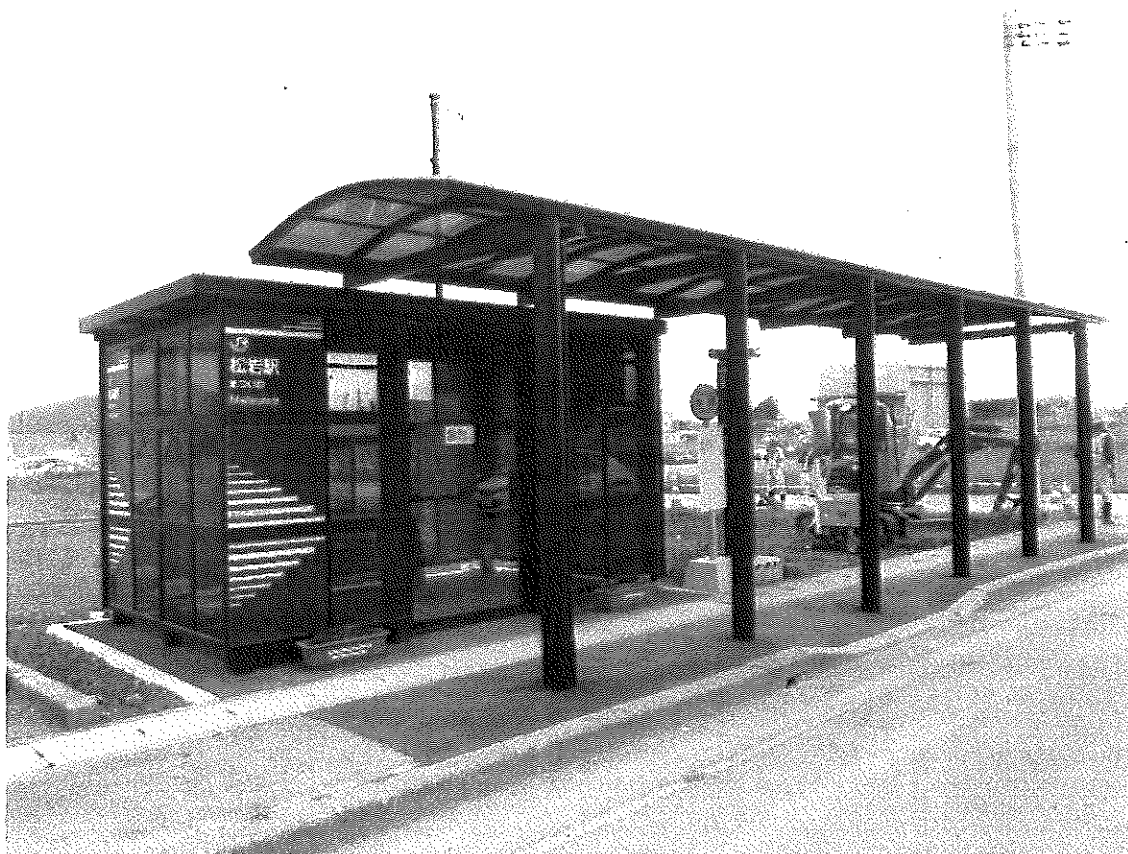
- 1 法第 44 条第 1 項第 2 号の規定に基づく許可

バス停留所若しくは自転車駐車場の上家又はアーケードについては、法第 44 条第 1 項第 2 号に規定する「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物」に含まれるものと解する。

大船渡線 BRT (バス高速輸送システム) 運行ルート



BRT バス停上屋イメージ写真（上屋、待合室）



路線バス停留所の上家・待合室計画概要

計画概要

1 申請者氏名

東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 盛岡支社長 石田 亨

2 敷地の位置

- (1) 敷地の位置 陸前高田市気仙町字愛宕下 39-2、39-5 の各一部
市道田の浜町線道路敷地内 (陸前今泉駅 下り)
- (2) 敷地面積 69.00 m²
- (3) 用途地域 第一種中高層住居専用地域 (建ぺい率 60% 容積率 200%)
- (4) 防火地域等 法第 22 条区域 (屋根不燃区域)

3 建築物の概要

(1) 計画建築物

用途	構造	規模
路線バス停留所の上家	アルミニウム合金造	床面積 21.15 m ²
待合室	アルミニウム合金造	床面積 11.99 m ²
		延べ面積 33.14 m ²

- (2) 計画建築物棟数 2 棟
- (3) 建ぺい率 32.70%
- (4) 容積率 48.03%

1. 工事名称

工事名称	東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧（陸前今泉駅外1駅新築他）	建築主	東日本旅客鉄道株式会社 執行役員盛岡支社長 石田 亨
建設地（地名地番）	岩手県陸前高田市気仙町字愛宕下39-2,39-5の各一部 市道 田の浜町線道路敷地内	住所氏名	岩手県盛岡市盛岡駅前通1番41号 JR盛岡支社ビル
主要用途	路線バス停留所の上家（BRT陸前今泉駅（下り））	〒	020-0034 電話 019-625-4019 番
工事種別	新築 増築・別荘増築・改築・改装（大規模の修繕）・室内修繕 用途変更（大規模の修繕等）・仮設建築・解体・移設・移転	工期	着工 R02.01 竣工 R02.03

2. 敷地状況

敷地面積	公簿 〃 (= 〃) 〃 実測 69 〃 00 (= 〃) 〃	建ぺい率	基準建ぺい率 60 % 〇〇
用途地域	住居専用(第1種中層)・住居(第一種)・准住居・近隣商業・商業・準工業 工業・工業専用地域・指定無し	容積率	基準容積率 200 % 〇〇
防火地域	防火・準防火・指定なし(法22条区域) 特定行政庁の指定地域	日影制限	平均地盤面からの高さ 〃 敷地境界線より5mを超え10m以内の範囲 両側内 敷地境界線より10mを超える場合 両側内
その他の地域地区	都市計画区域内 都市計画区域外 市街化区域・市街化調整区域・特別工業地区・特別用途地区・農産地区・再開発事業区域・指定地区・改良地区 文教地区(第1種)・施設地区(第1種)・高層地区(第1種)・駐車調整施設地区・電波伝播障害防止地区・多量地区・災害危険地区・異地区 土地区画整理事業地区・宅地造成工事規制区域・国立公園・固定公園・河川敷 〇〇		

3. 構造・規模

構造	SRC造・RC造・PC造・鉄骨造・軽量鉄骨造・CB造・木造 〇〇(アルミニウム合金造)	階数	(B) (F 1) (P)
構造形式	ラーメン・壁・立体トラス・シェル・その他()	最高高さ(待合所)	2 〃 478 (上家) 3 〃 444
基礎	地盤支持(ベタ・布・独立) 〇〇 杭支持(RC杭・PC杭・アースドリル・ベトン・鋼管・その他)	最高軒高(待合所)	2 〃 300 (上家) 3 〃 088
増築予定	なし	その他	

4. 面積

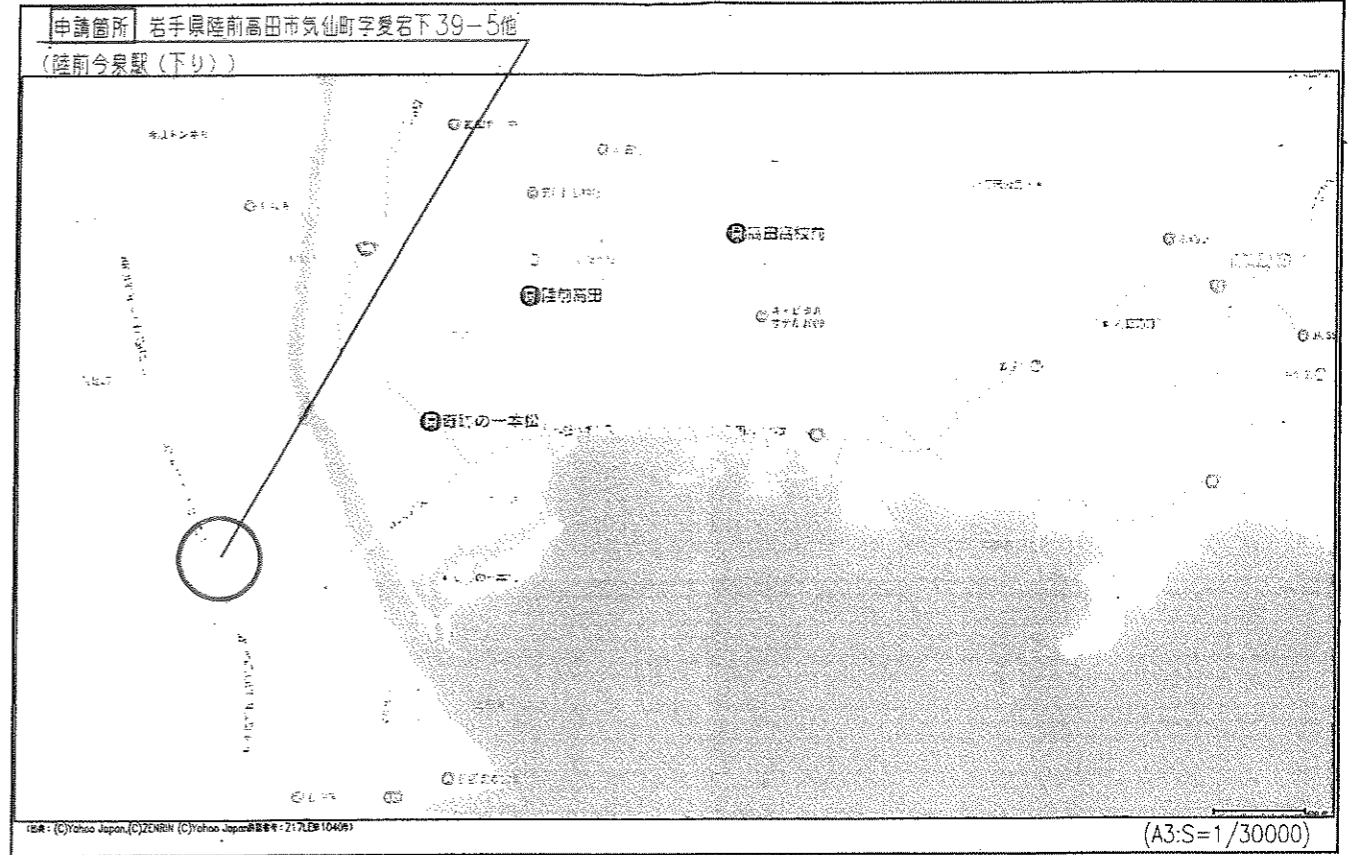
	申請部分	申請以外の部分	合計	建ぺい率・容積率	その他(ビロティール・バルコニー等)
建築面積	22 〃 56 (= 坪)	0 〃 00 (= 坪)	22 〃 56 (= 坪)	許容 32.70 % 実積 60.00 %	
延床面積	33 〃 14 (= 坪)	0 〃 00 (= 坪)	33 〃 14 (= 坪)	対象面積 33 〃 14 許容 48.03 % 実積 200.00 %	

5. 床面積

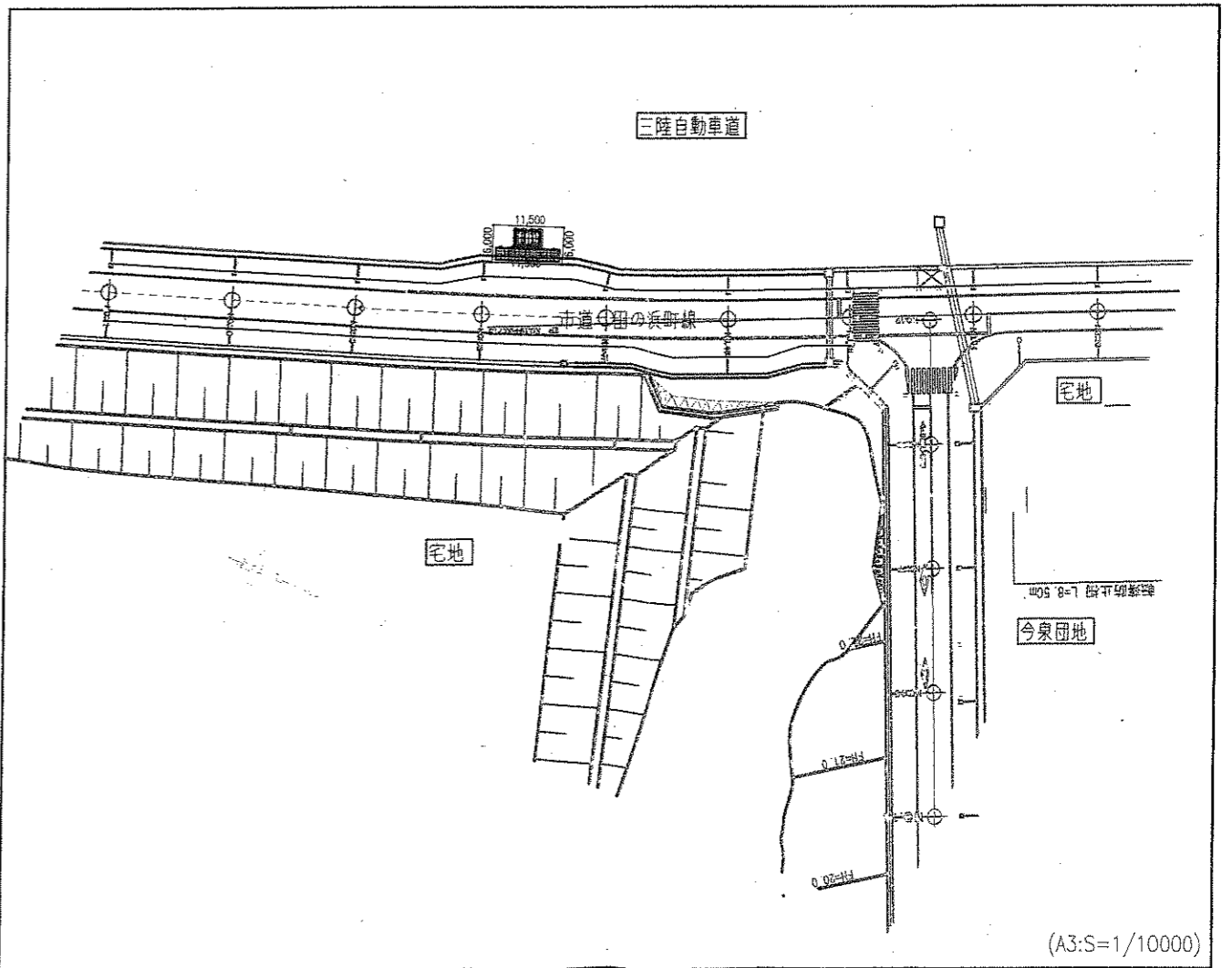
階数	申請部分	申請以外の部分	合計	階高	主要用途
1	11 〃 99	〃	11 〃 99	〃	待合所
1	21 〃 15	〃	21 〃 15	〃	上家(下り)
	〃	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	〃	

6. 別働工事

7. 案内図



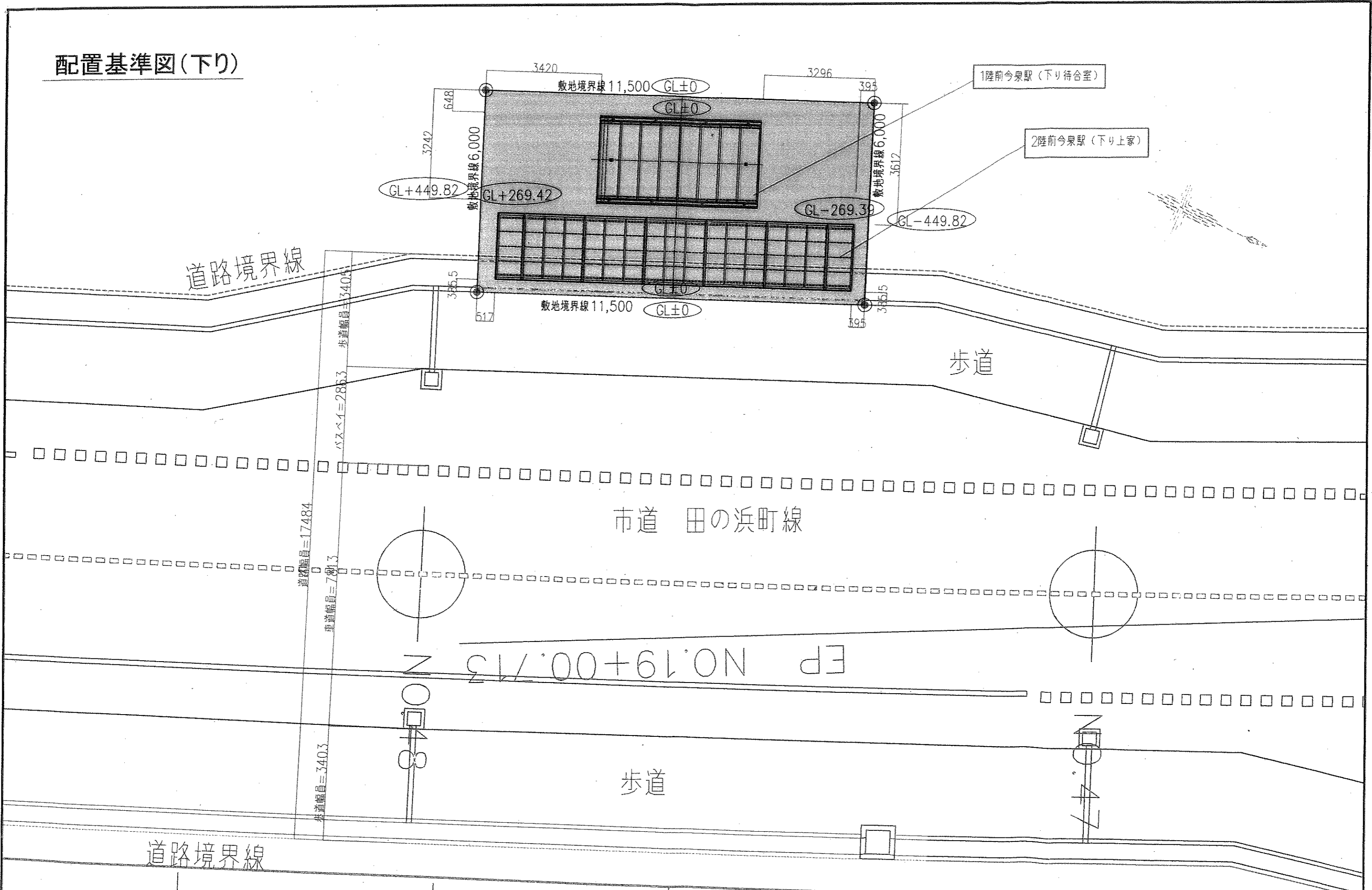
8. 構内図



EAST JAPAN RAILWAY COMPANY
 東日本旅客鉄道株式会社 東北工事事務所 一級建築士事務所
 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目3番1号
 一級建築士事務所 宮城県知事登録 第1781009号
 一級建築士 大臣登録 第282854号 尾関 崇

図尺	2019.10	図面番号	A002
工事名称	東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧 （陸前今泉駅外1新築他）	図面名称	陸前今泉駅 計画概要図

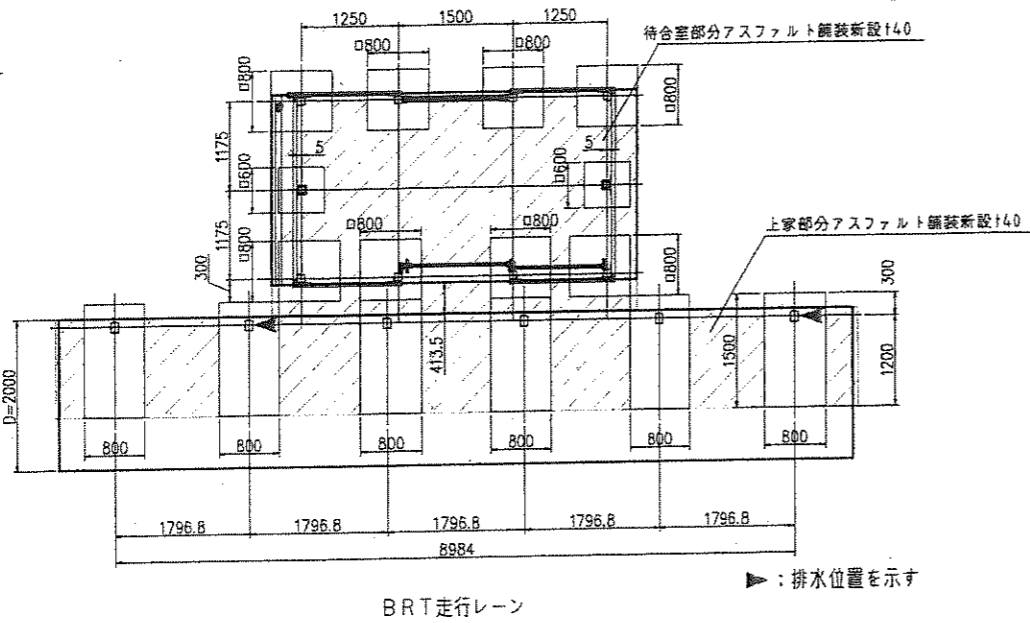
配置基準図(下り)



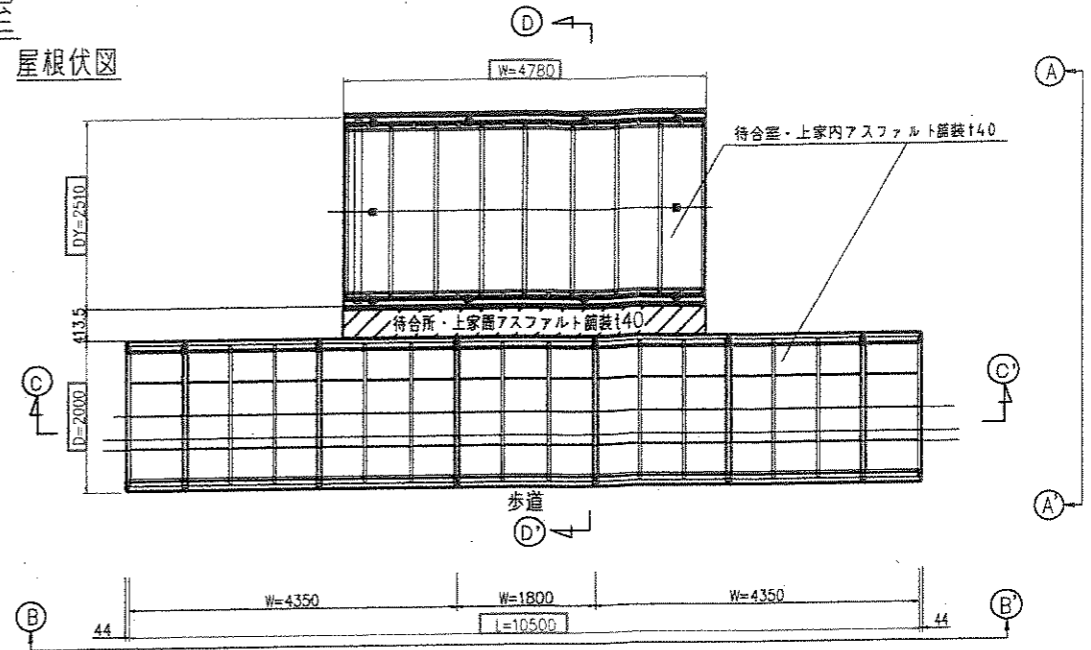
EAST JAPAN RAILWAY COMPANY 東日本旅客鉄道株式会社 東北工事事務所 一級建築士事務所 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目3番1号 一級建築士事務所 宮城県知事登録 第17810079号 一級建築士 大臣登録 第282654号 尾関 誠	縮尺 A1:1/50 A3:1/100	工事名称 東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧 (陸前今泉駅外1新築他) 陸前今泉駅 配置基準図	図面番号 2019-10
	2019-10	図面番号 2019-10	図面番号 2019-10

【下り】旅客上家・待合室

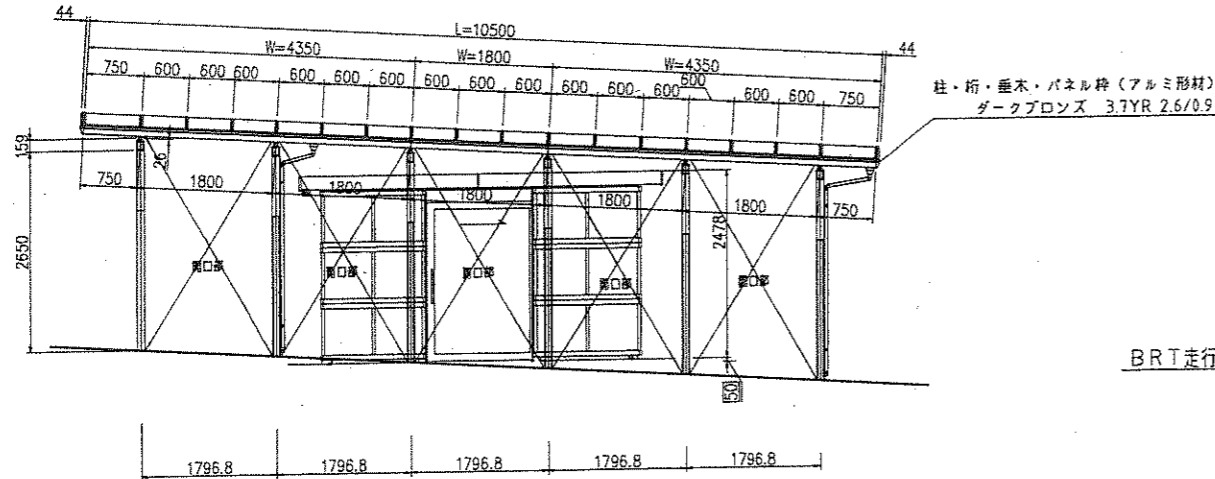
平面図兼柱・基礎位置図



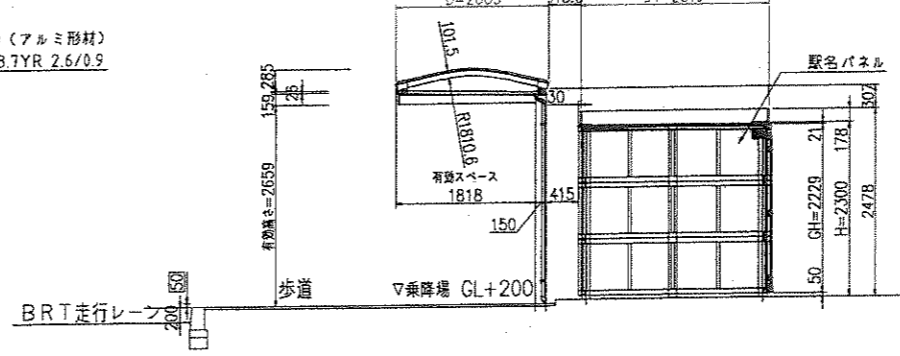
屋根伏図



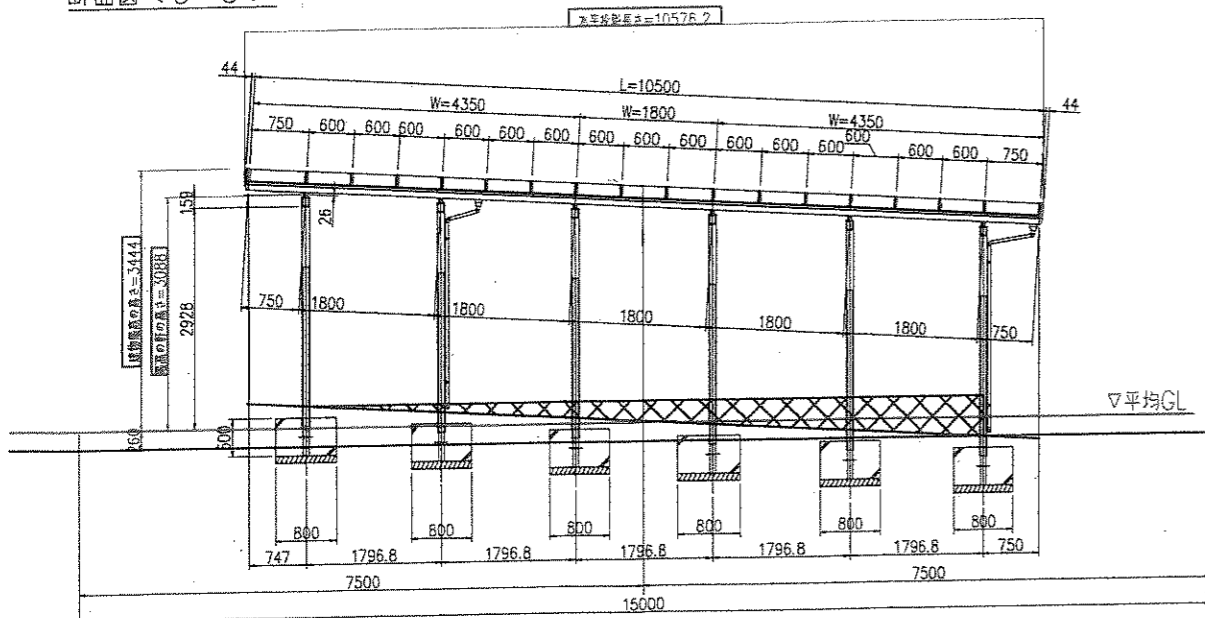
立面図 (B-B')



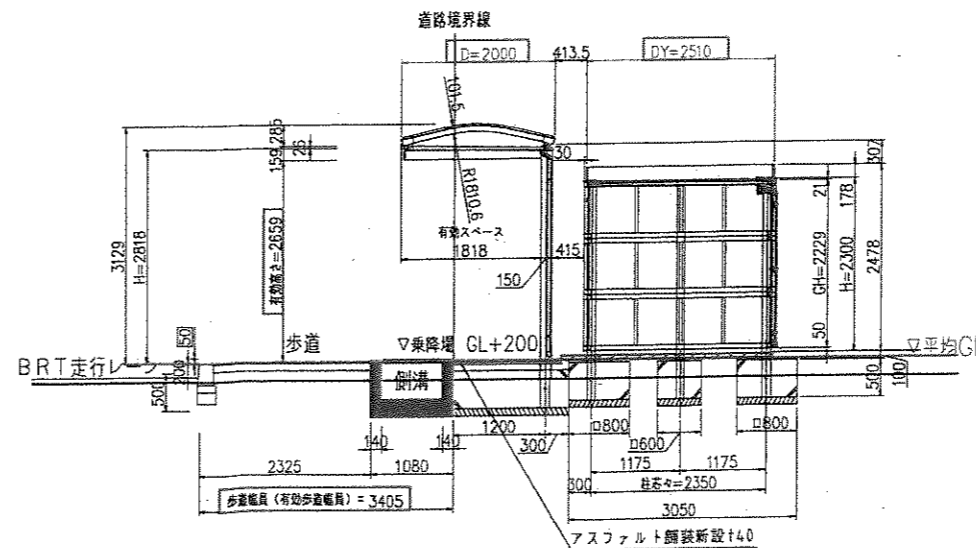
立面図 (A-A')



断面図 (C-C')



断面図 (D-D')



番号	S-2	数量	1	備考
シリーズ	ファインロードS			一般地域型
色	体	ダークブロンズ (BD)		積層40cm (800N/m ²)
仕	屋根パネル (材質)	ブルースモーク (AO)		一本柱タイプ (備芯柱)
	側面パネル (材質)	ポリカーボネート板 t=2.0		※定規号DW-9054 (建築基準法第3条及同法施行令第13条の2の第一号規定に基づく)
取付場所	陸前今泉駅 (下り)			

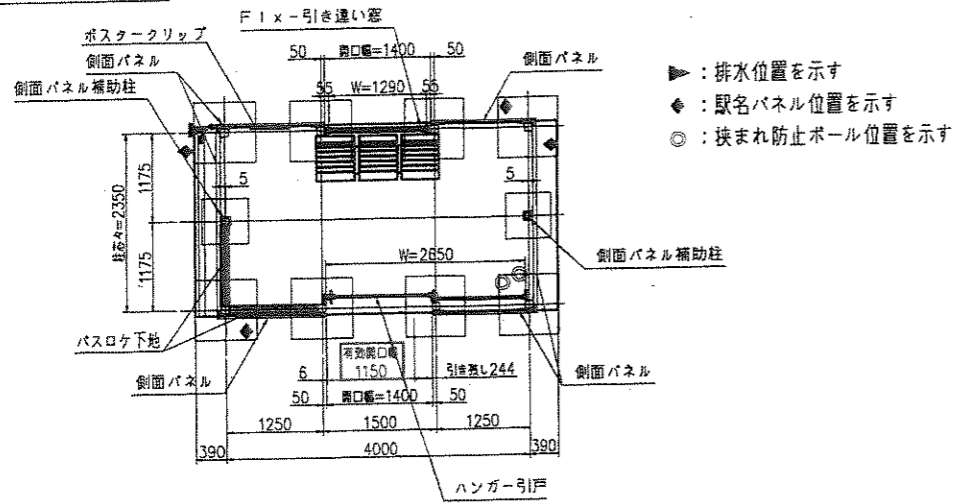
EAST JAPAN RAILWAY COMPANY
 東日本旅客鉄道株式会社 東北工事事務所 一級建築士事務所
 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目3番1号
 一級建築士事務所 宮城県知事登録 第17610079号
 一級建築士 大庭登雄 第282654号 尾関 崇 印

縮尺
 A1:1/50
 A3:1/100
 2019・10

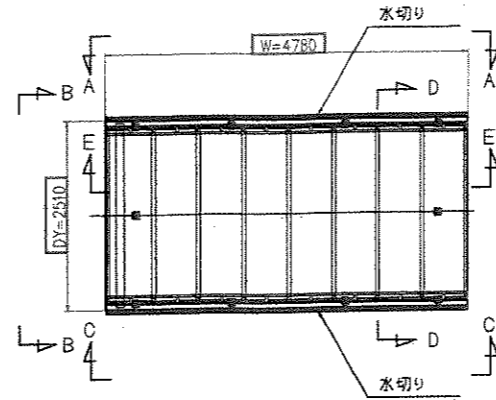
工事名称
 東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧
 (陸前今泉駅外1新築他)
 図面名称
 陸前今泉駅 下り 平面図・立面図・断面図
 図面番号
 A007

【下り】待合室 詳細

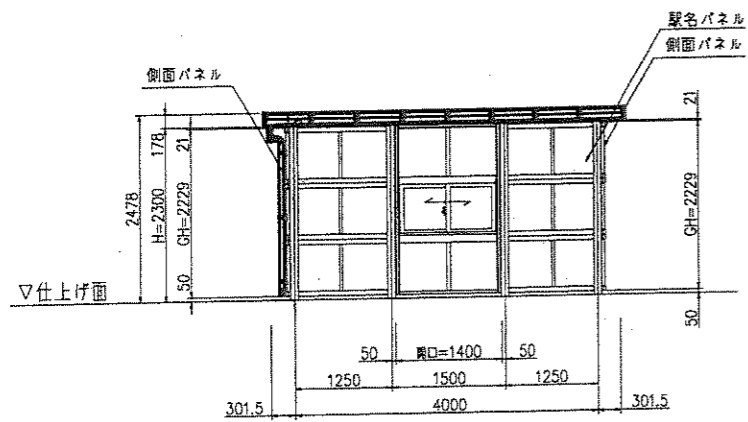
平面図兼柱・基礎位置図



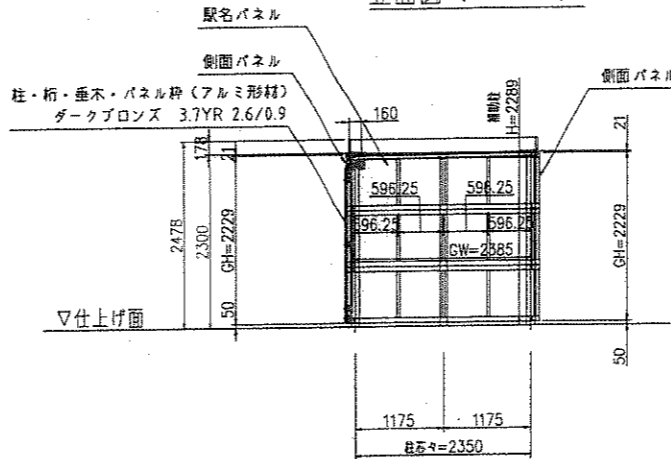
屋根伏図



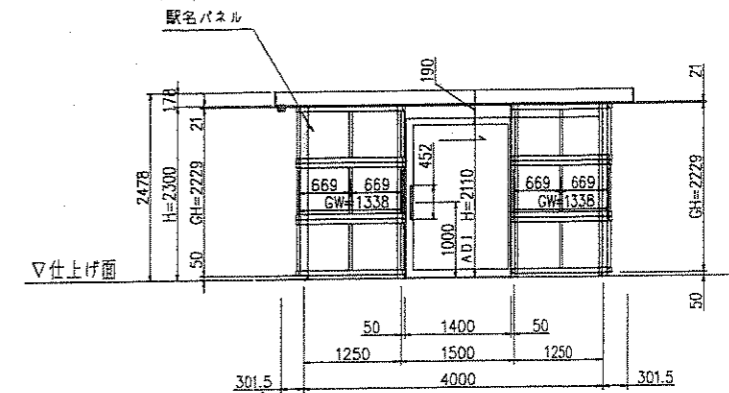
立面図 (A-A')



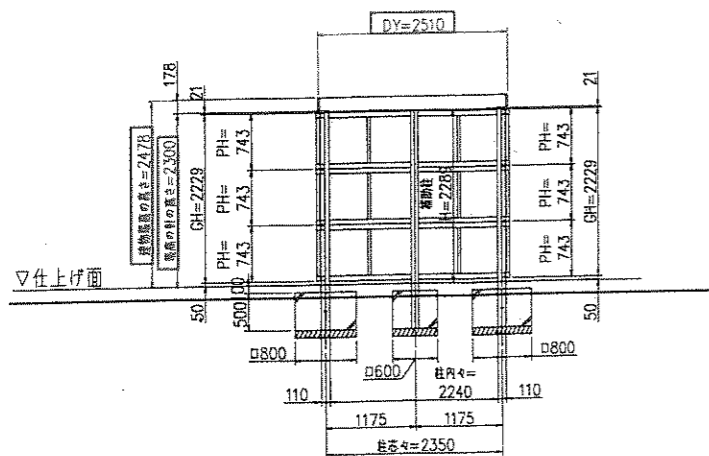
立面図 (B-B')



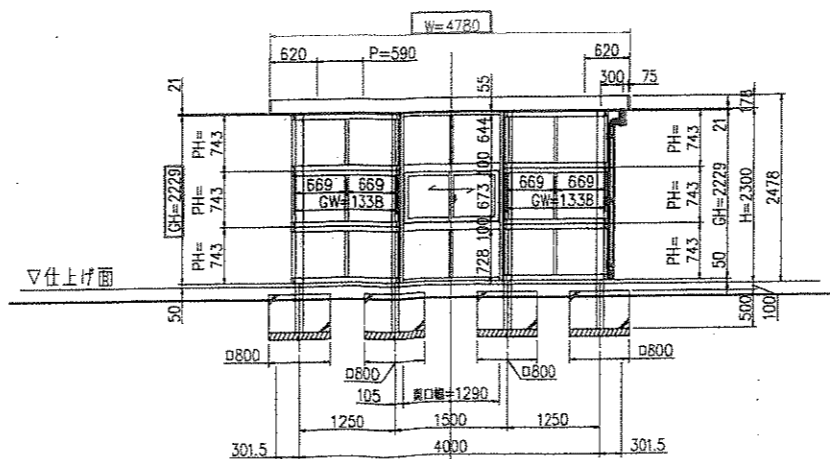
立面図 (C-C')



断面図 (D-D')



断面図 (E-E')



部 番	CP-1	数量	1	備 考
シリーズ	Uスタイルアセット、ファインロードS			積層40cm
仕 本 体	ダークブロンズ (BD)			フラット屋根
仕 屋根パネル (材質)	ブルースモーク (AO)			両側支持タイプ (柱特注)
仕 側面パネル (材質)	ブルースモーク (AO)			指定番号DW-9054 (建築基準法第63条及び国土交通省令第136条の2の第一号規定に基づく)
取 付 場 所	陸前今泉駅 (下り)			指定番号DW-9054 (建築基準法第63条及び国土交通省令第136条の2の第一号規定に基づく)

EAST JAPAN RAILWAY COMPANY
 東日本旅客鉄道株式会社 東北工事事務所 一級建築士事務所
 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目3番1号
 一級建築士事務所 宮城県知事登録 第17610079号
 一級建築士 大石登録 第282654号 宛 読 券 印

縮尺
 A1:1/50
 A3:1/100
 2019・10

工事名称
 東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧
 (陸前今泉駅外1新築他)

図面名称
 陸前今泉駅 下り 待合室 詳細図

図面番号
 A008

令和 1 年 11 月 22 日

特定行政庁

岩手県知事 様

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員盛岡支社長

石田 亨

申 請 理 由 書

大船渡線 BRT バス停留所 陸前今泉駅（下り）上家・待合室（岩手県陸前高田市気仙町字
愛宕下）について

1. 許可申請理由

陸前今泉駅は陸前高田市からのご要望により、近隣にお住まいの方の利便性向上のために新設する駅です。BRT 駅の上家及び待合室の設置については、お客さまの快適性を考慮し設置可能な場所に計画をしています。この度、下り上家・待合室の計画位置が道路区域となることから許可申請を行います。

2. 交通量

別紙 1 にて記載

3. 維持管理計画

安全かつ円滑な交通の確保を図るため、日々のバス運行時に車上から目視点検を行い、損傷があった場合には、施設設置側で速やかに修繕を行う。

また、必要により施設設置側で見回り点検を行う。



総



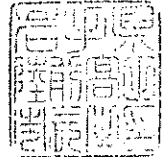
陸高まち第113号

令和元年7月5日

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員盛岡支社長 石田 亨 様

陸前高田市市長 戸羽 太



JR大船渡線BRT「陸前今泉駅」(仮称)の設置について(要望)

貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は市政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。ごぞいます。

JR大船渡線のBRTによる本格復旧に当たり、陸前高田市では、災害に強い道路ネットワークや新市街地、公共施設の整備など新しいまちづくりの復興段階に応じた柔軟なBRT運行を目指すとともに、地域住民や来訪者にとっても安全安心な快適で利用しやすい将来にわたって持続可能な地域公共交通の環境づくりに取り組んでいるところです。

さて、今般、地域住民から要望が出されておりました陸前高田市気仙町今泉地区への新駅設置について、平成31年2月19日開催の平成30年度第3回陸前高田市地域公共交通会議において協議しましたところ、市として新駅の設置を要望することとして協議が調ったところであります。

つきましては、地域住民の利便向上を図るため、「陸前今泉駅」(仮称)を設置して下さるようお願いいたします。

記

1 要望事項

大船渡線BRT「陸前今泉駅」(仮称)を新設願いたいこと。

2 駅要望位置

陸前高田市気仙町字愛宕下地内 市道「田の浜町線」沿い

上り線 陸前高田市気仙町字愛宕下39番地5 地内

下り線 陸前高田市気仙町字愛宕下39番地5 地内

⑤(企画室)へ送付済

別紙位置図

BRT陸前今泉駅（仮称）上り線 陸前高田市気仙町字愛宕下39番地5 地内
下り線 陸前高田市気仙町字愛宕下39番地5 地内



交通量

陸前今泉駅（下り）の交通量について下記見解を示す。

1. BRT 利用者推移

陸前今泉駅の前後駅（長部・奇跡の一本松）について各時間 5 名以下の乗降であることから、通行上支障なしと考える。

2. 車両・その他交通機関

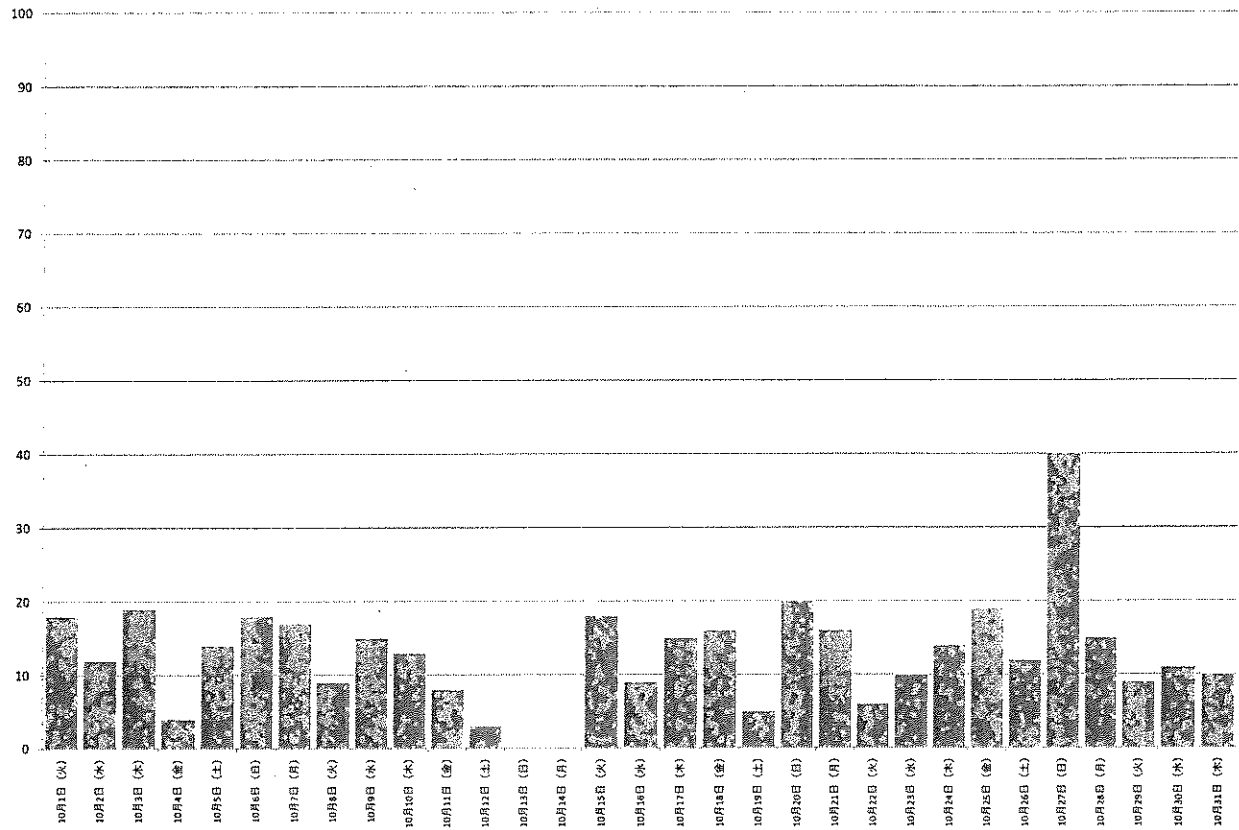
陸前高田市地域公共交通会議にて陸前高田市並びに地域交通機関と協議を行っている。また、陸前高田市にてバスベイを設置し、バス停車時に通行車道に影響のないよう配慮していることから通行上支障なしと考える。

3. 歩道幅員について

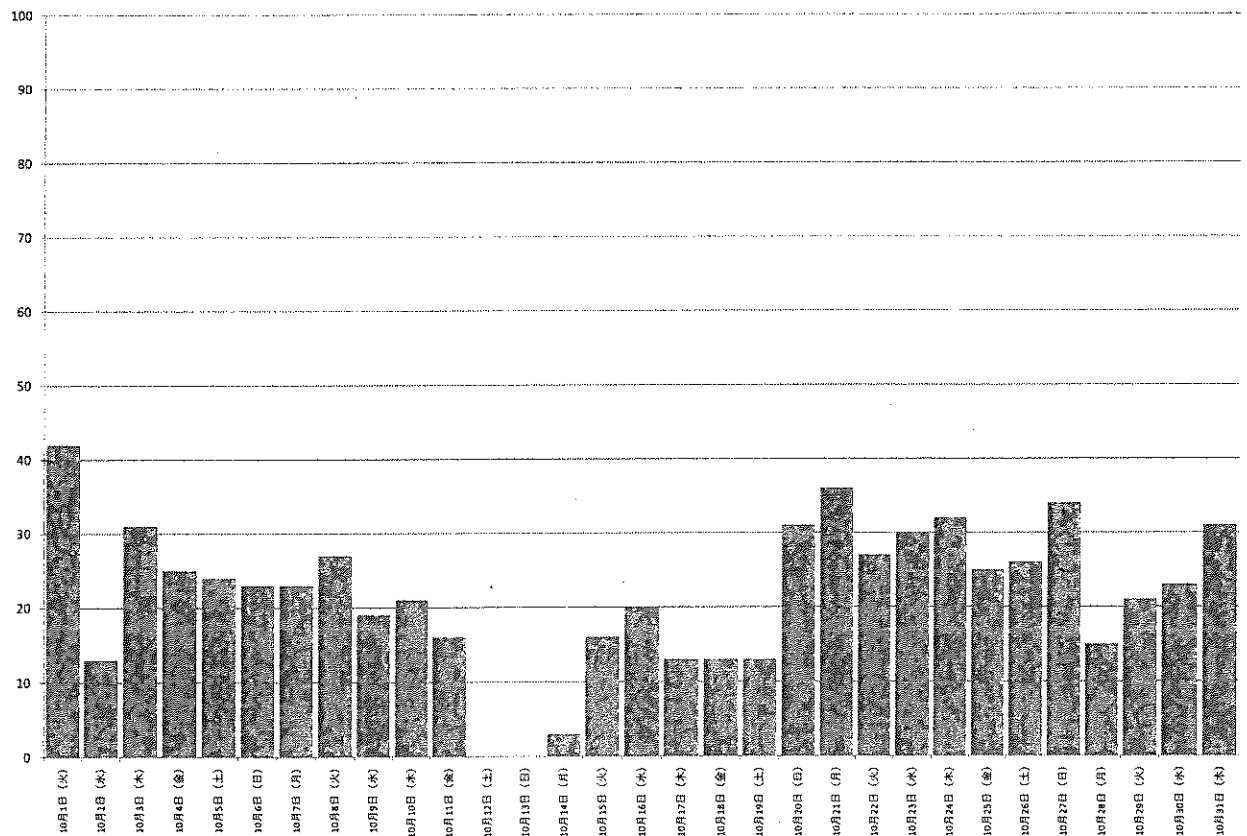
上家新設後の有効歩道幅員を 3.4m (>2.0m) 確保していることから、通行上支障なしと考える。

長部駅—奇跡の一本松駅 乗降者推移 (※陸前今泉駅は新駅のため前後駅の乗降者数を週系)

人/日 長部駅 乗降者数の推移 (2019年10月1日～2019年10月31日：31日間)
平均乗降者数(上下計)：13人/日



人/日 奇跡の一本松駅 乗降者数の推移 (2019年10月1日～2019年10月31日：31日間)
平均乗降者数(上下計)：22人/日



許可申請に係る検討結果

②陸前今泉駅 下り

第44条第1項第二号	検討項目・措置	適・否
通行上支障がないこと	(1) バス停上家規模及び構造 ・有効高さ ・床面積 ・構造 歩道から有効高さ=2.659m、床面積=21.15㎡※、構造=アルミニウム合金造 ※道路上に設置されるバス停上屋のみ 歩道の高さについては、道路法に基づく道路構造令第12条により、2.5mを確保するよう規定されており、規定値以上となっている。 なお、床面積以下の項目については、参考までに規模等を検討しているものです。	適
	(2) 上家の設置場所 その他の建築物の敷地からの道路の出入口がないことから、通行上支障がない。	適
	(3) 歩道の有効幅員 ・幅員 幅員=3.405m 平成6年6月30日付け建設省道政発第32号(最終改正 成25年3月6日付け国道利第14号)、ベンチ及び上家の道路占有の取り扱いについての中で、II上家の道路占有許可についての2上家の設置場所のうち、歩道の有効幅員が、原則として2m以上確保できる歩道とされている。	適
	(4) 関係機関の意見 道路管理者から道路占用許可を受けていることから、交通上支障がない。 なお、所管する警察の同意については、道路占有許可の手続きで、道路管理者から所管する大船渡警察署へ協議の上、同意いただく手続きとなっていることから、道路占有許可証をもって所管する警察の同意を得たものとなっています。	適

関係法令

道路法に基づく道路構造令(抜粋)

第12条(建築限界)

建築限界は、車道にあっては、第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道にあっては、第二図に示すものとす
歩道の高さについては、歩道面から有効高さ2.5mを確保するよう規定している。

平成6年6月30日付け建設省道政発第32号(最終改正 平成25年3月6日付け国道利第14号)

ベンチ及び上屋の道路占有の取り扱いについて(抜粋)

II上屋の道路占有許可について

2上屋の設置場所

電柱等の他の占有物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路管理上支障のない場所とすること。

(1)略

(2)歩道の有効幅員が、原則として2m以上確保できる歩道と規定している。

(3)～(6)略

陸高消本第187号
令和元年11月29日

沿岸広域振興局長 様

陸前高田市消防本部
消防長 戸羽 進



確認申請等に係る同意について
このことについて、令和元年11月27日付大土セ3-4号で同意を求められた者について、同意します。

建築主住所 岩手県盛岡市盛岡駅前通1番41号 JR盛岡支社ビル

建築主氏名 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員盛岡支社長 石田 亨

建築場所 岩手県陸前高田市気仙町字愛宕下39-2及び39-5の各一部
市道田の浜町線道路敷地内

陸前高田市消防本部
予防係：岡 田
TEL：0192-54-2119
FAX：0192-55-2648



道路占用許可書

陸前高田市指令建第1-30号

住所 盛岡市盛岡駅前通1番41号

氏名 東日本旅客鉄道株式会社

執行役員 盛岡支社長 石田 亨 様

令和元年10月16日付けで申請のあった道路の占用許可については、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和 元 年 10 月 30 日

道路管理者

陸前高田市長 戸 羽 太

占用の目的	BRT駅設備設置		
占用の場所	路線名	市道 田の浜町線	
	場所	陸前高田市気仙町字愛宕下 地内	
占用物件	名 称	規 模	数 量
	待合室・乗降上家	下り 待合所、上家 受電柱 上り 上家	69.00㎡ 2本 37.49㎡
占用の期間	許可日	から	占用物件 の 構 造
	令和6年3月31日	まで	
工事の期間	許可日	から	工事实施 の 方 法
	令和元年3月31日	まで	
道路の復旧方法	原状復旧		
占用料	年 額	市道路占用料条例施行規則第2条第2項第17号により免除	
	月割等		
備 考			

・条件、施工上の注意事項については裏面に記載

担 当：建設部建設課 管理係

TEL：0192-54-2111（内線 402）

条 件

- (1) 工事着手前に道路法施行細則第3条第4項の規定による道路法第32条工事着手届に工程表を添えて陸前高田市長に提出し、工事が完了した場合は、細則第3条第5項の規定による道路法第32条工事完成届を、当該工事完了後3日以内に市長に提出し、その検査を受けること。
- (2) 道路、河川管理上その他必要があると認めるときには、許可を変更または取り消すことがある。これによって要する費用は、すべて受許人の負担とする。
- (3) 許可取消、または占用期間が満了したときは、建設課長の指示を受けて直ちに原形に回復すること。
- (4) 占用期間中は、道路、河川の機能に支障がないよう十分注意すること。
- (5) 許可期間が満了し、なお継続して占用しようとするときは、満了期間1月前までに市長に届け出ること。
- (6) 受許人は、占用許可書到着の5日前以内に占用場所または、その付近に占用期間、用途、面積及び氏名を記すかまたはこれに代えて許可指令番号を記した表札または標柱を掲示すること。
- (7) 道路占用者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと。
- (8) 「道路占用者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つように管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと」
- (9) 「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならないこと」
- (10) 「占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならないこと。」

施工上の注意事項

- ① 工事施工にあたっては、一般車両等の誘導を円滑に行い、夜間については防護柵、赤色灯を設置し、人および一般車両等の通行に安全を期すること。
- ② 復旧舗装構造については、協議時の標準断面により施行すること。
- ③ 未舗装道路及び舗装道路の路盤より株の埋め戻しについては一層の厚さ20センチメートルとし十分転圧を行い復旧後の路面が沈下することのないよう万全を期すること。
- ④ 施行後2年以内に路面舗装の沈下が著しい場合は再度復旧を命ずることがあるので注意すること。

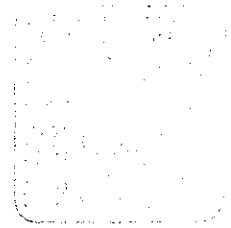
議事(1) 諮問事項 ウ

建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可について
(高田高校前上り)

建 住 第 635 号
令和元年 12 月 3 日

岩手県建築審査会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也



建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による建築物の許可について
建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 44 条第 1 項第 2 号の規定により、建築物を許可
することについて、次のように貴審査会に同意を求める。

記

- 1 申請者 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員盛岡支社長 石田 亨

- 2 敷地の位置等
 - (1) 地名地番 陸前高田市高田町太田 87-1 地先 市道長砂東和野線道路敷地内
 - (2) 用途地域 指定なし
 - (3) 防火地域等 都市計画区域内、防火指定なし
 - (4) 敷地面積 36.30 m²
 - (5) 主要用途 路線バス停留所の上家

- 3 建築物の概要
 - (1) 工事種別 新築
 - (2) 構造・規模 アルミニウム合金造平屋建
 - (3) 延べ床面積 21.15 m²
 - (4) 最高の高さ 3.388m

4 理由

JR 大船渡線の BRT による復旧として高田高校前駅を整備するにあたって、バス等の停留所の上家を建築することは、建築基準法第 44 条第 1 項による道路内の建築制限を受ける。

本申請建築物は、同条同項第 2 号の規定により公益上必要な建築物で通行上支障ないと認められることから、許可しようとするものである。

関係法令

建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

（道路内の建築制限）

第 44 条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 地盤面下に設ける建築物
 - 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
 - 三 地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
 - 四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの
- 2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

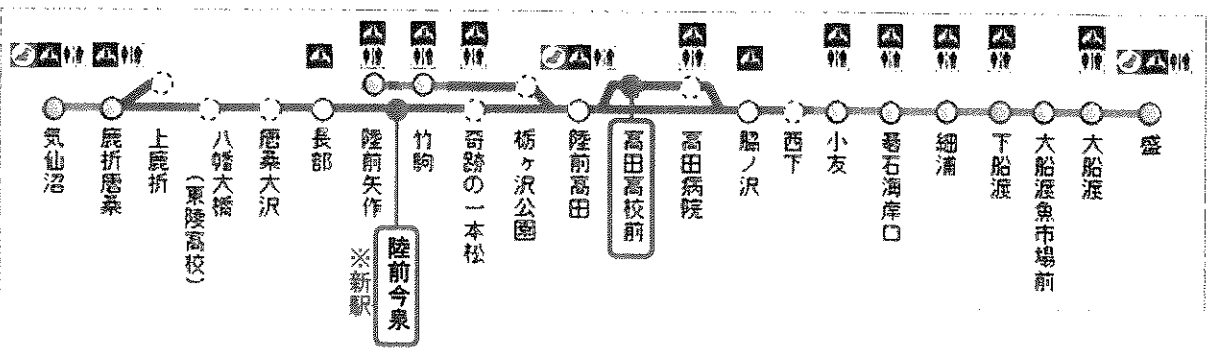
平成 19 年 6 月 20 日付け国住街第 64 号建築基準法道路関係規定運用指針の策定について
（技術的助言）

建築基準法道路関係規定運用指針抜粋

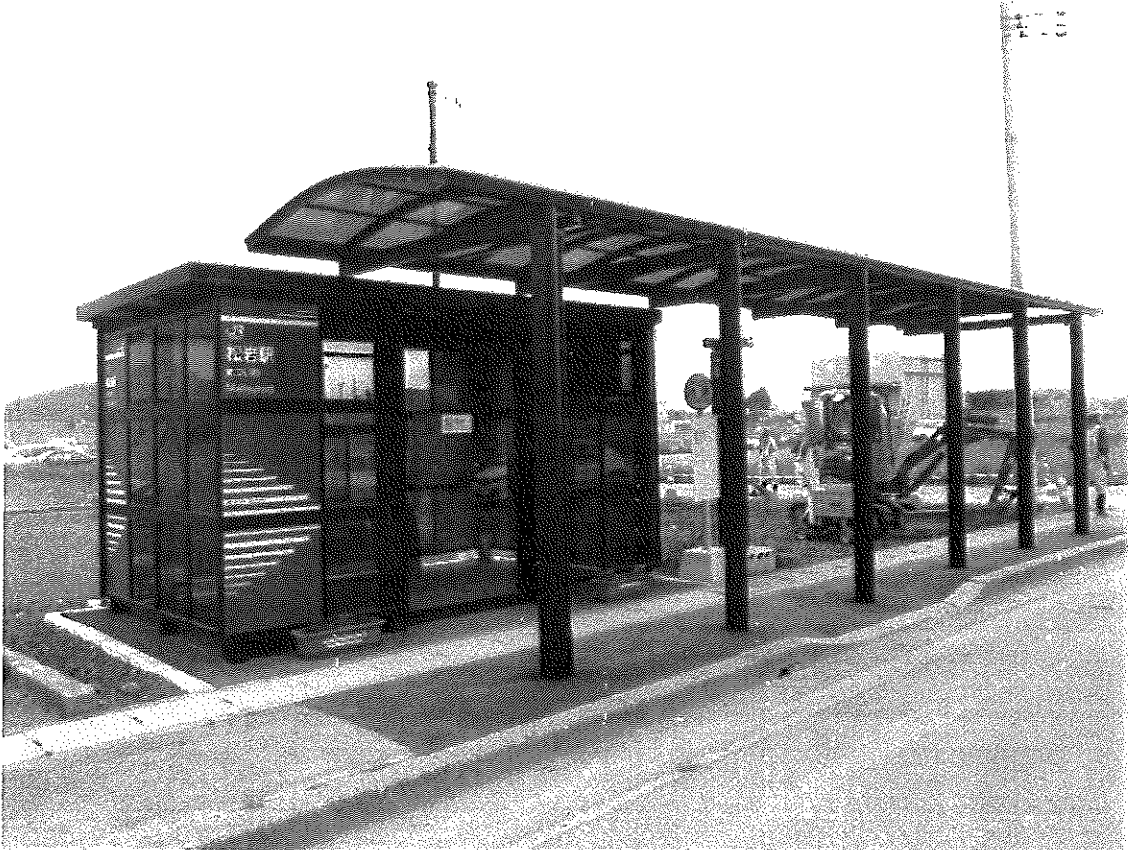
IV 道路内の建築制限

- 1 法第 44 条第 1 項第 2 号の規定に基づく許可
バス停留所若しくは自転車駐車場の上家又はアーケードについては、法第 44 条第 1 項第 2 号に規定する「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物」に含まれるものと解する。

大船渡線 BRT (バス高速輸送システム) 運行ルート



BRT バス停上屋イメージ写真（上屋、待合室）



路線バス停留所の上家計画概要

計画概要

1 申請者氏名

東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 盛岡支社長 石田 亨

2 敷地の位置

(1) 敷地の位置 陸前高田市高田町太田 87-1 地先
市道長砂東和野線道路敷地内 (高田高校前駅 上り)

(2) 敷地面積 36.30 m²

(3) 用途地域 指定なし (建ぺい率 70% 容積率 200%)

(4) 防火地域等 指定なし

3 建築物の概要

(1) 計画建築物

用途	構造	規模
路線バス停留所の上家	アルミニウム合金造	延べ面積 21.15 m ²

(2) 計画建築物棟数 1 棟

(3) 建ぺい率 29.12%

(4) 容積率 58.27%

1. 工事名称

工事名称	東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧（陸前今泉駅外1新築他）	建築主	東日本旅客鉄道株式会社 執行役員盛岡支社長 石田 亨
建設地（地名地番）	岩手県陸前高田市高田町太田87-1地先 市道長砂東和野線道路敷地内	住所氏名	岩手県盛岡市盛岡駅前通1番41号
主要用途	路線バス停留所の上家（BRT高田高校前駅（上り））	TEL	019-625-4019 番
工事種別	（新築）増築・別荘増築・改築・改築（大規模の修繕）・室内装飾 用途変更（大規模の修繕等）・仮設建築・解体・移設・移転	工期	着工 R02.01 竣工 R02.03

2. 敷地状況

敷地面積	公簿 36.30 ㎡ (= 坪)	建ぺい率	基準建ぺい率 70.00%
	実測 36.30 ㎡ (= 坪)	容積率	基準容積率 200.00%
用途地域	住居専用地域（第一種）・住居（第一種）・準住居・近隣商業・商業・準工業 工業・工業専用地域（指定無し）	日影制限	平均地盤面からの高さ 敷地境界線より5mを超え10m以内の範囲 時間帯内 敷地境界線より10mを超える場合 時間帯内
防火地域	防火・準防火・指定なし（第22条区域）・特定行政庁の指定地域		
その他の地域地区	都市計画区域内・都市計画区域外・市街化区域・市街化調整区域・特別工業地区・特別用途地区・農産地区・再開発事業区域・指定街区・改良地区 文教地区（第一種）・児童地区（第一種）・高層地区（第一種）・風景調整地区・電波伝達障害防止地区・多量地区・災害危険地区・緑地地区 土地区画整理事業地区・宅地区画整理区域・国立公園・国定公園・同川敷・その他		

3. 構造・規模

構造	SRC造・RC造・PC造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・木造（その他（アルミニウム合金造））	階数	(B) (F 1) (P)
構造形式	ラーメン・壁・立体トラス・シェル・その他	最高高さ	3.388 m
基礎	地盤支保（ベタ・布・他立） 杭支保（RC杭・PC杭・アースリール・ペント・鋼管・その他）	最高軒高	3.038 m
増築予定	なし	その他	

4. 面積

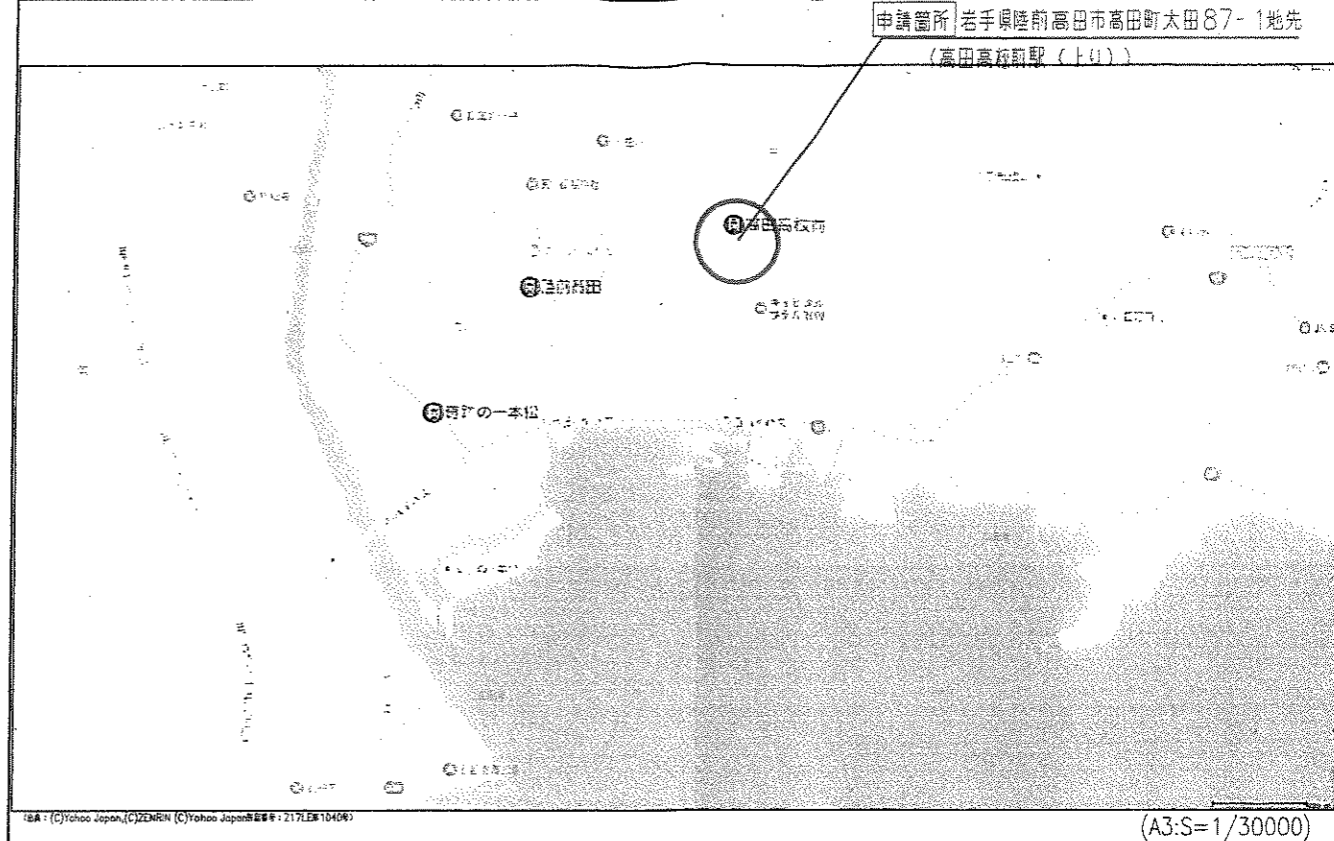
	申請部分	申請以外の部分	合計	建ぺい率・容積率	その他（ピロティ・バルコニー等）
建築面積	10.57 ㎡ (= 坪)	0.00 ㎡ (= 坪)	10.57 ㎡ (= 坪)	29.12% ≦ 70.00%	
延床面積	21.15 ㎡ (= 坪)	0.00 ㎡ (= 坪)	21.15 ㎡ (= 坪)	対象面積 21.15 ㎡ 56.27% ≦ 200.00%	

5. 床面積

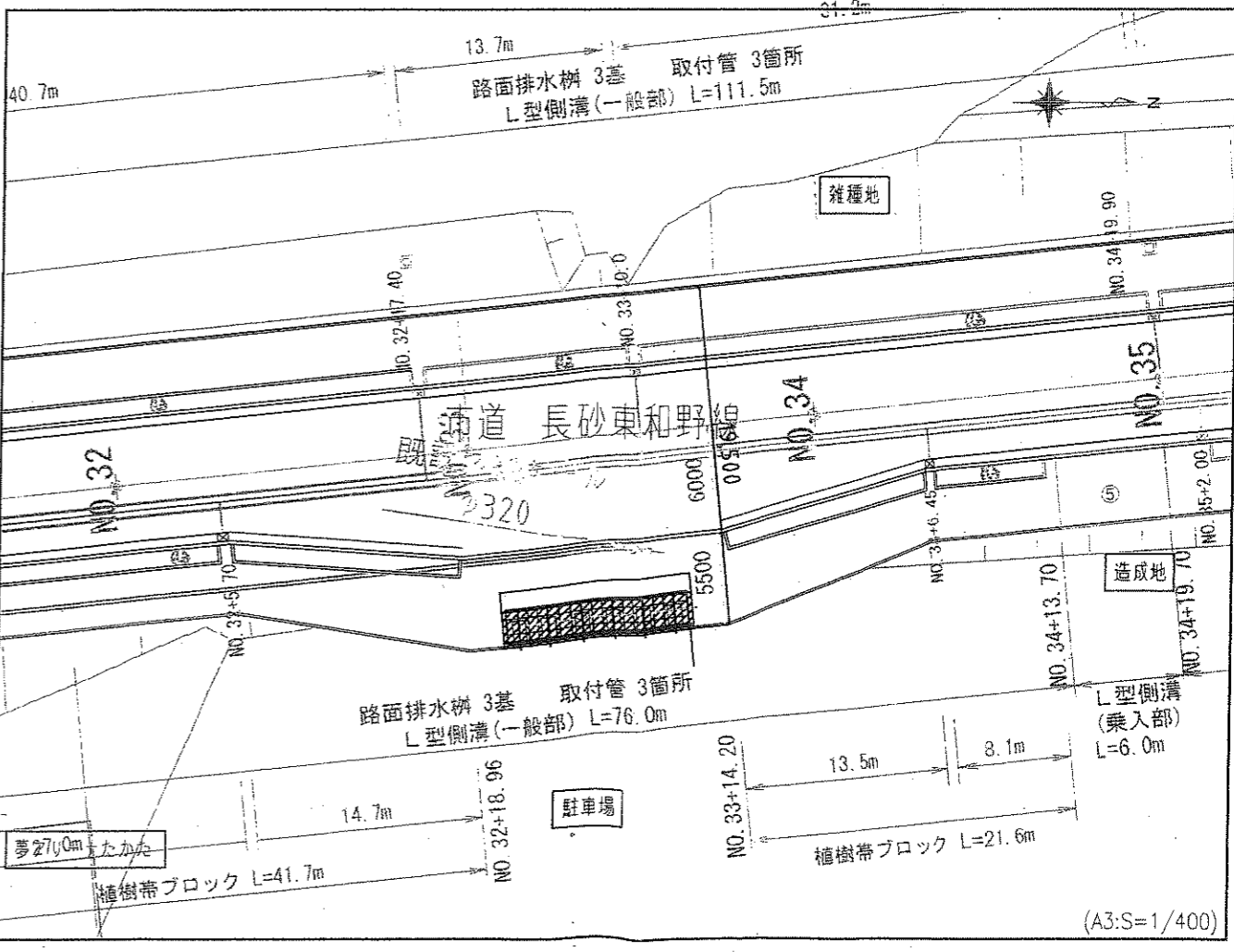
階数	申請部分	申請以外の部分	合計	階高	主要用途
1	21.15 ㎡		21.15 ㎡	m	上家（下り）

6. 別途工事

7. 案内図

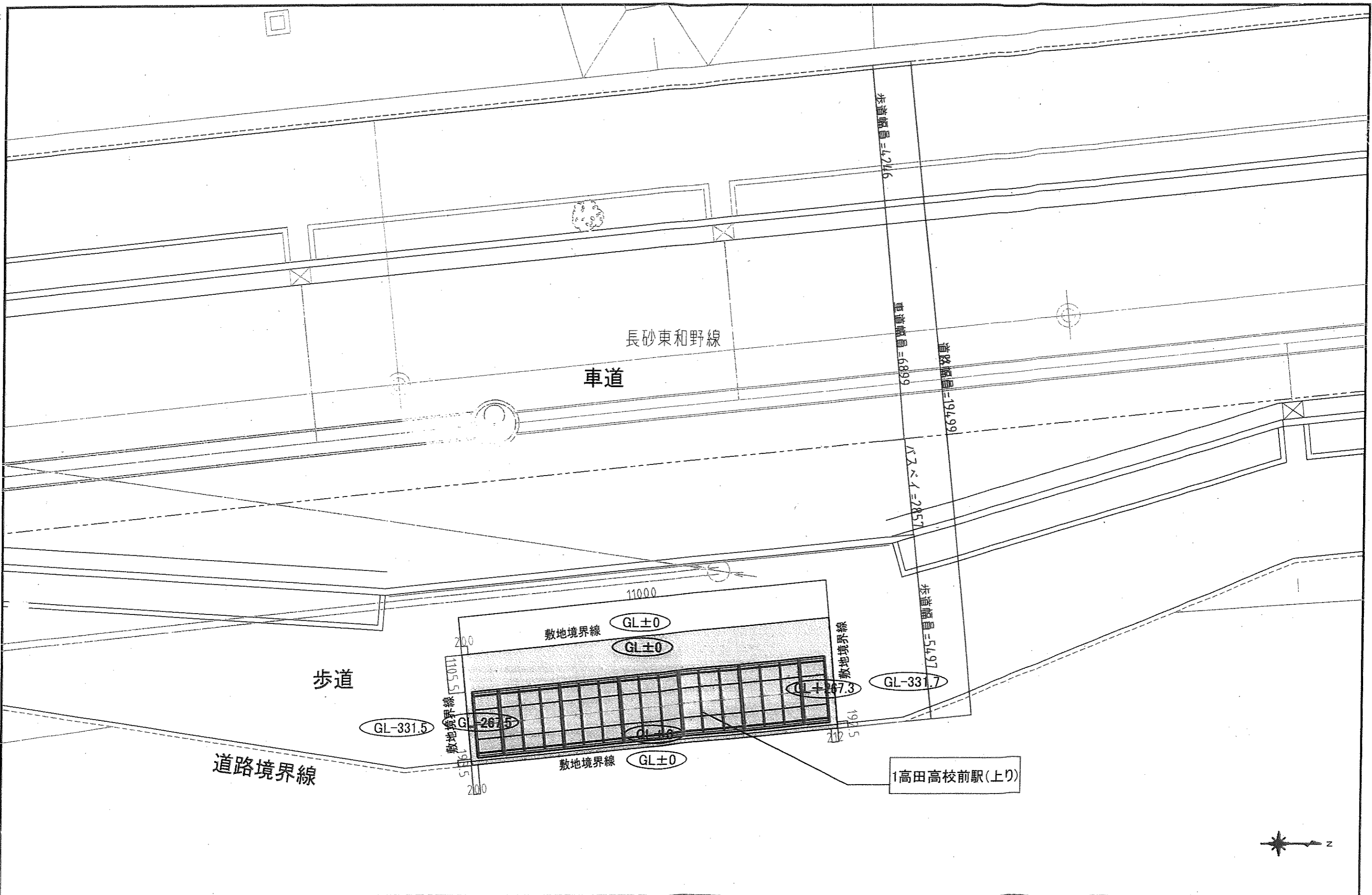


8. 構内図



東日本旅客鉄道株式会社 東北工務事務所 一級建築士事務所
宮城県仙台市青葉区一番町1丁目3番1号
一級建築士事務所 宮城県知事登録 第1761007号
一級建築士 大田登雄 第282654号 尾関 崇

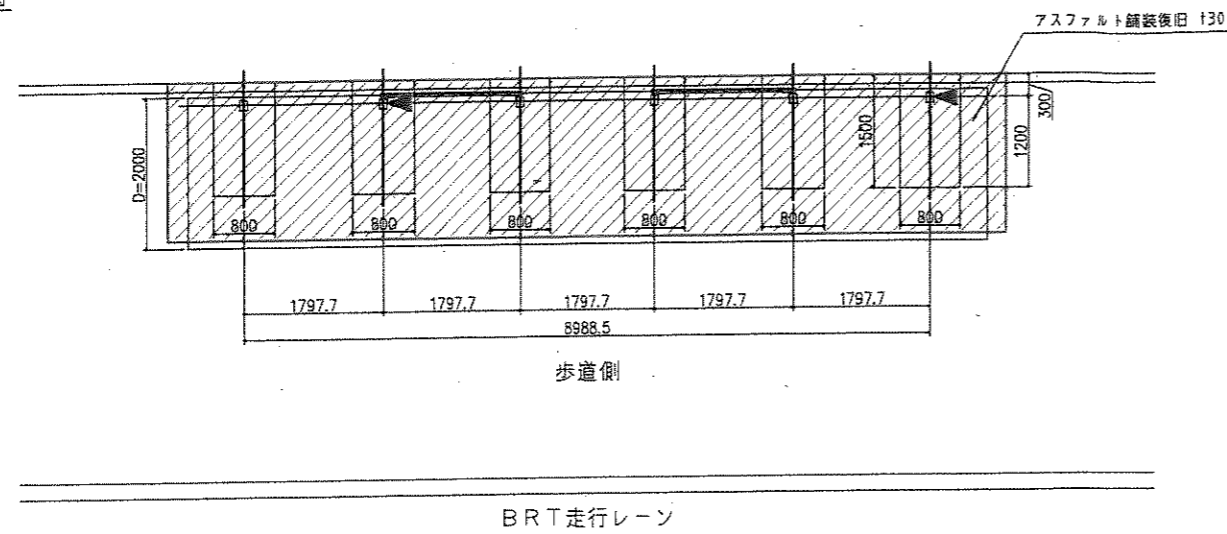
2019.10
工事名称 東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧（陸前今泉駅外1新築他）
図面番号 高田高校前駅 計画概要図（上り） A010



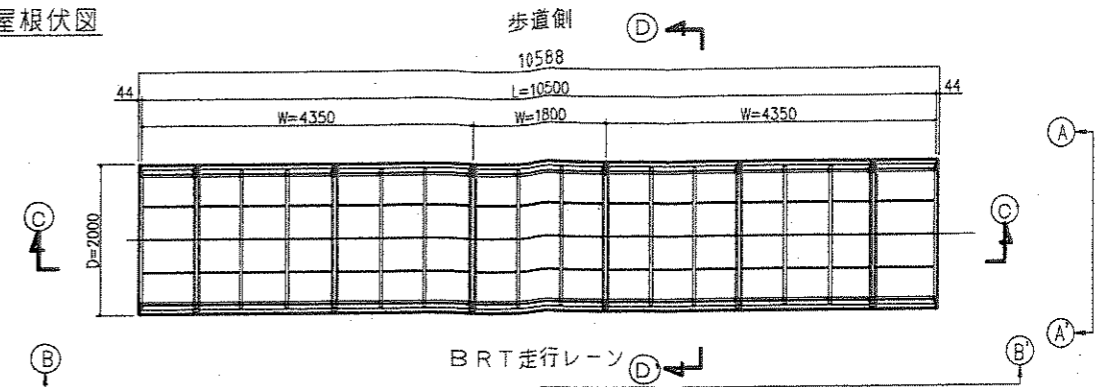
			EAST JAPAN RAILWAY COMPANY 東日本旅客鉄道株式会社 東北工務事務所 一級建築士事務所 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目3番1号 一級建築士事務所 宮城県知事登録 第 17610079 号 一級建築士 大臣登録 第 282654 号 尾関 崇	縮尺 A1:1/50 A3:1/100 2019.10	工事名称 東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧 (陸前寺泉駅外1新築他)			図面番号 高田高校前駅(上) 配置図
日付 2019.10	作成者 尾関 崇	確認者 尾関 崇			図面番号 高田高校前駅(上) 配置図			

【上り】旅客上家

平面図兼柱・基礎位置図

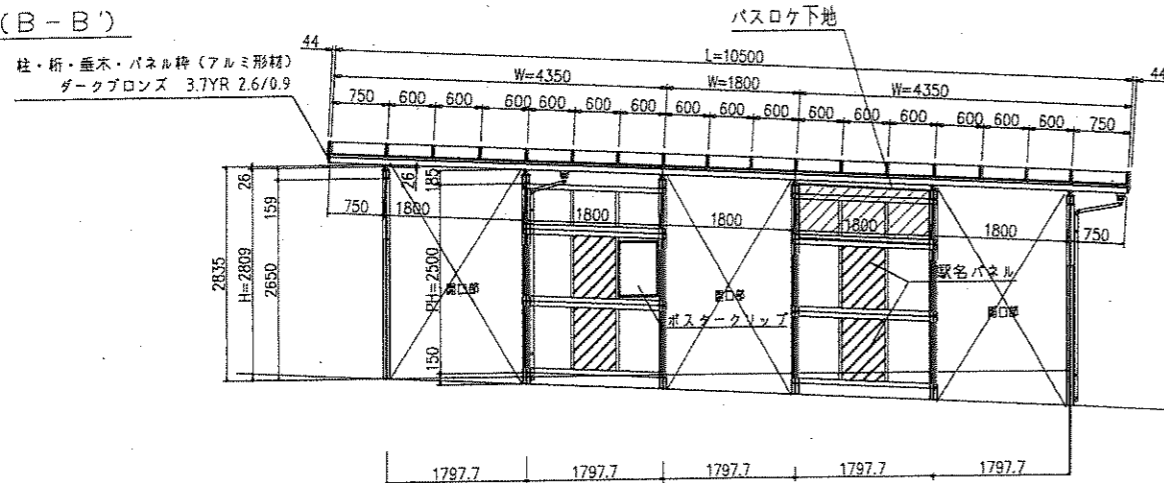


屋根伏図

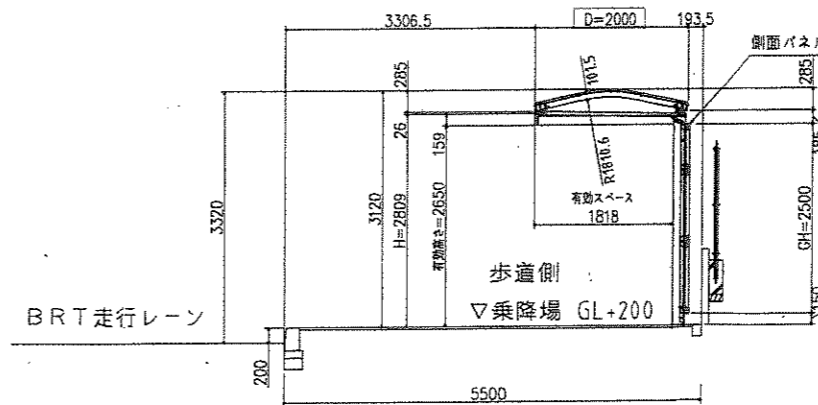


番号	S-1	数量	1	備考
シリーズ	ファインロ-FS			一般地域型
色	ダークブロンズ (BD)			積雪40cm (800N/m ²)
仕	厚膜パネル (材質) ブルースモーク (AO)			一本柱タイプ (備芯柱)
	ポリカーボネート板 t=2.0			認定番号DW-9054 (建築基準法第63条及び同法施行令第136条の2の第一号規定に準ずく)
上	側面パネル (材質) ブルースモーク (AO)			認定番号DW-9054 (建築基準法第63条及び同法施行令第136条の2の第一号規定に準ずく)
	ポリカーボネート板 t=2.0			認定番号DW-9054 (建築基準法第63条及び同法施行令第136条の2の第一号規定に準ずく)
取付場所	高田高校前駅 (上り)			

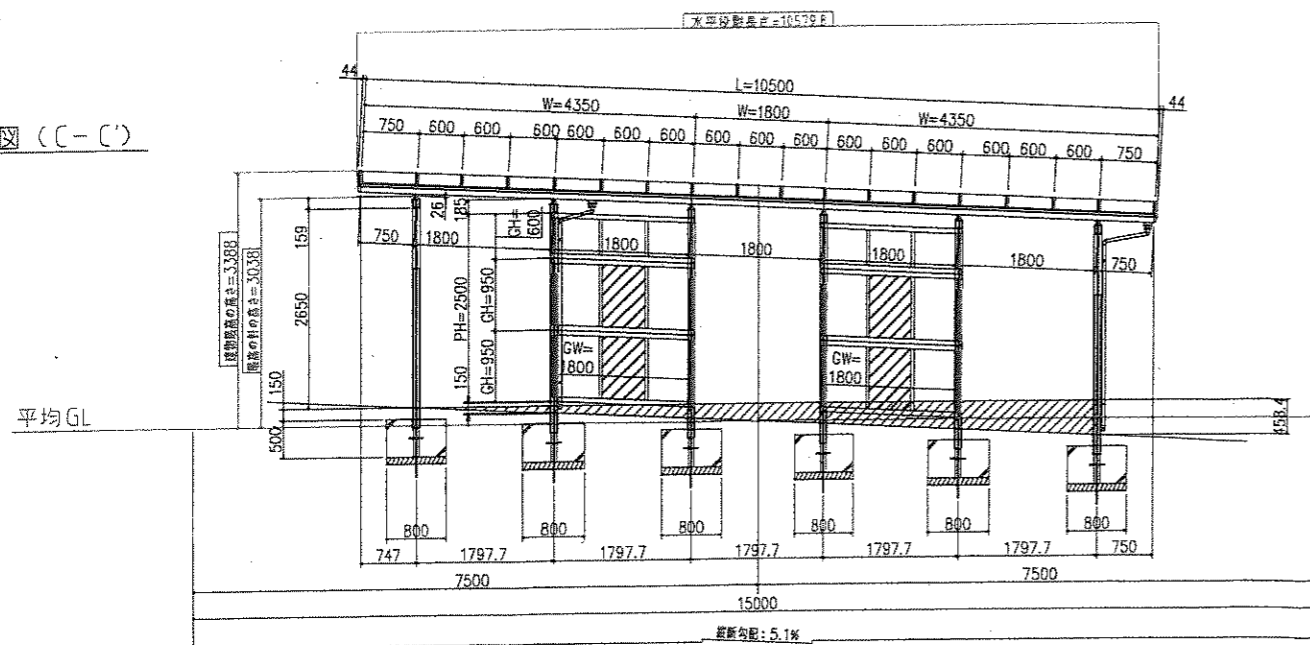
立面図 (B-B')



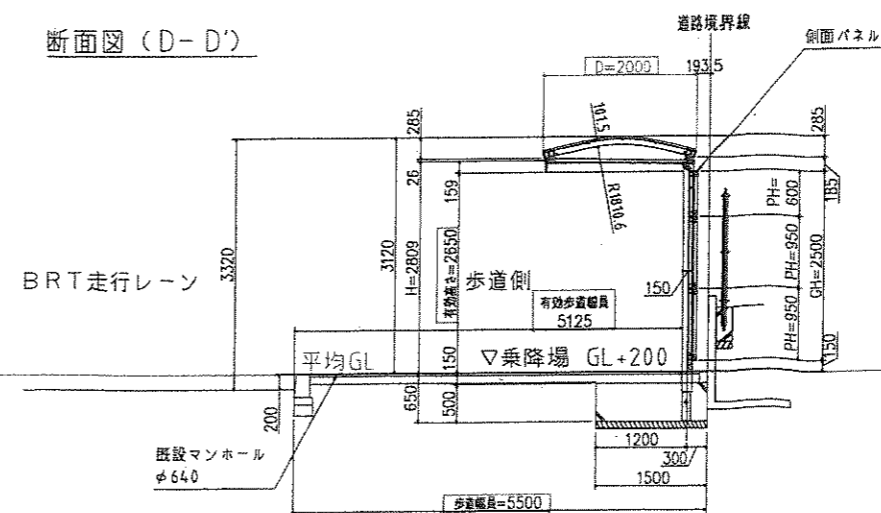
立面図 (A-A')



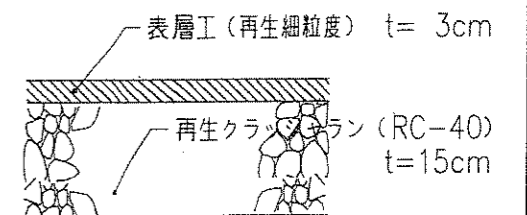
断面図 (C-C')



断面図 (D-D')



舗装標準図 (S=5)



令和 1 年 11 月 22 日

特定行政庁

岩手県知事 様

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員盛岡支社長

石田 亨

申 請 理 由 書

大船渡線 BRT バス停留所 高田高校前駅（上り）上家（岩手県陸前高田市高田町太田）に
ついて

1. 許可申請理由

高田高校前駅は陸前高田市からのご要望により、近隣にお住まいの方及び通学の利便性向上のために新設する駅です。BRT 駅の上家設置については、お客さまの快適性を考慮し設置可能な場所に計画をしています。この度、上り上家の計画位置が道路区域となることから許可申請を行います。

2. 交通量

別紙 1 にて記載

3. 維持管理計画

安全かつ円滑な交通の確保を図るため、日々のバス運行時に車上から目視点検を行い、損傷があった場合には、施設設置側で速やかに修繕を行う。

また、必要により施設設置側で見回り点検を行う。

交通量

高田高校前駅（上り）の交通量について下記見解を示す。

1. BRT 利用者推移

高田高校前駅の利用者は通学時間帯（7：00～8：00）で 30 名程度/回の降車が見込まれるが、通学の一過性のものであり、その他は各時間帯 5 名以下の乗降であることから、通行上支障なしと考える。

2. 車両・その他交通機関

陸前高田市による道路改良工事にてバスベイを設置し、バス停車時に通行車道に影響のないよう配慮していることから通行上支障なしと考える。

3. 歩道幅員について

上家新設後の有効歩道幅員を 5.1m (>2.0m) 確保していることから、通行上支障なしと考える。

大船渡線BRT時刻表

別紙

2019年9月14日 改正

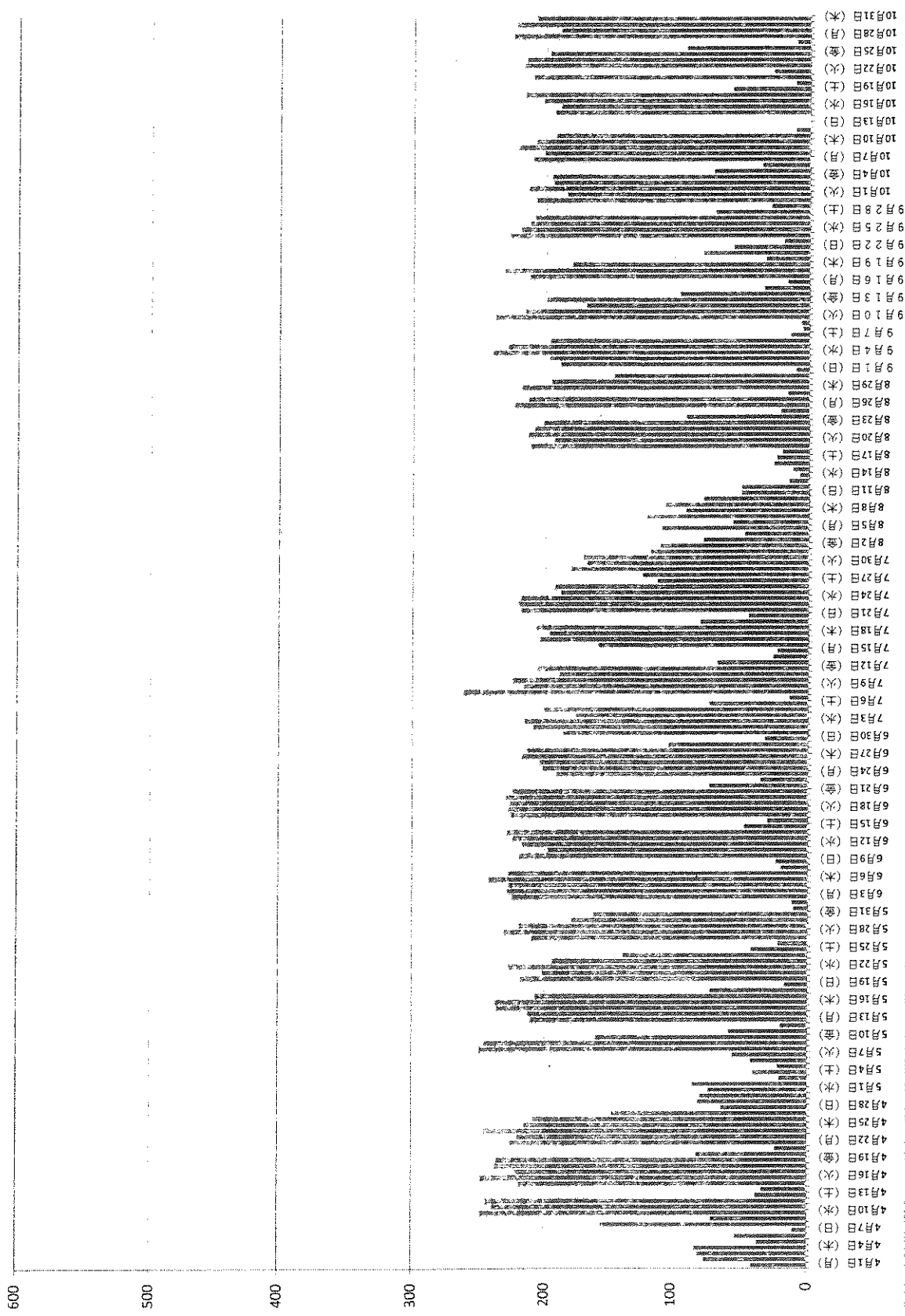
【下】 気仙沼・陸前矢作 ⇨ □ 盛 ※陸前今泉駅(新駅)は長部駅・奇跡の一本松駅間

Table with 24 columns representing time intervals from 5:45 to 22:42. Rows list stations including 気仙沼, 陸前矢作, 竹ノ下, 陸前高田, 高田高校前, 高田病院, 盛ノ下, 小友, 釜石海岸口, 細浦, 下船渡, 大船渡魚市場前, 大船渡, and 盛.

【上】 盛 ⇨ 陸前矢作・気仙沼 ※陸前今泉駅(新駅)は長部駅・奇跡の一本松駅間

Table with 24 columns representing time intervals from 5:30 to 21:55. Rows list stations including 盛, 大船渡, 大船渡魚市場前, 下船渡, 細浦, 釜石海岸口, 小友, 西船渡, 盛ノ下, 高田病院, 高田高校前, 陸前高田, 竹ノ下, 陸前矢作, 奇跡の一本松, 長部, 鹿桑, 八幡大橋, 鹿折唐桑, and 気仙沼.

人/日 高田高校前駅 乗降者数の推移 (2019年4月1日～2019年10月31日：214日間)
 平均乗降者数 (上下計)：142人/日 (※通学時間帯7:00-8:00に各バス30名程度の乗降)



許可申請に係る検討結果

③高田高校前駅 上り

第44条第1項第二号	検討項目・措置	適・否
通行上支障がないこと	(1) バス停上家規模及び構造 ・有効高さ ・床面積 ・構造 歩道から有効高さ=2.650m、床面積=21.15㎡、構造=アルミニウム合金造 歩道の高さについては、道路法に基づく道路構造令第12条により、2.5mを確保するよう規定されており、規定値以上となっている。 なお、床面積以下の項目については、参考までに規模等を検討しているものです。	適
	(2) 上家の設置場所 その他の建築物の敷地からの道路の出入口がないことから、通行上支障がない。	適
	(3) 歩道の有効幅員 ・幅員 幅員=5.125m 平成6年6月30日付け建設省道政発第32号(最終改正 成25年3月6日付け国道利第14号)、ベンチ及び上家の道路占有の取り扱いについての中で、Ⅱ上家の道路占有許可についての2上家の設置場所のうち、歩道の有効幅員が、原則として2m以上確保できる歩道とされている。	適
	(4) 関係機関の意見 道路管理者から道路占用許可を受けていることから、交通上支障がない。 なお、所管する警察の同意については、道路占有許可の手続きで、道路管理者から所管する大船渡警察署へ協議の上、同意いただく手続きとなっていることから、道路占有許可証をもって所管する警察の同意を得たものとなっています。	適

関係法令

道路法に基づく道路構造令(抜粋)

第12条(建築限界)

建築限界は、車道にあつては、第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道にあつては、第二図に示すものとす
歩道の高さについては、歩道面から有効高さ2.5mを確保するよう規定している。

平成6年6月30日付け建設省道政発第32号(最終改正 平成25年3月6日付け国道利第14号)

ベンチ及び上屋の道路占有の取り扱いについて(抜粋)

Ⅱ上屋の道路占有許可について

2上屋の設置場所

電柱等の他の占有物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路管理上支障のない場所とすること。

(1)略

(2)歩道の有効幅員が、原則として2m以上確保できる歩道と規定している。

(3)～(6)略

陸高消本第188号
令和元年11月29日

沿岸広域振興局長 様

陸前高田市消防本部
消防長 戸羽 進



確認申請等に係る同意について

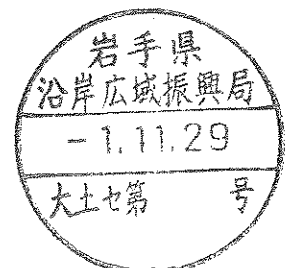
このことについて、令和元年11月27日付大土セ第3-6号で同意を求められた者について、同意します。

建築主住所 岩手県盛岡市盛岡駅前通1番41号 JR盛岡支社ビル

建築主氏名 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員盛岡支社長 石田 亨

建築場所 岩手県陸前高田市高田町字太田87-1地先 市道長砂東和野線道路敷地内

陸前高田市消防本部
予防係：岡田
TEL：0192-54-2119
FAX：0192-55-2648



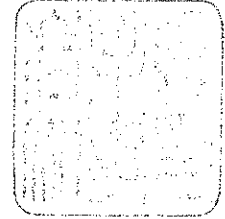
議事(1) 諮問事項 工

建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可について
(高田高校前下り)

建 住 第 6 3 6 号
令 和 元 年 1 2 月 3 日

岩手県建築審査会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也



建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による建築物の許可について
建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 44 条第 1 項第 2 号の規定により、建築物を許可
することについて、次のように貴審査会に同意を求める。

記

- 1 申請者 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 盛岡支社長 石田 亨

- 2 敷地の位置等
 - (1) 地名地番 陸前高田市高田町長砂 104 地先 市道長砂東和野線道路敷地内
 - (2) 用途地域 指定なし
 - (3) 防火地域等 都市計画区域内、防火指定なし
 - (4) 敷地面積 79.98 m²
 - (5) 主要用途 路線バス停留所の上家・待合室

- 3 建築物の概要
 - (1) 工事種別 新築
 - (2) 構造・規模 アルミニウム合金造平屋建
 - (3) 延べ床面積 33.14 m²
 - (4) 最高の高さ 3.387m

4 理由

JR 大船渡線の BRT による復旧として高田高校前駅を整備するにあたって、バス等の停留所の上家を建築することは、建築基準法第 44 条第 1 項による道路内の建築制限を受ける。

本申請建築物は、同条同項第 2 号の規定により公益上必要な建築物で通行上支障ないと認められることから、許可しようとするものである。

関係法令

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）

（道路内の建築制限）

第44条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 地盤面下に設ける建築物
 - 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
 - 三 地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
 - 四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの
- 2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

平成19年6月20日付け国住街第64号建築基準法道路関係規定運用指針の策定について
（技術的助言）

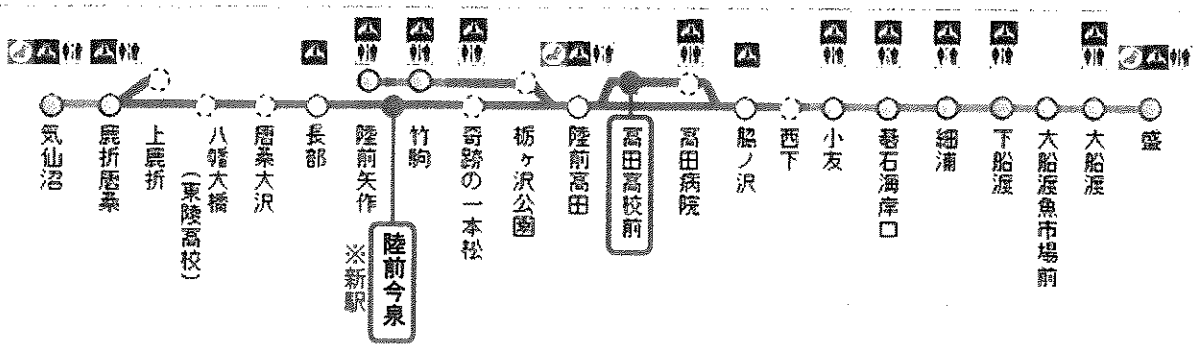
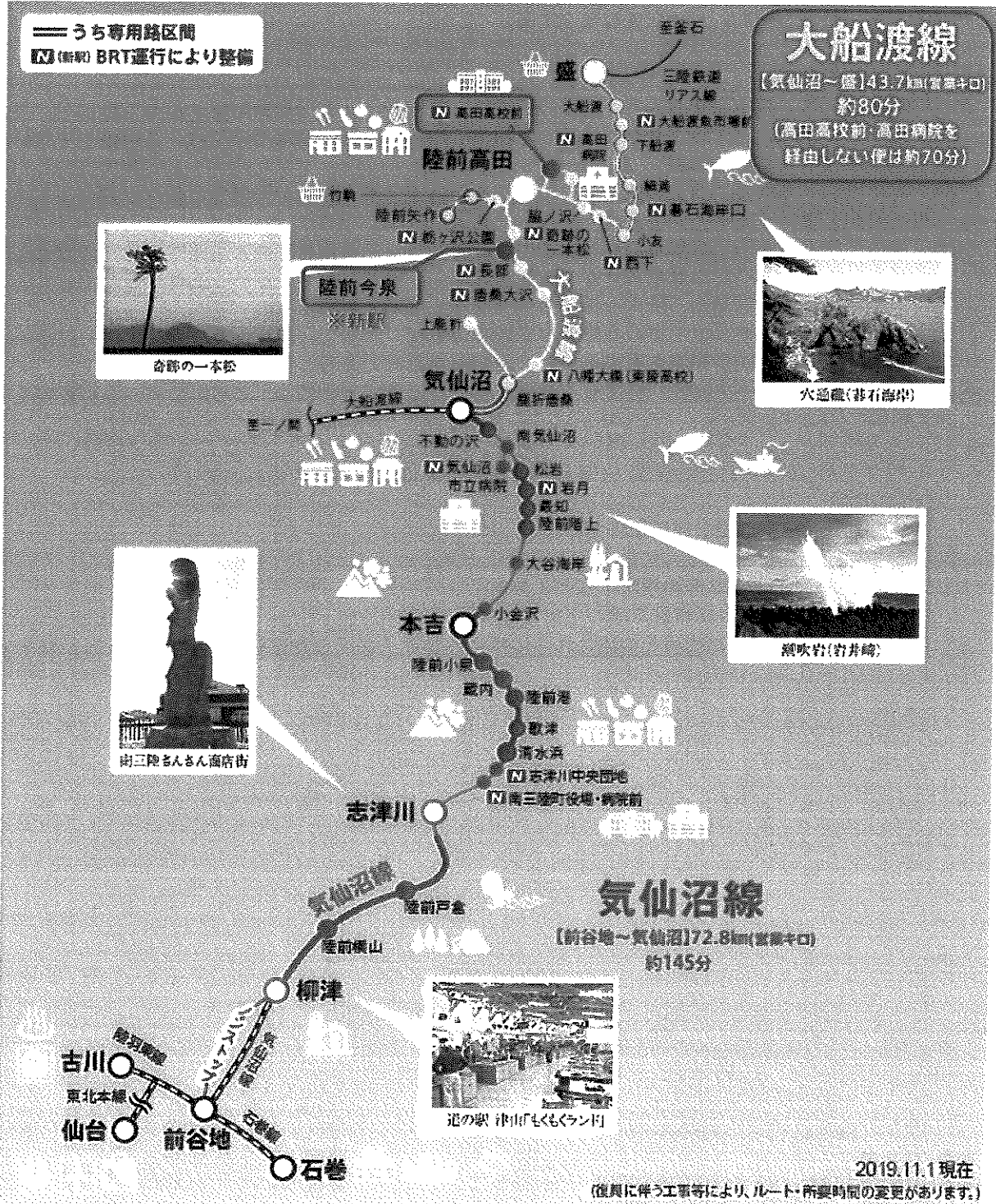
建築基準法道路関係規定運用指針抜粋

IV道路内の建築制限

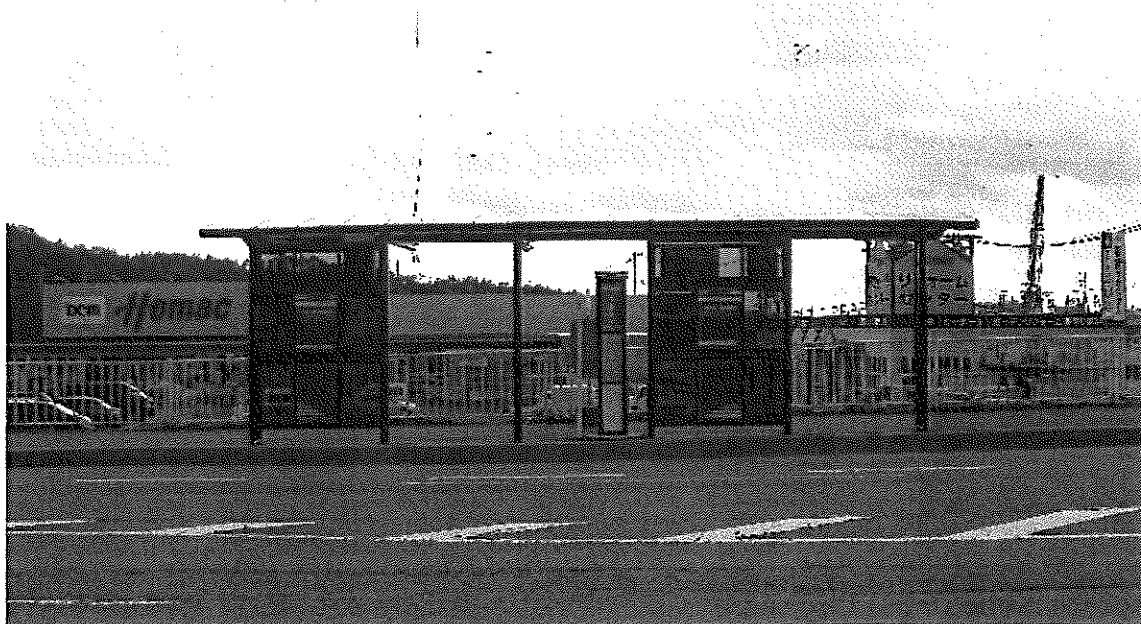
1 法第44条第1項第2号の規定に基づく許可

バス停留所若しくは自転車駐車場の上家又はアーケードについては、法第44条第1項第2号に規定する「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物」に含まれるものと解する。

大船渡線 BRT (バス高速輸送システム) 運行ルート



BRT バス停上屋イメージ写真（上屋）



路線バス停留所の上家・待合室計画概要

計画概要

1 申請者氏名

東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 盛岡支社長 石田 亨

2 敷地の位置

(1) 敷地の位置 陸前高田市高田町長砂 104 地先
市道長砂東和野線道路敷地内 (高田高校前駅 下り)

(2) 敷地面積 79.98 m²

(3) 用途地域 指定なし (建ぺい率 70% 容積率 200%)

(4) 防火地域等 指定なし

3 建築物の概要

(1) 計画建築物

用途	構造	規模
路線バス停留所の上家	アルミニウム合金造	床面積 21.15 m ²
待合室	アルミニウム合金造	床面積 11.99 m ²
		延べ面積 33.14 m ²

(2) 計画建築物棟数 2 棟

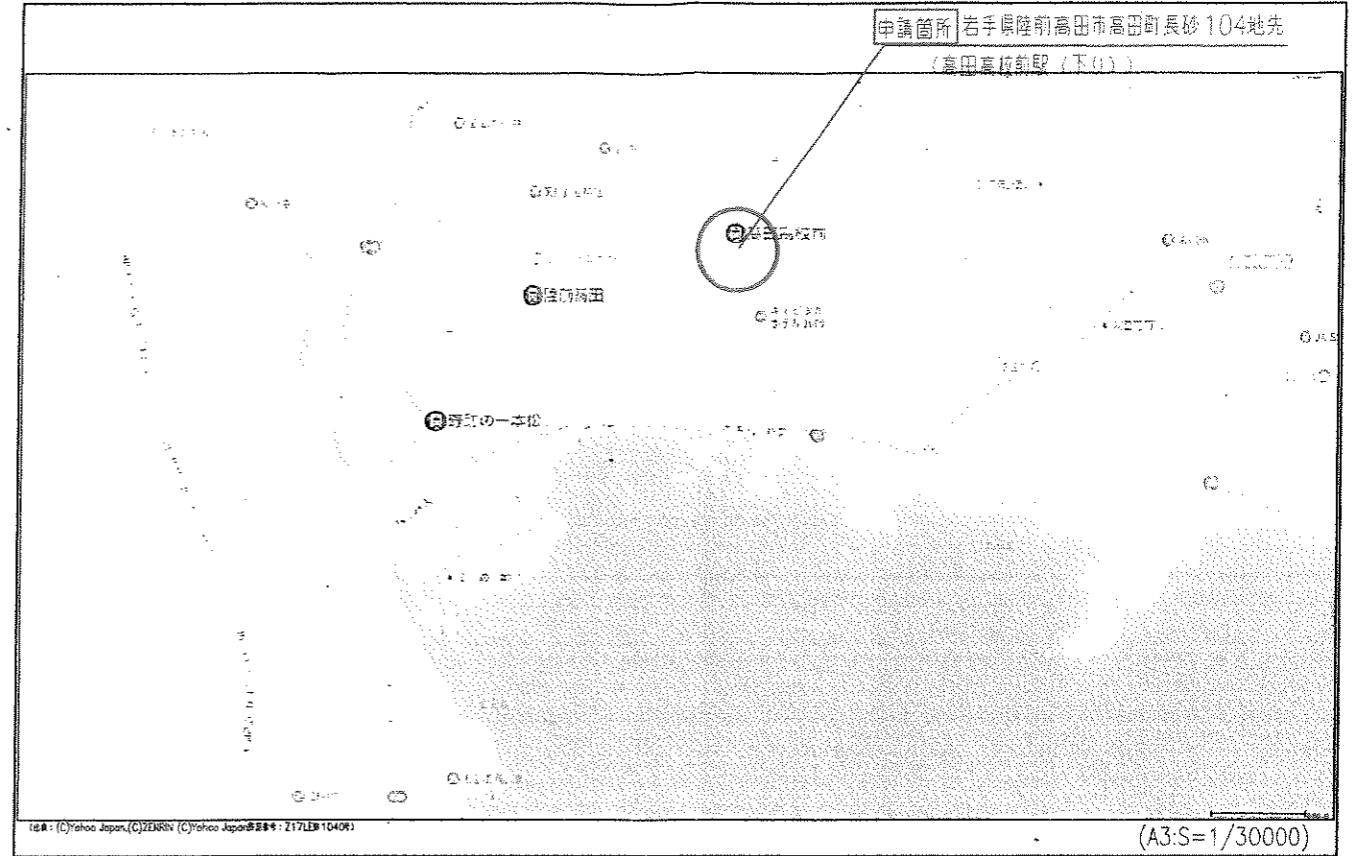
(3) 建ぺい率 28.21%

(4) 容積率 41.44%

1. 工事名称

工事名称	東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧（陸前今泉駅外1新築他）	建築主	東日本旅客鉄道株式会社 執行役員盛岡支社長 石田 亨
建設地 (地名地番)	若手県陸前高田市高田町長砂104地先 市道長砂東和野線道路敷地内	住所氏名	若手県盛岡市盛岡駅前通1番41号
主要用途	路線バス停留所の上家（BRT高田高校前駅（下り））	〒	020-0020 電話 019-625-4018 番
工事種別	増築・別荘増築・改装・改装（大規模の修繕）・室内装飾 用途変更（大規模の修繕等）・仮設建築・解体・移設・移転	工期	着工 R02.01 竣工 R02.03

7. 案内図



2. 敷地状況

敷地面積	公簿 79.98 ㎡ (= 98.00 ㎡)	建ぺい率	基準建ぺい率 70.00%
		容積率	基準容積率 200.00%
用途地域	住居系(第一種)・住居(第一種)・準住居・近隣商業・商業・準工業 工業・工業専用地域(指定無し)	日影制限	平均地盤面からの高さ 敷地境界線より5mを超え10m以内の範囲 時差内 敷地境界線より10mを超える場合 時差内
防火地域	防火・準防火・指定なし(※22条区域)・指定行政庁の指定地域		
その他の 地域地区	都市計画区域内・都市計画区域外・市街化区域・市街化調整区域・特別用途地区・調整地区・再開発事業区域・指定地区・改良地区 文教地区(第一種)・風致地区(第一種)・商業地区(第一種)・駐車場整備地区・電波伝達障害防止地区・多雪地区・災害危険地区・緑地地区 土地区画整理事業地区・宅地区画工事特別区域・国立公園・国定公園・河川敷・その他		

3. 構造・規模

構造	SRC造・RC造・PC造・鉄骨造・軽量鉄骨造・CB造・木造 (その他(アルミニウム合金造))	階数	(B) (F 3) (P)
構造形式	フーチン・壁・立柱トラス・ジョイント・その他()	最高高さ	(待合室) 2.478 (上家) 3.387
基礎	地盤改良(ベタ・布・板立) その他() 柱支荷(RC柱・PC柱・アースフリック・ベント・鋼管・その他)	最高軒高	(待合室) 2.300 (上家) 3.038
溶接予定	なし	その他	

4. 面積

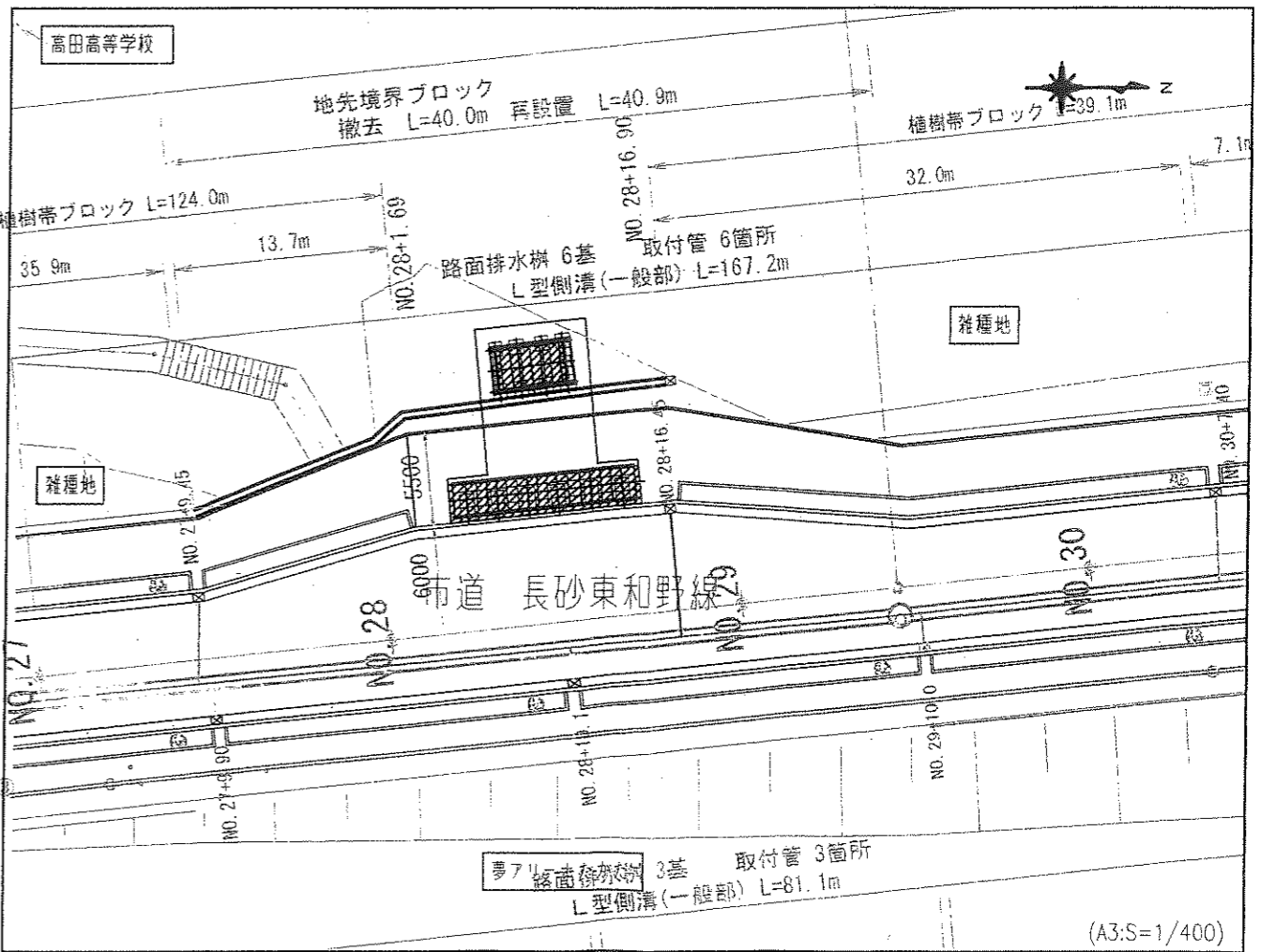
	申請部分	申請以外の部分	合計	建ぺい率・容積率	その他(ピロティ・バルコニー等)
建築面積	22.56 ㎡	0.00 ㎡	22.56 ㎡	28.21% ≦ 70.00%	
延床面積	33.14 ㎡	0.00 ㎡	33.14 ㎡	対象面積 33.14 ㎡ 41.44% ≦ 200.00%	

5. 床面積

階数	申請部分	申請以外の部分	合計	階高	主要用途
1	11.99 ㎡	0.00 ㎡	11.99 ㎡	m	待合所
-1	21.15 ㎡	0.00 ㎡	21.15 ㎡	m	上家(下り)

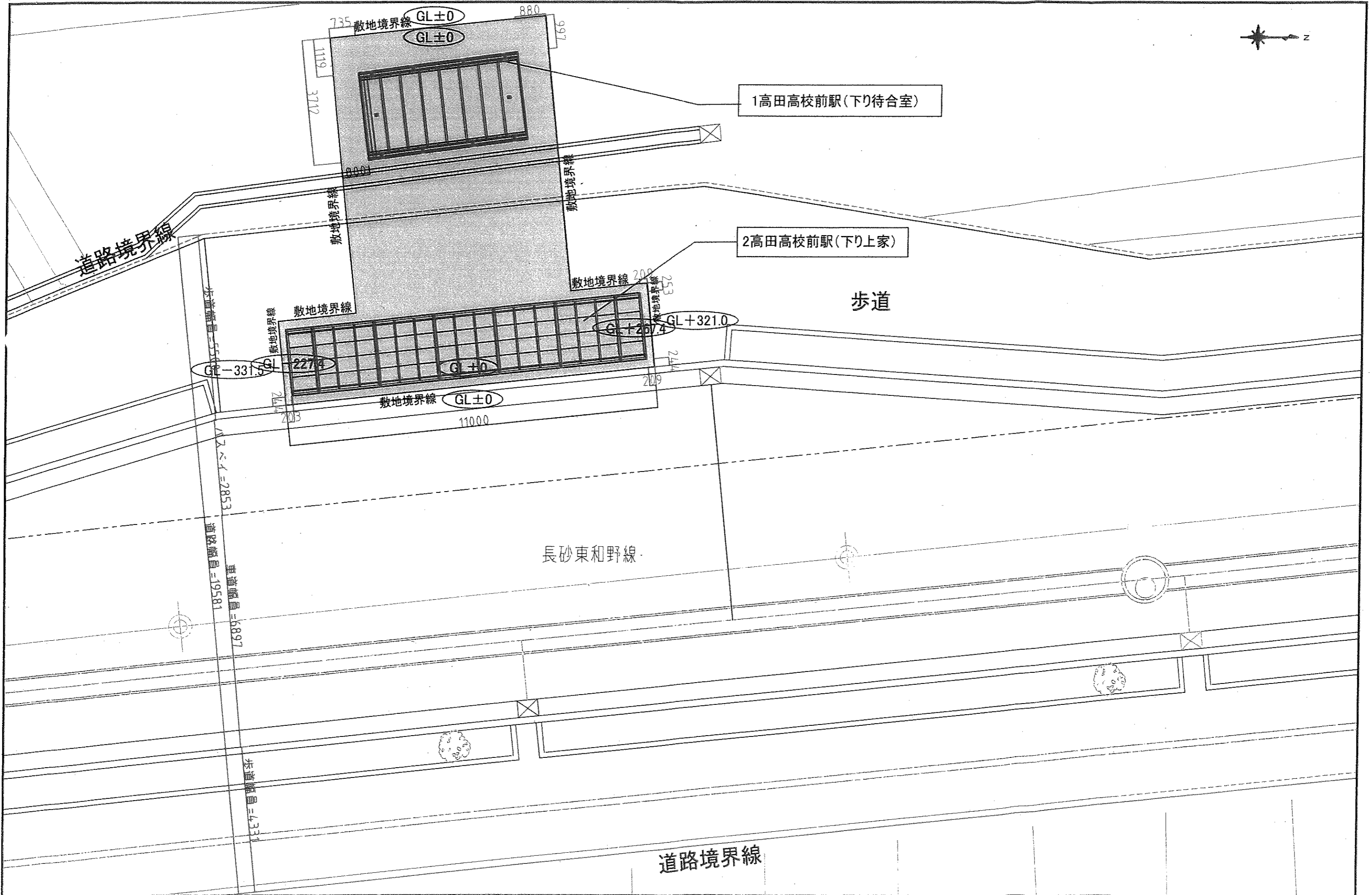
6. 別途工事

8. 構内図



EAST JAPAN RAILWAY COMPANY
東日本旅客鉄道株式会社 東北工務事務所 一級建築士事務所
宮城県仙台市青葉区一番町1丁目3番1号
一級建築士事務所 宮城県知事登録 第1261009号
一級建築士 大臣登録 第282654号 尾崎 慎 印

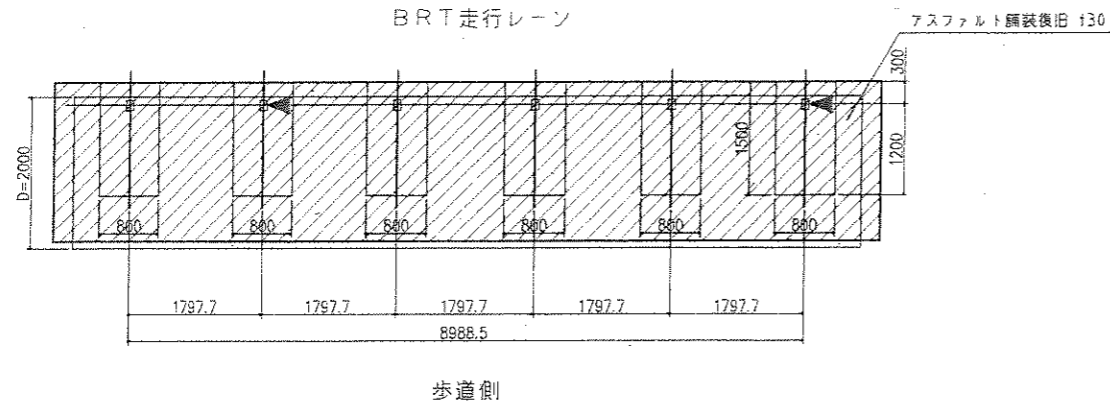
縮尺
2019.10
工事名称
東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧
(陸前今泉駅外1新築他)
図面名称
高田高校前駅 計画概要図(下り)
図面番号
A011



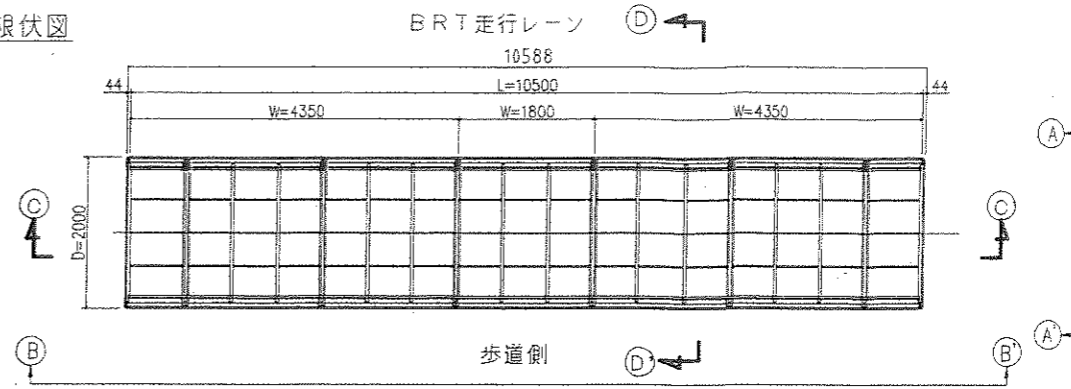
EAST JAPAN RAILWAY COMPANY 東日本旅客鉄道株式会社 東北工事事務所 一級建築士事務所 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目3番1号 一級建築士事務所 宮城県知事登録 第1761007号 一級建築士 大田登録 第282654号 尾関 崇			縮尺 A1:1/50 A3:1/100 2019.10	工事名称 東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧 (陸前今泉駅外1新築他) 図面名称 高田高校前駅(下り) 配置図	図面番号
---	--	--	--------------------------------------	---	------

【下り】旅客上家・待合室

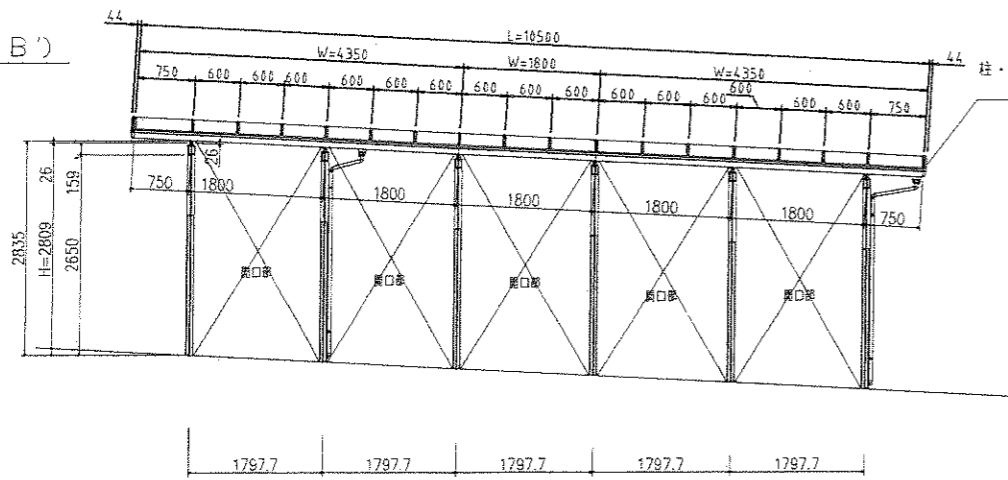
平面図兼柱・基礎位置図



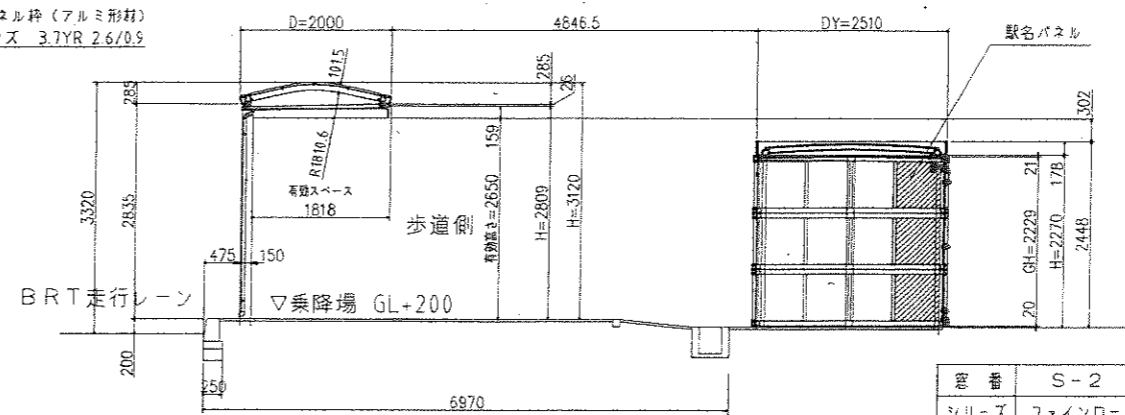
屋根伏図



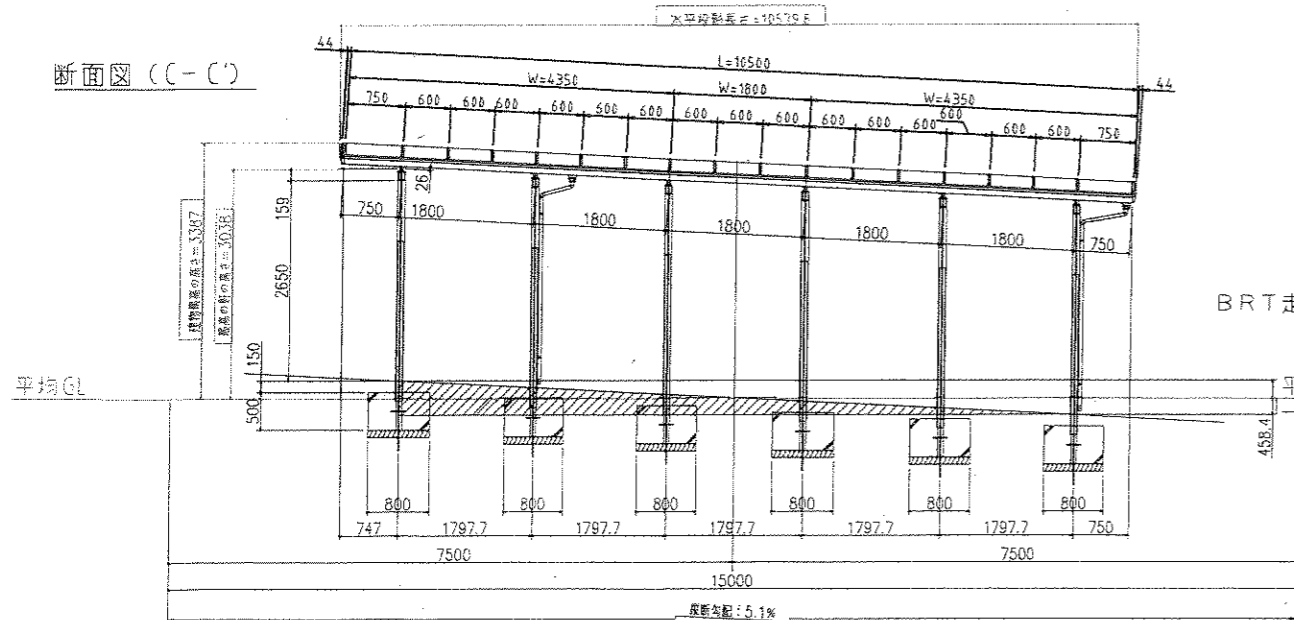
立面図 (B-B')



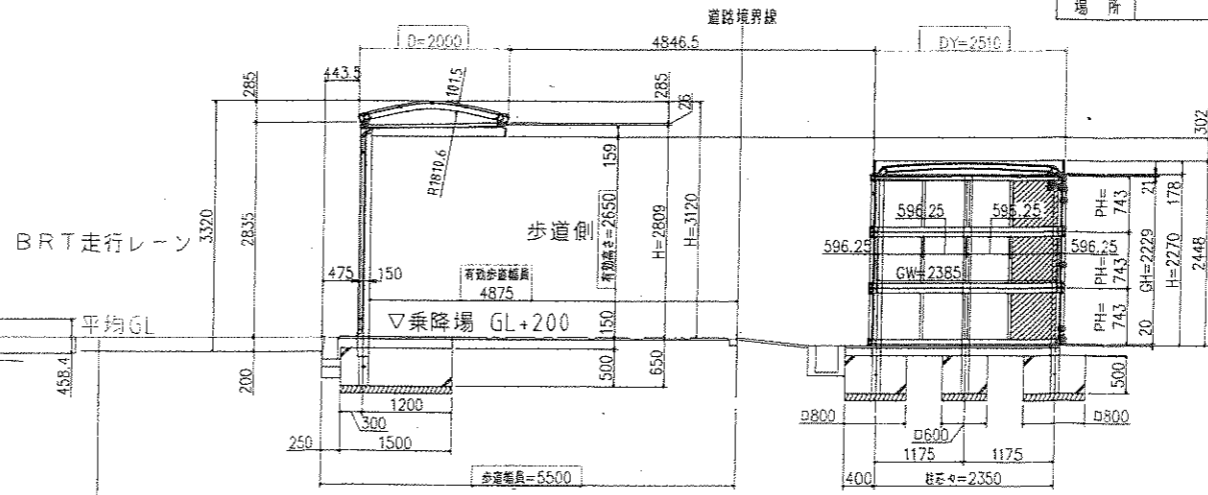
立面図 (A-A')



断面図 (C-C')

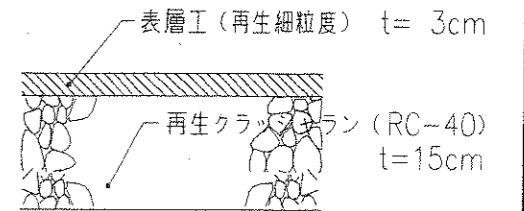


断面図 (D-D')



部番	S-2	数量	1	備考
シリーズ	ファインロードS			一般地蔵型
本体	ダークブロンズ (BD)			積雪40cm (800N/m ²)
屋根パネル (材質)	ブルースモック (AO)			一本柱タイプ (備芯柱)
側面パネル (材質)	ポリカーボネート板 t=2.0			高田高等部DW-9054 (建築標準部6.3条及び同部施行令13.6条e2項2号第一号規定に基づく)
取付場所	高田高校前駅 (下り)			

舗装標準図 (S=5)

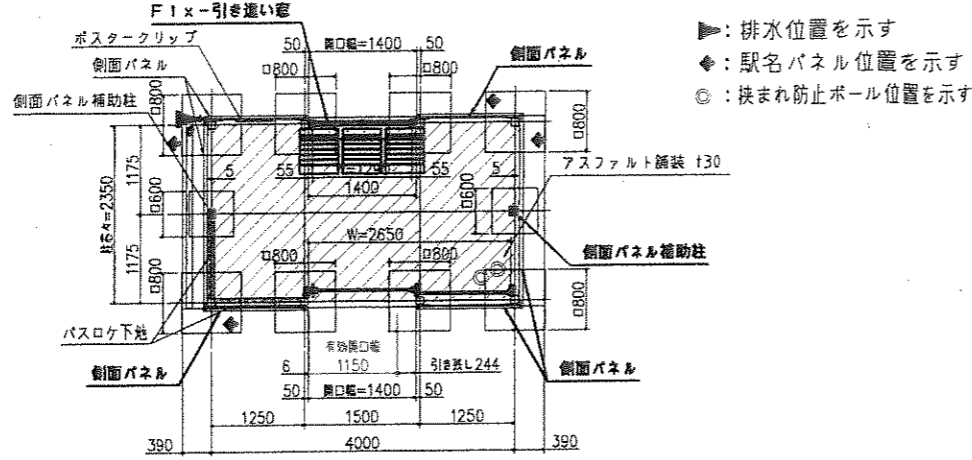


EAST JAPAN RAILWAY COMPANY
東日本旅客鉄道株式会社 東北工事事務所 一級建築士事務所
宮城県仙台市青葉区一番町1丁目3番1号
一級建築士事務所 宮城県知事登録 第17610079号
一級建築士 大田登録 第282654号 尾関 崇

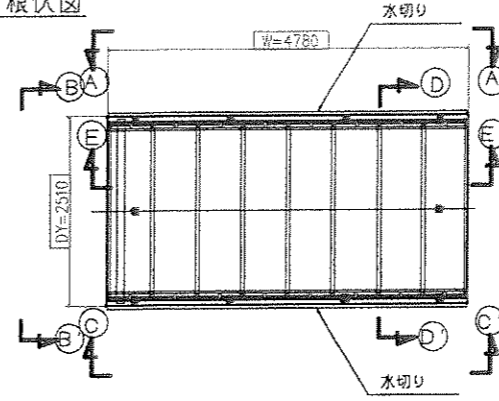
図号 A1:1/5-50
A3:1/10-100
2019.10
工事名称 東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧 (陸前今泉駅外1新築他)
図面名称 高田高校前駅 下り 平面図・立面図・断面図
図面番号 A015

【下り】待合室 詳細図

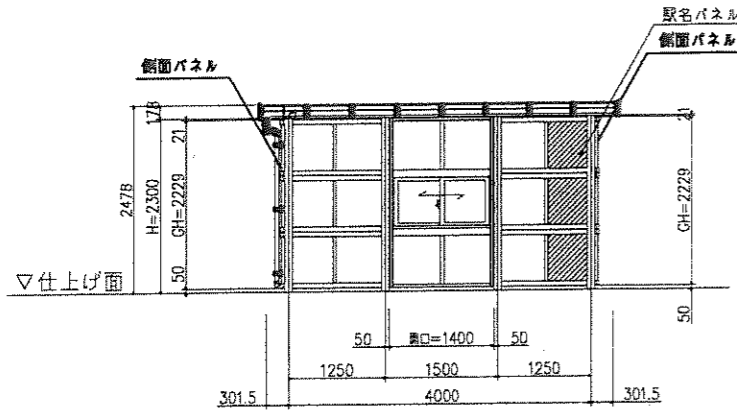
平面図・支柱・基礎位置図



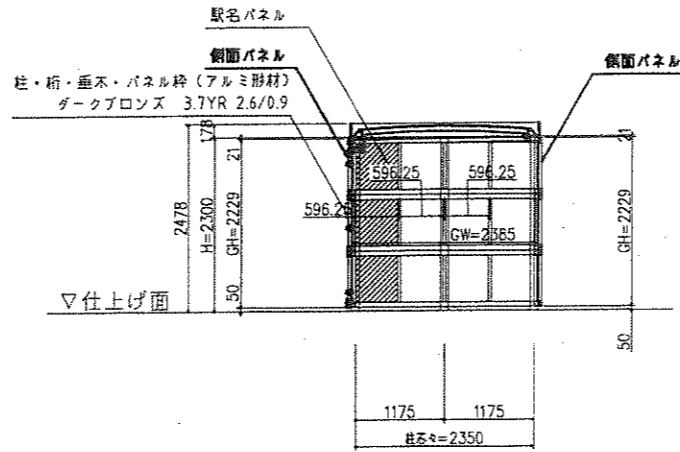
屋根伏図



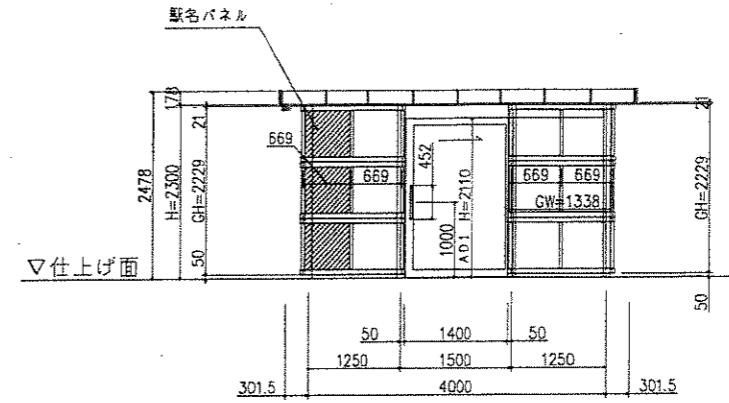
立面図 (A-A')



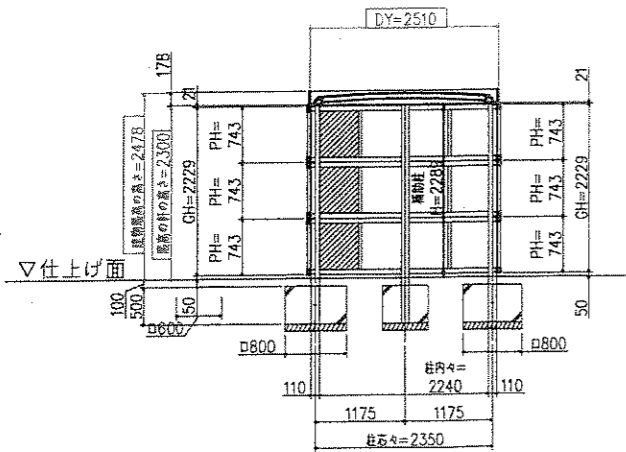
立面図 (B-B')



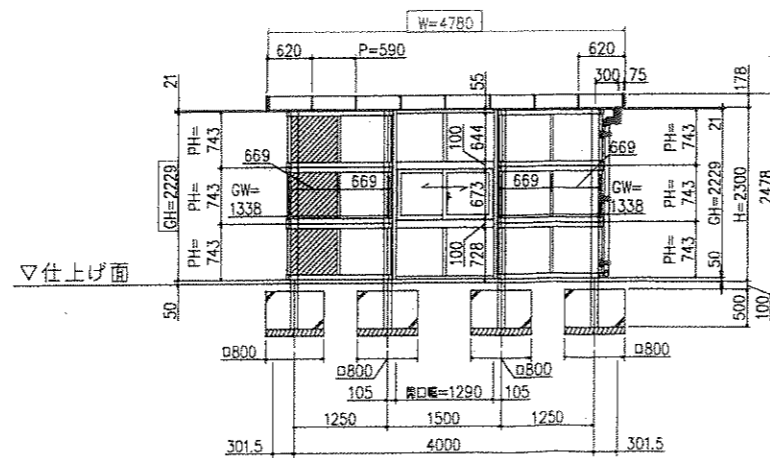
立面図 (C-C')



断面図 (D-D')



断面図 (E-E')



品番	CP-1	数量	1	備考
シリーズ	Uスタイルアビスト、ファイノロードS			積雪40cm
色	本体		ダークブロンズ (BD)	フラット屋根
仕	屋根パネル		ブルースモーク (AO)	両側支持タイプ (柱特注)
	(材質)		熱線遮断ポリカーボネート板 t=2.0	協定番号 DW-9054 (建築基準法第6.3条及び同法施行令第136条の2の第一号規定に基づく)
上	側面パネル		ブルースモーク (AO)	
	(材質)		ポリカーボネート板 t=2.0	協定番号 DW-9054 (建築基準法第6.3条及び同法施行令第136条の2の第一号規定に基づく)
取付場所	高田高校前駅 (下り)			

令和 1 年 11 月 22 日

特定行政庁

岩手県知事 様

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員盛岡支社長

石田 亨

申 請 理 由 書

大船渡線 BRT バス停留所 高田高校前駅（下り）上家・待合室（岩手県陸前高田市高田町長砂）について

1. 許可申請理由

高田高校前駅は陸前高田市からのご要望により、近隣にお住まいの方及び通学の利便性向上のために新設する駅です。BRT 駅の上家及び待合室の設置については、お客さまの快適性を考慮し設置可能な場所に計画をしています。この度、下り上家・待合室の計画位置が道路区域となることから許可申請を行います。

2. 交通量

別紙 1 にて記載

3. 維持管理計画

安全かつ円滑な交通の確保を図るため、日々のバス運行時に車上から目視点検を行い、損傷があった場合には、施設設置側で速やかに修繕を行う。

また、必要により施設設置側で見回り点検を行う。

交通量

高田高校前駅（下り）の交通量について下記見解を示す。

1. BRT 利用者推移

高田高校前駅の利用者は通学時間帯（7：00～8：00）で30名程度/回の降車が見込まれるが、通学の一過性のものであり、その他は各時間帯5名以下の乗降であることから、通行上支障なしと考える。

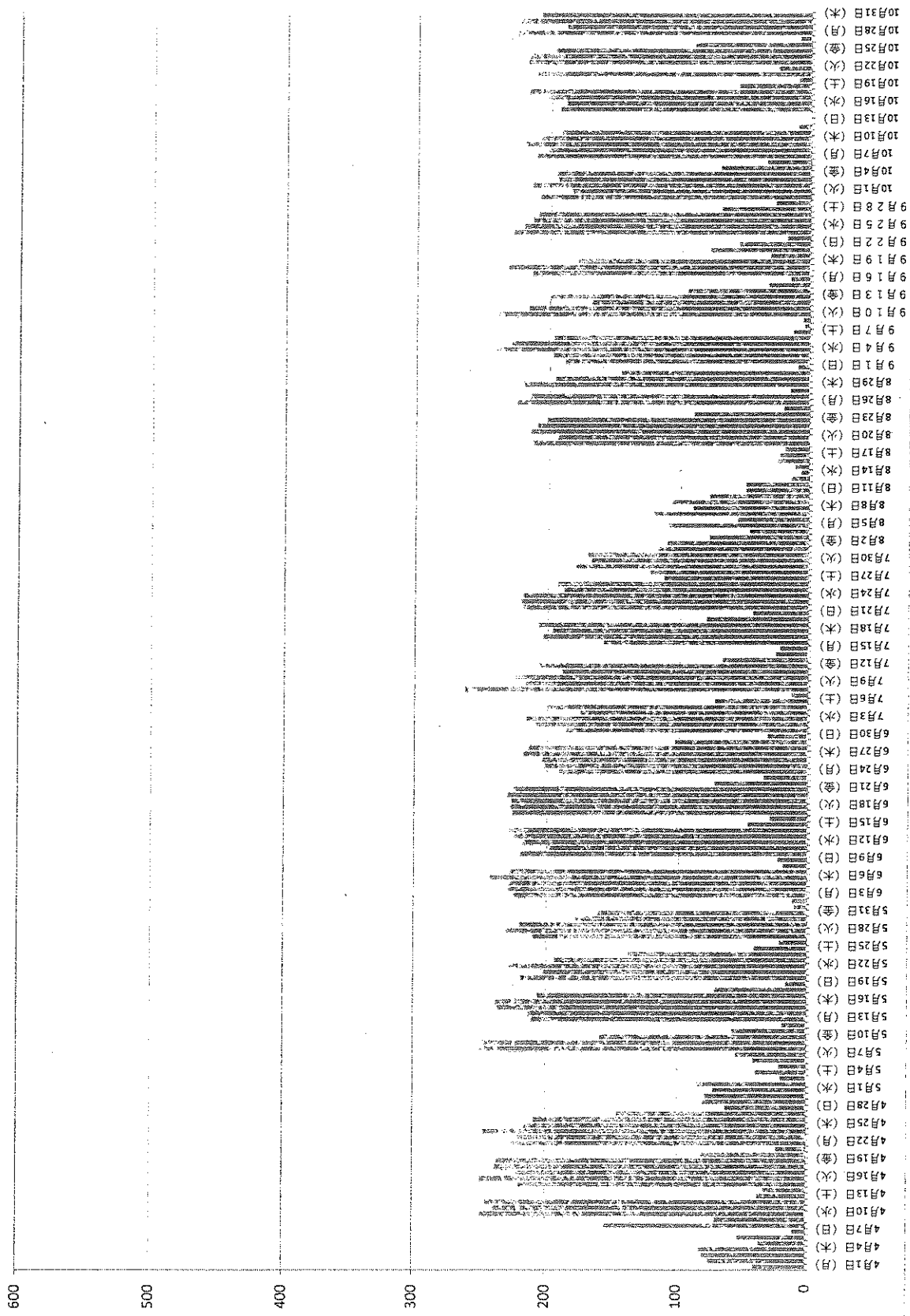
2. 車両・その他交通機関

陸前高田市による道路改良工事にてバスベイを設置し、バス停車時に通行車道に影響のないよう配慮していることから通行上支障なしと考える。

3. 歩道幅員について

上家新設後の有効歩道幅員を4.8m（>2.0m）確保していることから、通行上支障なしと考える。

人/日 高田高校前駅 乗降者数の推移 (2019年4月1日～2019年10月31日：214日間)
 平均乗降者数 (上下計)：142人/日 (※通学時間帯7:00-8:00に各バス30名程度の乗降)



許可申請に係る検討結果

④高田高校前駅 下り

第44条第1項第二号	検討項目・措置	適・否
通行上支障がないこと	(1) バス停下家規模及び構造 ・有効高さ ・床面積 ・構造 歩道から有効高さ=2.650m、床面積=21.15㎡、構造=アルミニウム合金造 歩道の高さについては、道路法に基づく道路構造令第12条により、2.5mを確保するよう規定されており、規定値以上となっている。 なお、床面積以下の項目については、参考までに規模等を検討しているものです。	適
	(2) 上家の設置場所 その他の建築物の敷地からの道路の出入口がないことから、通行上支障がない。	適
	(3) 歩道の有効幅員 ・幅員 幅員=4.875m 平成6年6月30日付け建設省道政発第32号(最終改正 平成25年3月6日付け国道利第14号)、ベンチ及び上家の道路占有の取り扱いについての中で、II上家の道路占有許可についての2上家の設置場所のうち、歩道の有効幅員が、原則として2m以上確保できる歩道とされている。	適
	(4) 関係機関の意見 道路管理者から道路占用許可を受けていることから、交通上支障がない。 なお、所管する警察の同意については、道路占有許可の手続きで、道路管理者から所管する大船渡警察署へ協議の上、同意いただく手続きとなっていることから、道路占有許可証をもって所管する警察の同意を得たものとなっています。	適

関係法令

道路法に基づく道路構造令(抜粋)

第12条(建築限界)

建築限界は、車道にあつては、第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道にあつては、第二図に示すものとす
歩道の高さについては、歩道面から有効高さ2.5mを確保するよう規定している。

平成6年6月30日付け建設省道政発第32号(最終改正 平成25年3月6日付け国道利第14号)

ベンチ及び上屋の道路占有の取り扱いについて(抜粋)

II上屋の道路占有許可について

2上屋の設置場所

電柱等の他の占有物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路管理上支障のない場所とすること。

(1)略

(2)歩道の有効幅員が、原則として2m以上確保できる歩道と規定している。

(3)～(6)略

陸高消本第186号

令和元年11月29日

沿岸広域振興局長 様

陸前高田市消防本部

消防長 戸羽 進



確認申請等に係る同意について

このことについて、令和元年11月27日付大土セ3-5号で同意を求められた者について、同意します。

建築主住所 岩手県盛岡市盛岡駅前通1番41号 JR盛岡支社ビル

建築主氏名 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員盛岡支社長 石田 亨

建築場所 岩手県陸前高田市高田町字長砂104地先 市道長砂東和野線道路敷地内

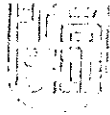
陸前高田市消防本部

予防係：岡 田

TEL：0192-54-2119

FAX：0192-55-2648





道路占用許可書

陸前高田市指令建第1-32号

住所 盛岡市盛岡駅前通1番41号

氏名 東日本旅客鉄道株式会社

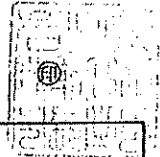
執行役員 盛岡支社長 石田 亨 様

令和元年11月 5日付けで申請のあった道路の占用許可については、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和 元 年 11月 // 日

道路管理者

陸前高田市長 戸 羽 太



占用の目的	BRT駅設備設置		
占用の場所	路線名	市道 長砂東和野線	
	場所	陸前高田市 上り 高田町字太田87-1 地先 下り 高田町字長砂104 地先	
占用物件	名称	規模	数量
	待合室・乗降場上家 (バス停留標識)	下り 待合所、上家 上り 上家 受電柱 (h=2097 w=4143×110)	79.98㎡ 36.30㎡ 2本 (2基)
占用の期間	許可日	から	占用物件
	令和6年3月31日	まで	の構造
工事の期間	許可日	から	工事实施
	令和元年3月31日	まで	の方法
道路の復旧方法	原状復旧		
占用料	年額	市道路占用料条例施行規則第2条第2項第17号により免除	
	月割等		
備考			

・条件、施工上の注意事項については裏面に記載

担当：建設部建設課 管理係

TEL：0192-54-2111 (内線 402)

条 件

- (1) 工事着手前に道路法施行細則第3条第4項の規定による道路法第32条工事着手届に工程表を添えて陸前高田市長に提出し、工事が完了した場合は、細則第3条第5項の規定による道路法第32条工事完成届を、当該工事完了後3日以内に市長に提出し、その検査を受けること。
- (2) 道路、河川管理上その他必要があると認めるときには、許可を変更または取り消すことがある。これによって要する費用は、すべて受許人の負担とする。
- (3) 許可取消、または占用期間が満了したときは、建設課長の指示を受けて直ちに原形に回復すること。
- (4) 占用期間中は、道路、河川の機能に支障がないよう十分注意すること。
- (5) 許可期間が満了し、なお継続して占用しようとするときは、満了期間1月前までに市長に届け出ること。
- (6) 受許人は、占用許可書到着の5日前以内に占用場所または、その付近に占用期間、用途、面積及び氏名を記すかまたはこれに代えて許可指令番号を記した表札または標柱を掲示すること。
- (7) 道路占有者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つよう管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと。
- (8) 「道路占有者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に保つよう管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと」
- (9) 「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならないこと」
- (10) 「占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならないこと。」

施工上の注意事項

- ① 工事施工にあたっては、一般車両等の誘導を円滑に行い、夜間については防護柵、赤色灯を設置し、人および一般車両等の通行に安全を期すること。
- ② 復旧舗装構造については、協議時の標準断面により施行すること。
- ③ 未舗装道路及び舗装道路の路盤より株の埋め戻しについては一層の厚さ20センチメートルとし十分転圧を行い復旧後の路面が沈下することのないよう万全を期すること。
- ④ 施行後2年以内に路面舗装の沈下が著しい場合は再度復旧を命ずることがあるので注意すること。

その他

〔 建築基準法の一部改正について 〕

建築基準法の一部改正について


建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）




公布日：平成30年6月27日

施行日：（3月以内施行）平成30年9月25日、（1年以内施行）令和元年6月25日

1 建築基準法の一部を改正する法律の概要

「建築基準法の一部を改正する法律案」の概要



背景・必要性	法案の概要
<p>① 建築物・市街地の安全性の確保</p> <p>○ 糸魚川市大規模火災(H20.12)や埼玉県三芳町倉庫火災(H29.2)などの大規模火災による甚大な被害の発生を踏まえ、建築物の適切な維持保全・改修等により、建築物の安全性の確保を図ることや、密集市街地の解消を進めることが課題</p> <p>② 既存建築ストックの活用</p> <p>○ 空き家の総数は、この20年で1.8倍に増加しており、用途変更等による利活用が極めて重要</p> <p>○ 一方で、その活用に当たっては、建築基準法に適合させるために、大規模な工事が必要となる場合があることが課題</p> <p style="text-align: center;">【既存建築ストックの活用イメージ】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>③ 木造住宅におけるニーズへの対応</p> <p>○ 必要な性能を有する木造建築物の整備の円滑化を通じて、木造に対する多様な消費者ニーズへの対応、地域資源を活用した地域振興を図ることが必要</p> <p style="text-align: center;">【木材活用ニーズへの対応】</p> 	<p>建築物・市街地の安全性の確保 【1年以内施行】</p> <p>維持保全計画に基づく適切な維持保全の促進等により、建築物の更なる安全性の確保を図るとともに、防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性の確保を実現。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大(大規模倉庫等を指定)。 ○ 既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助費の創設。 ○ 防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和。 <p>戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に関する制限の合理化 【1年以内施行】</p> <p>空き家等を福祉施設・商業施設等に用途変更する際に、大規模な改修工事を不要とするとともに、手続を合理化し、既存建築ストックの利活用を促進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 戸建住宅等(延べ面積200㎡未満かつ階数3以下)を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする。 ○ 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し(不要の規模上限を100㎡から200㎡に見直し)。 <p>大規模な建築物に係る制限の合理化 【1年以内施行】</p> <p>既存建築ストックの多様な形での利活用を促進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存不適格建築物を用途変更する場合に、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを導入。 ○ 新たに整備される仮設建築物と同様、既存建築物を一時的に特定の用途とする場合も制限を緩和。 <p>木造建築物に係る制限の合理化 【1年以内施行】</p> <p>中層木造共同住宅など木造建築物の整備を推進するとともに、防火改修・建替え等を促進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直し(高さ13m・軒高9m超一高さ16m超・階数4以上)。 ○ 上記の規制を受ける場合についても、木材のあらわし等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し。 ○ 防火地域・準防火地域内において高い延焼防止性能が求められる建築物についても、内部の壁・柱等において更なる木材利用が可能となるよう基準を見直し。 <p><その他> 【①、②は3月以内施行。③は1年以内施行/3月以内施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 老人ホーム等の共用の廊下や階段について、共同住宅と同様に、容積率の算定基礎となる床面積から除外 ② 興行場等の仮設建築物の存続期間(履行1年)の延長等 ③ 用途制限等に係る特例許可手続の簡素化 <p style="text-align: center;">※施行日 【3月以内施行】：公布の日から3月以内、【1年以内施行】：公布の日から1年以内</p>

2 建築審査会に係る改正規定

(1) 3月以内施行（平成30年9月25日施行）

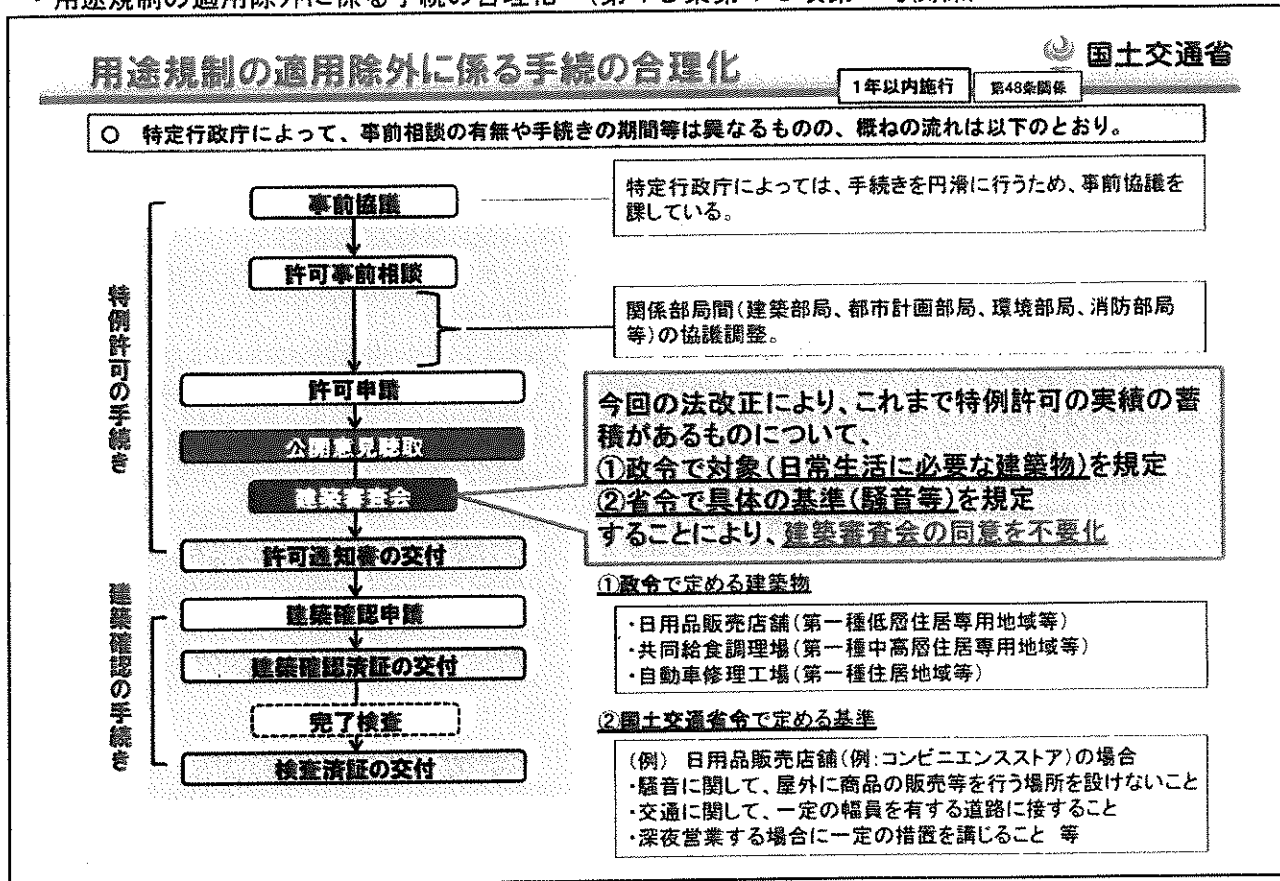
- ・ 接道規制の適用除外に係る手続の合理化（第43条第2項第一号関係）
- ・ 日影規制の適用除外に係る手続の合理化（第56条の2第1項ただし書関係）
- ・ 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例（第85条第6項及び第7項関係）

(2) 1年以内施行（令和元年6月25日施行）

- ・ 用途規制の適用除外に係る手続の合理化（第48条第16項第二号関係）
- ・ 建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和（第87条の3第5項及び第6項）

3 建築審査会に関する改正の概要（1年以内施行関係）

- ・用途規制の適用除外に係る手続の合理化（第48条第16項第二号関係）



- ・建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和（第87条の3関係）

建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和

国土交通省
1年以内施行 新設（第87条の3）

概要

○ 既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和
 既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合（例：災害時に既存の事務所を一時的に学校に用途変更する場合等）について、仮設建築物を建築する場合（第85条第1項、第2項、第5項及び第6項）と同様に、法の全部又は一部の適用除外を認めることとする。

現行規定

第85条第1項	第85条第2項	第85条第5項	第85条第6項
① 次のいずれかに該当する 応急仮設建築物等 ・ 国、地方公共団体、日赤が災害救助のために建築 ・ 被災者が自ら使用するために建築（延べ面積30㎡以内）	② 公益上必要な用途に供する 応急仮設建築物等	③ 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物	④ 国際的な規模の会議又は競技会の用に供すること その他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等
建築確認等の手続き及び技術基準の全てを適用除外	建築確認等の手続き及び技術基準の一部を適用除外	技術基準の一部を適用除外	技術基準の一部を適用除外
3か月＋2年＝2年3か月が存続期間の上限		1年が存続期間の上限 <small>※建築物の施工期間中の仮設店舗等は、特定行政庁が施工上必要と認める期間</small>	特定行政庁が 使用上必要と認める期間 <small>※許可に際しては建築審査会の同意が必要</small>

いずれもこれらの建築物を「建築」（新築・増築・改築・移転）する場合に限定。
 このため、既存建築物を一時的に活用してこれらの建築物とする場合には、新用途の基準を適用。

改正内容

既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合についても、新たに建築する場合（第85条）と同様に法の全部又は一部の適用除外とする制度を創設する。

【参考資料】改正規定の概要（全体）

1 建築確認を要しない特殊建築物の範囲の拡大（第6条第1項第一号関係）

別表第1い欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち確認を要するものを、当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものとする。

2 建築物の維持保全に関する規定の整備

(1) 維持保全計画の作成等を義務付ける建築物の対象の見直し（第8条第2項関係）

維持保全計画の作成等を義務付ける建築物の対象を、国等が所有し、又は管理する建築物を除く次のいずれかに該当する建築物とすること。

- ① 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの
- ② ①の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの

(2) 既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言（第9条の4関係）

特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができるものとする。

3 防火・避難に関する規定の整備

(1) 「延焼のおそれのある部分」の定義の見直し（第2条第六号関係）

建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分については、「延焼のおそれのある部分」には該当しないものとする。

(2) 木造建築物等の耐火性能に係る制限の合理化（第21条第1項関係）

次のいずれかに該当する建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、その主要構造部を通常火災終了時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が消火の措置により終了するまでに通常要する時間をいう。）が経過するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないものとする。ただし、その周囲に延焼防止上有効な空地で政令で定める技術的基準に適合するものを有する建築物については、これを要しないものとする。

- ① 地階を除く階数が4以上である建築物
- ② 高さが16メートルを超える建築物
- ③ 別表第1い欄(5)項又は(6)項に掲げる用途に供する特殊建築物で、高さが13メートルを超えるもの

(3) 木造建築物等である特殊建築物の外壁等に関する規制の廃止（第24条関係）

第22条第1項の市街地の区域内にある木造建築物等である一定の特殊建築物について、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないこととする規制を廃止すること。

(4) 大規模建築物の区画に関する規制の合理化（第26条及び第36条関係）

延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物について行うべき1,000平方メートル以内の区画は、防火床により行うことができることとし、その設置及び構造に関して必要な技術的基準は、政令で定めるものとする。

(5) 耐火建築物等としなければならない特殊建築物の対象の合理化（第27条第1項関係）

第27条第1項の規定に適合しなければならない特殊建築物の対象から、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のもの（3階を別表第1い欄(2)項に掲げる用途で政令で定めるものに供するものにあつては、政令で定める技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）を除くものとする。

4 長屋又は共同住宅の各戸の界壁に関する規制の合理化（第30条関係）

長屋又は共同住宅の天井の構造が、遮音性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合には、当該各戸の界壁を小屋裏又は天井裏に達するものとしなくてもよいものとする。

5 接道規制に関する規定の整備

(1) 接道規制の適用除外に係る手続の合理化（第43条第2項第一号関係）

※審査会関係（H30.9.25施行）

その敷地が幅員4メートル以上の道（第43条第1項に規定する道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な一定の基準に適合するものに限る。）に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し一定の基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、同項の規定は適用しないものとする。

(2) 接道規制を条例で付加できる建築物の対象の拡大（第43条第3項第五号関係）

地方公共団体は、その敷地が袋路状道路にのみ接する建築物で、延べ面積が150平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）について、その用途、規模又は位置の特殊性により、第43条第1項の規定によっては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加できるものとする。

6 用途規制の適用除外に係る手続の合理化（第48条第16項第二号関係）

※審査会関係（R1.6.25施行）

日常生活に必要な一定の建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な一定の措置が講じられているものの建築について第48条第1項から第7項までの規定のただし書の規定による許可をする場合においては、建築審査会の同意の取得を要しないものとする。

7 容積率規制の合理化（第52条第3項及び第6項関係）

老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積については、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする。

8 建蔽率規制の合理化

(1) 延焼防止性能を有する建築物に関する建蔽率規制の合理化

① 都市計画で定められた建蔽率の限度の数値に10分の1を加えるものとする建築物として、防火地域（都市計画において定められた建蔽率の限度が10分の8とされている地域を除く。）内にある耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物又は準防火地域内にある耐火建築物、準耐火建築物等を追加するものとする（第53条第3項第一号イ及びロ関係）。

② 建蔽率規制を適用しない建築物として、防火地域（都市計画において定められた建蔽率の限度が10分の8とされている地域に限る。）内にある耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物を追加するものとする（第53条第6項第一号関係）。

(2) 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定等がある場合における建蔽率規制の合理化（第53条第5項関係）

前面道路の境界線から後退して壁面線の指定等がある場合において、当該壁面線等を越えない建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、その許可の範囲内で、第53条第1項から第3項までの限度を超えるものとする。

9 日影規制の適用除外に係る手続の合理化（第56条の2第1項ただし書関係）

※審査会関係（H30.9.25施行）

第56条の2第1項ただし書の規定による許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令で定める位置及び規模の範囲内において増築等する場合においては、同項の規定は適用しないものとする。

10 防火地域等内の建築物に関する規制の合理化

(1) 防火地域及び準防火地域内の建築物に関する規制の合理化（第61条関係）

防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないものとする。

(2) 特定防災街区整備地区内の建築物に関する規制の合理化（第67条第1項関係）

特定防災街区整備地区内に建築することができる建築物として、耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物及び準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物を追加するものとする。

11 仮設建築物及び用途変更に関する規定の整備

(1) 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例（第85条第6項及び第7項関係） ※審査会関係（H30.9.25施行）

特定行政庁は、国際的規模の競技会等の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、建築審査会の同意を得て、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができるものとする。

(2) 既存建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和（第87条の2関係）

① 一の既存不適格建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合（第86条の8第1項に規定する場合に該当する場合を除く。）において、特定行政庁が当該2以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、全体計画に係る最後の工事に着手するまでは、第87条第3項に掲げる規定を準用しないものとする。

(1) 一の建築物の用途の変更に伴う工事を2以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。

(2) 全体計画に係る全ての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。

(3) 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。

② 第86条の8の申請の手續、認定を受けた全体計画の変更、工事状況の報告徴収、改善命令及び認定の取消しに関する所要の規定は、1の認定について準用するものとする。

(3) 建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和

（第87条の3関係）

※審査会関係（R1.6.25施行）

既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合について、仮設建築物を建築する場合（第85条）と同様に、法の全部又は一部の適用除外を認めるものとする。

なお、第87条の3第6項において、国際的規模の競技会等の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、建築審査会の同意を得て、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができるものとする。